

平成 21 年版

環境報告書



豊田市

はじめに

本市は、平成 20 年 12 月に第 3 次豊田市環境基本計画を策定しました。この計画は「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」という 3 つの社会像を掲げ、「一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします」という基本理念のもと、本市の将来都市像である「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を環境側面から推進していくものです。

また、平成 21 年 1 月には、低炭素社会の実現に向けた先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」として、国から選定されました。これを受けて、3 月に環境モデル都市アクションプラン「ハイブリッド・シティとよたプラン」を策定し、「人と環境と技術が融合する「ハイブリッド・シティ とよた」」をコンセプトとして、交通・産業・森林の 3 つの分野を中心に、活力ある低炭素社会づくりに取り組んでいます。

21 世紀は環境の世紀と言われ、環境まちづくりが今後さらに重要なテーマとなります。その一方で、環境問題は、私たちの誰もが当事者でありながら、その原因や取組の効果がわかりづらく、改善に向けた行動につながりにくいという側面を否定できません。こうした中での行政の責務は、市民の皆様にとって身近でイメージしやすく、取り組みやすい環境施策を、共働により、わかりやすく展開することであると考えています。

本環境報告書は、平成 20 年度の本市における環境の状況と環境に関する施策等を取りまとめたものです。この報告書が持続可能な社会の実現に向けて、環境問題への関心と理解を深め、具体的な行動を支援する一助となれば幸いです。

平成 21 年 12 月

豊田市長 鈴木 公平

目次

第1部 総説

- 特集1 豊田市環境基本計画改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
～一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします～
- 特集2 環境モデル都市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
活力ある低炭素社会の実現に向けた「ハイブリッド・シティ とよた」の取組

第2部 平成20年度の環境の状況と施策

- 第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進・・・・・・・・・・9
 - 第1節 環境学習・環境教育の推進・・・・・・・・・・9
 - 第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり・・・・・・・・18
 - 第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供・・・・・・・・22
 - 第4節 市の環境率先行動・・・・・・・・・・24
- 第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止・・・・・・・・27
 - 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進・・・・・・・・27
 - 第2節 交通システムの総合的な改善・・・・・・・・34
 - 第3節 事業者の取組の促進・・・・・・・・・・43
 - 第4節 森の保全・整備・・・・・・・・・・45
- 第3章 豊かな自然環境との共生・・・・・・・・・・48
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・48
 - 第2節 自然と調和できる仕組みの構築・・・・・・・・55
 - 第3節 多様な生態系の保全・・・・・・・・・・57
 - 第4節 自然のネットワークの形成・・・・・・・・63
 - 第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進・・・・・・・・70
 - 第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進・・・・72
- 第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換・・・・・・・・77
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・77
 - 第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進・・・・・・・・80
 - 第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進・・・・82
 - 第4節 廃棄物の適正処理の推進・・・・・・・・85
- 第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全・・・・・・・・90
 - 第1節 環境の状況・・・・・・・・・・90
 - 第2節 大気汚染の防止・・・・・・・・・・92

第3節	水質汚濁の防止	99
第4節	土壌・地下水汚染の防止	106
第5節	騒音・振動、悪臭の防止	108
第6節	有害化学物質による環境リスクの低減	115
第7節	快適な生活環境の確保	123

第3部 平成21年度以降に予定する環境の保全に関する施策

計画事業等一覧	129
---------	-----

資料編

別表1	環境マネジメントシステム - 環境目標達成状況	137
別表2	とよたエコアクションプラン - 環境率先行動リスト	142
別表3	グリーン調達率	143

参考資料

1	環境行政年表	147
2	環境部の業務内容	149
3	開発に関する法規制等	151
4	環境関連例規	152
5	環境関連資料	153
6	環境マネジメントシステムに定める環境方針	154

クローズアップ 目次

環境学習施設 eco-T (エコット) での取組	10
第20回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催	12
環境配慮型公共施設の改修 (エコスクール整備促進 (土橋小学校))	15
矢作川の小さな見張り番 ~ 西広瀬小学校の水質調査の取組 ~	15
エコツアー ~ 自然と私をつなぐ旅 ~	28
基幹バスへのハイブリッド車両導入	38
水環境共働ビジョン ~ 地域が支える流域の水循環 ~	66
スカイホール豊田での取組 ~ 水の有効活用 ~	71
環境の保全を推進する協定	91

第 1 部

総 説

特集 1 豊田市環境基本計画改訂

～一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします～

1 はじめに

本市では、平成 20 年 12 月、豊田市環境基本計画を改訂しました。本計画は豊田市環境基本条例に基づき、平成 7 年 3 月に策定し、平成 14 年 3 月の改訂を経て、今回が 2 度目の改訂となります。

前回の改訂から 6 年半が経過する中、一般廃棄物の増加、身近な自然の減少、公害に関する苦情など、市民の日常生活に関する環境問題が依然として残る一方、地球温暖化の進展や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が喫緊の課題となっています。こうした中で、市民の環境に配慮したライフスタイルへの関心の高まりが見られるほか、企業においても社会的責任という観点から環境に配慮した行動が実践されるようになってきています。こうした行動が、従来のライフスタイルや産業活動を大きく転換し、あらゆる活動において十分に環境配慮がなされる社会が求められています。

また、本市は平成 17 年 4 月に隣接する 4 町 2 村と合併し、自動車産業・人口が集中する都市部と、森林をはじめとする豊かな自然を有する農山村部の性格を併せ持つこととなりました。

こうした状況に加え、平成 20 年 3 月に「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を将来都市像に掲げた第 7 次豊田市総合計画を策定したことを踏まえ、環境問題に先進的に取り組み、持続可能な社会を構築するために豊田市環境基本計画を改訂しました。

本特集では、この新たな豊田市環境基本計画の概要をご紹介します。

2 計画の概要

(1) 基本的事項

本計画は、豊田市環境基本条例第 14 条に基づき、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すものです。環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画は、市政経営の基本である第 7 次豊田市総合計画における環境部門の総合計画として位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画です。第 7 次豊田市総合計画に掲げる将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を実現していくために、環境政策の全体像を示しています。

本計画の期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。中間年度である平成 24 年度に進捗状況を踏まえた点検を行うとともに、社会経済の動向や環境課題に大きな変化が生じている場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画のめざすもの

基本理念

本計画の基本理念は、「一人ひとりの行動と共働により持続可能な社会をめざします」と設定しています。

めざす社会像と目標

基本理念で掲げる「持続可能な社会」の実現に向けて、その環境的側面を踏まえ、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の 3 つをめざす社会像として掲げています。

「低炭素社会」

化石燃料の消費等に伴う温室効果ガス排

出量を大幅に削減させ、大気中の濃度を安定化させることにより、地球温暖化の危機から脱却した社会をめざします。低炭素社会の実現に向けた成果指標として、温室効果ガス排出量の削減を数値目標として掲げます。

目標

長期的な到達点（平成 62 年度（2050 年度）までに温室効果ガス排出量を半減させる）に向け、その土台づくりを行います。その過程で、平成 24 年度（2012 年度）までに温室効果ガスの排出量の 6% 減をめざします（基準年：平成 2 年度（1990 年度））。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をめざします。この生物多様性の確保に向けた成果指標として、希少種・普通種の維持や外来種の拡大防止にかかわる数値目標を掲げます。

目標

市民参加生き物調査 を充実させ、その結果を基に、希少種・普通種は維持、外来種は拡大防止をし、生物多様性を保全していきます。希少種・普通種の指標としてメダカ、ツバメの生息状況の維持を、また、生物多様性の指標として 1 調査地点当たりの対象生物の生息生育確認種数の平均値の維持をめざします（基準年：平成 20 年度（2008 年））。

市民参加生き物調査：市民参加により、各調査地点で普通種・希少種（26 種）、外来種（12 種）の計 38 種類の生物の生息生育状況を確認。調査結果は、市内全域を 48 メッシュに分割して整理。平成 20 年度から開始。詳細は 55 頁参照。

循環型社会

資源採取から生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動全段階を通じて、廃棄物の発生抑制並びに資源の循環利用を高度に高めることにより、環境への負荷をできる限り少なくする社会をめざします。こうした循環型社会の実現に向けた成果指標として、燃やすごみの量の削減、資源化率の向上、埋めるごみの量の削減を数値目標として掲げます。

目標

3R を基調とした資源循環を進め、平成 29 年度（2017 年度）までに、燃やすごみの量の 20%削減、資源化率の 35%実現、埋めるごみの量の 80%削減をめざします（基準年：平成 17 年度（2005 年度））。

（3）重点プロジェクト

3 つの社会像の実現に向け、特に課題の緊急性・重要性が高く前期 5 か年（平成 20 年度から平成 24 年度）で優先的に取り上げるべき施策・事業について、重点プロジェクトとして位置付けています。

重点プロジェクト 1

地球温暖化防止のための土台づくり

重点プロジェクト 2

地域の特성에 応じた生物多様性の保全

重点プロジェクト 3

廃棄物の発生抑制、資源の循環利用の推進

（4）基本方針

基本理念に基づき、環境側面から第 7 次豊田市総合計画で掲げた本市の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を具現化していくため、5 つの基本方針を設定しています。この 5 つの基本方針を踏まえて施策を展開します。

基本方針 1

市民の環境行動力の向上と共働の推進

市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題への正しい理解を深めていくことができるよう環境学習・環境教育の充実や市民に役立つ環境情報の提供に努めながら、豊田市民の環境行動力を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市をめざします。

基本方針 2

豊田市から取り組む地球温暖化の防止

恵み豊かな環境・資源を将来世代に着実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組み、産業技術の中核を担う豊田市として地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市をめざします。

基本方針 3

豊かな自然環境との共生

将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市をめざします。

基本方針 4

循環型のライフスタイル・産業活動への転換

ごみの発生抑制を最優先に、再利用、再生利用に積極的に取り組み、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市をめざします。

基本方針 5

安全・安心で快適な生活環境の保全

産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、すべての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市をめざします。

魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールの順守などにも積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市をめざします。

4 最後に

今後 10 年間、本計画に基づき市民一人ひとり・産・学・官の力を集結させ、地球温暖化対策、自然との共生、廃棄物問題を、今後の“まちづくり”という視点のなかで捉え、持続可能な社会の構築を推進していきます。

特集2 環境モデル都市の取組

活力ある低炭素社会の実現に向けた「ハイブリッド・シティ とよた」の取組

1 はじめに

地球温暖化が世界共通の課題として認識され、あらゆるものが環境重視に方向転換を迫られている今、本市は、「第7次豊田市総合計画」の将来都市像に『人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた』を掲げ、本市の強みである産業都市としての特性と市民活力を活かした取組を重点的かつ優先的に展開しています。

このような中、平成20年4月に国から低炭素社会の実現に向け先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」の募集がありました。世界的に「クルマのまち」として知られる本市が先駆的に取り組むことの意義を考え、名乗りを上げ「環境モデル候補都市」として選定されました。

その後、5年以内に具体化する予定の取組をまとめたアクションプランの策定等を通じ、平成21年1月23日に東海地方で唯一の「環境モデル都市」として選定されました。

2 本市の二酸化炭素の排出実態等

本市の二酸化炭素排出量は、2004年度5,839千トンであり、基準年とする1990年度の排出量と比較して5.4%増加しています。これを部門別に見ると、産業部門（61.5%）、運輸部門（15.9%）、民生業務部門（10.3%）、民生家庭部門（9.6%）、廃棄物部門（2.7%）の順となっています。

本市の二酸化炭素排出実態の特徴としては、産業部門の排出量が61.5%を占め、全国割合36.3%と比べ非常に高いこと、自動車依存度が高く、運輸部門の排出量が多いことなどが挙げられます。



本市における二酸化炭素排出割合

3 中長期の削減目標

本市の特徴や強みを発揮し得る「交通」、「産業」、「森林」での重点的な取組を前提に次のような中長期の削減目標を設定しています。なお、チャレンジ目標として、必達目標を可能な限り早期に達成するための目標として設定しています。

長期目標（2050年）

【必達】50%削減 【チャレンジ】70%削減

中期目標（2030年）

【必達】30%削減 【チャレンジ】50%削減

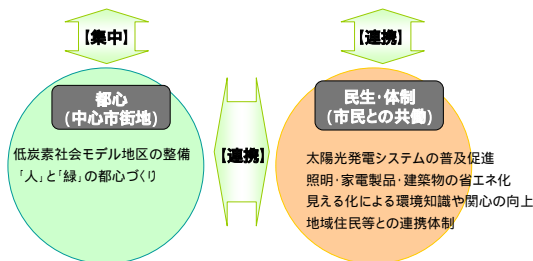
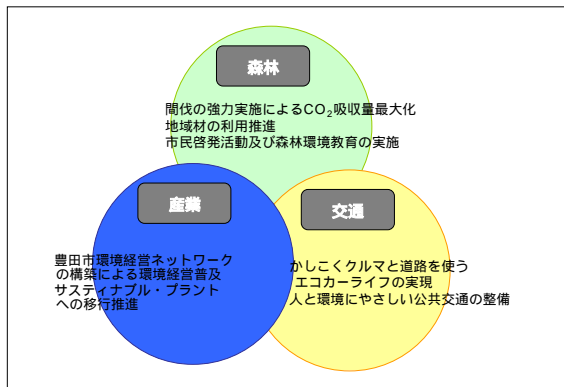
（基準年は1990年）

4 プランの構成

本市がめざす環境モデル都市は、「ハイブリッド・シティ」をコンセプトとしています。ハイブリッドとは、“異質のものが混ざり合い形成されたもの”という意味の英単語であり、異質の要素や独立した技術を融合することで、新たな価値、新たな仕組みを創出していこうという思いを込めて表現したものです。

重点的に取り組む「交通」、「産業」、「森林」の3つの分野を中心に、「都心」を市民のライフスタイルや意識改革の拠点として位置づけ、「民生」の取組を各分野の取組の支えとして展開することで、人と環境と技術が融合（ハイブリッド）する活力ある低炭素社会をめざしていきます。

アクションプランの全体構成



5 取組内容

「ハイブリッド・シティ」をコンセプトに、都心、交通、産業、森林、民生の5分野について、5年以内の具体化を予定する主な取組内容を紹介します。

(1) 環境技術による明日の快適な低炭素社会を提案するシンボリックな都心の形成 (都心)

低炭素社会モデル地区の整備

交通や住宅等に関する先進の環境技術を組み合わせたシステムを集中的に導入し、快適な低炭素社会を実体験できる「まち(モデル地区)」を都心に整備します。実証実験を通して、システムの実社会への導入と普及を誘導します。あわせて、低炭素型のライフスタイルを市民に向けて情報発信します。



低炭素社会モデル地区のイメージ

(2) 「環境と交通技術のハイブリッド」による魅力あふれる環境交通モデルの構築 (交通)

エコカーの普及

プラグインハイブリッドカー (PHV) を活用し、太陽光発電による電気で自動車が走行する環境にやさしい車の使い方を提案することで、エコカーの普及を図ります。



太陽光発電を利用したPHV用充電施設のイメージ

(3) 「環境と産業技術のハイブリッド」による持続可能な産業都市の実現 (産業)

環境経営ネットワークの構築による環境経営の普及

先進的に環境改善に取り組む企業からの協力、市からの資金補助や情報提供、商工会議所からの経営指導の一体的実施により、中小企業の二酸化炭素削減や環境経営の推進を一体的にマネジメントします。

(4)「都市と森林のハイブリッド」による森林の二酸化炭素吸収量最大化(森林)

間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開
人工林の健全化に向け、事業地の集約化をめざした地域の合意組織「森づくり会議」の設置推進を図るとともに補助制度の実施などにより強力に間伐を実施します。



「森づくり会議」現地検討会の様子

(5)「環境と暮らしの技術のハイブリッド」による環境に配慮した暮らしの実現(民生)

豊田市版エコポイントを活用した行動転換の促進
平成12年度から買物袋持参運動の促進ツールとして実施してきた豊田市共通シール(通称:エコシール)の実績を踏まえ、EXPO エコマネーをベースに周辺市町村と相互利用可能な「とよたエコポイント制度」を新たに構築し、各分野の取組の横断的な促進ツールとして展開します。

EXPO エコマネー: 2005年愛・地球博が生んだ、人と環境にやさしい環境通貨



とよたエコポイント発行イメージ

6 推進体制

本プランを推進するため、市民のライフスタイルや企業のビジネススタイルについて環境配慮優先型への変革をめざす新たな市民組織を設立し、市民・事業者の環境配慮行動を牽引する組織として展開します。

市民組織の活動は、とよたエコポイント制度を活動の促進ツールとして活用することで、さらに市民運動としての波及効果を誘引し、排出量の確実かつ大幅な削減をめざします。

また、市民・事業者の環境配慮行動を技術的、制度的にサポートする機関の設立や環境配慮行動を財政的に支援するための基金の創設もあわせて取り組んでいきます。



ロゴマーク

第 2 部

平成 20 年度の環境の状況と施策

第 1 章 市民の環境行動力の向上と共働の推進

本市では、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題を正しく理解し、自分自身の問題として捉え、自発的に環境に配慮した行動を実践する力(= 環境行動力)を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市をめざしています。

第 1 節 環境学習・環境教育の推進

施策の基本的方向

市民の環境への関心を高めるとともに、環境問題の正しい知識を深めるため、環境学習・環境教育を推進します。

1 総合的な環境学習の推進

(1) 環境学習施設 eco-T (エコット)

本市の生活系環境学習の拠点として、平成 19 年 6 月 1 日に「環境学習施設 eco-T(エコット)」を渡刈クリーンセンター内に開設しました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

eco-T は、「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、学習プログラムを実施しています。

また、eco-T は、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海 4 県のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置づけられています。

平成 20 年度は、市内小学校の公共施設見学をはじめ様々な分野での講座を開催し、21,087 人の利用がありました。 [環境政策課]

【環境学習施設 eco-T(エコット) 施設概要】

開館時間	午前 9 時 ~ 午後 5 時
休 館 日	毎週月曜日 (休日の場合は翌日)、年末年始
利 用 料	無料
住 所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内 TEL:0565-26-8058 FAX:0565-26-8068



eco-T の外観

(2) 自然観察の森

「豊田市自然観察の森」(京ヶ峰、面積 28.8ha) は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成 2 年 4 月 1 日、全国 10 か所の自然観察の森のうち、8 番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約 4km の標高 70～140m に位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、約 4km に及ぶ自然観察路や観察舎、休憩舎、学習広場、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

平成 20 年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を開催し、15,968 人の利用がありました。〔環境政策課〕

【自然観察の森 施設概要】

利用時間	【 4 月～9 月】午前 9 時～午後 5 時 30 分 【10 月～3 月】午前 9 時～午後 4 時 30 分
休館日	毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始
利用料	無料
住所	〒471-0005 豊田市京ヶ峰 2-2 TEL/FAX:0565-88-1310



自然観察の森 自然観察会

(3) 新たな環境学習施設の整備

旭高原元気村再生事業で、旭高原の環境を生かした自生ハナノキや星の観察などの自然体験型環境学習を推進するための施設整備と、自然体験プログラムの開発を進めています。〔旭支所〕

クローズアップ

環境学習施設 eco-T (エコット) での取組

eco-T (エコット) は、市民主体による施設運営を基本方針に掲げており、その成果として、eco-T の活動を通じて知り合った市民を中心とした団体「特定非営利活動法人とよた^{びと}エコ人プロジェクト」が平成 21 年 3 月に設立されました。〔環境政策課〕



eco-T インタープリター

2 家庭、地域、職場等における環境学習の充実

(1) 環境学習機会の充実

燃料電池自動車普及啓発事業

本市では、環境意識の高まりと新エネルギーや技術への関心の向上をねらい、あいち FCV 普及促進協議会（民間企業と自治体）との連携により、燃料電池自動車の普及啓発活動や、小中学生向けの燃料電池自動車授業を実施しています。

平成 20 年度は、産業フェスタでの燃料電池自動車試乗会を実施し、約 1,000 人が参加したほか、全小中学校において燃料電池自動車授業を実施しました。〔産業労政課〕

ライトダウンキャンペーン

環境省では、平成 15 年（2003 年）から地球温暖化防止の普及啓発として、全国のライトアップ施設や各家庭の電気の消灯を呼びかける「CO₂ 削減 / ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

平成 20 年度は、6 月 21 日から 7 月 7 日までをキャンペーン期間とし、特に、6 月 21 日（夏至の日）の夜を「ブラックイルミネーション 2008」と、7 月 7 日（クールアース・デー）の夜を「セタライトダウン」と題し、午後 8 時から午後 10 時までの 2 時間、全国のライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すことが呼びかけられました。

本市では、このキャンペーンの趣旨に賛同して、市役所をはじめ公共施設で消灯を実施したほか、市内のライトアップ施設にも消灯を広く呼びかけました。〔環境政策課〕

平成 20 年度 ライトダウンキャンペーンの参加状況

実施日	キャンペーン名	参加施設
6 月 21 日	（夏至の日）ブラックイルミネーション 2008	101 施設
7 月 7 日	（クールアース・デー）セタライトダウン	97 施設

スターウォッチング

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、星空観察という身近な方法によって、大気の状態や光害^{ひかりがい}のひとつである夜空が明るくなる現象について、多くの人に考えてもらうことを目的として、環境省が昭和 63 年度から全国の地方公共団体、学校、市民グループ等に呼びかけ、年に 2 回（夏期・冬期）実施しています。

平成 20 年度、本市では、豊田市スターウォッチング実行委員会（豊田天文クラブ、産業文化センター、旭高原元気村、環境政策課にて構成）が主体となり実施したほか、平成 20 年 10 月 4 日、5 日の第 20 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催を契機に組織された 12 の小学校「大気見守り隊（星空継続観察校）」が、平成 20 年度の夏の調査から観察を開始しました。

〔環境政策課〕

平成 20 年度 全国星空継続観察の参加状況

実施団体	夏 期				冬 期				
	月日	延べ人数	観察結果		月日	延べ人数	観察結果		
豊田市スターウォッチング実行委員会	8/ 2	35 人	晴れ	8.6	1/24	11 人	晴れ	8.9	
大気見守り隊	小清水小学校	8/12	86 人	晴れ	6.8	1/29	76 人	曇り	-
	美山小学校	7/29	33 人	晴れ	8.3	1/16	15 人	晴れ	8.5
	寿恵野小学校	7/29	30 人	晴れ	8.5	1/27	20 人	うす曇り	4.8
	東広瀬小学校	7/29	75 人	晴れ	8.6	1/16	49 人	晴れ	8.6
	藤沢小学校	7/29	25 人	晴れ	6.5	1/23	11 人	曇り	-
	土橋小学校	7/29	6 人	晴れ	10.6	1/23	9 人	曇り	-
	五ヶ丘小学校	曇天等により実施せず							
	五ヶ丘東小学校	7/24	32 人	晴れ	9.3	1/26	12 人	曇り	-
	冷田小学校	7/29	11 人	うす曇り	7.8	1/26	4 人	曇り	-
	明和小学校	7/29	14 人	快晴	9.5	1/20	18 人	快晴	8.9
	大蔵小学校	7/25	22 人	快晴	9.8	1/23	21 人	曇り	-
花山小学校	7/30	13 人	うす曇り	6.9	1/29	34 人	曇り	-	
合 計		382 人				280 人			

観察結果：それぞれの双眼鏡による観察結果の平均観察等級である。

第 20 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会は、「未来に届けたい！緑豊かな自然と澄んだ空」を大会テーマとして、高円宮妃殿下の御臨席を賜り、全国各地から多数の方に参加をいただき、平成 20 年 10 月 4 日（土）、5 日（日）の 2 日間、豊田市民文化会館ほかで開催されました。



全国大会の様子

大会では、小清水小学校と東広瀬小学校の「大気見守り隊」による星空観察会の報告をはじめ、宇宙飛行士の毛利衛さんの記念講演「宇宙からの贈りもの」など、子どもたちに多くのことを感じさせ、夢と希望を抱かせることのできた大会となりました。〔環境政策課〕

（ 2 ） 環境学習活動への支援

環境学習指導者育成事業

地域や学校での環境学習活動を支援する指導者を養成するため、環境学習指導者育成講座を開催しています。

平成 20 年度は、「教職員向け環境学習講座」のほか、eco-T（エコット）での「展示解説ボランティア育成講座」や「地域インテリター育成講座」及び自然観察の森での「調査ボランティア養成講座」を開催しました。〔環境政策課〕

平成 20 年度開催の環境学習指導者育成講座

講座名	内容等
新規採用教職員研修	開催日 4 回（7/2・7/9・7/16・8/29） 参加者 94 人
新規採用職員（教育保育職）研修	開催日 1 回（11/5） 参加者 64 人
展示解説ボランティア育成講座 （eco-T 開催）	開催日 6 回（1/20・1/27・2/3・2/10・2/17・2/24） 参加者 10 人 うち 9 人がボランティア登録
地域インテリター育成講座 （eco-T 開催）	開催日 5 回（7/1・7/15・7/20・8/5・9/9） 参加者 25 人 うち 18 人がボランティア登録
調査ボランティア養成講座 （自然観察の森開催）	開催日 6 回（9/6・9/13・9/21・9/28・10/12・11/1） 参加者 21 人

環境学習教材の貸出・提供

eco-T（エコット）では、自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できる COD パックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用のグッズなどを各種取り揃え、市内の小中学校、こども園、交流館などに貸出や提供を行っています。

平成 20 年度は、52 団体（個人）の利用がありました。〔環境政策課〕

環境学習ネットワーク（とよた eco - NET）の構築

eco-T（エコット）や自然観察の森のホームページを利用して、環境イベントの情報や環境学習に関する情報を提供する環境学習ネットワーク（とよた eco-NET）を構築します。

平成 20 年度は、eco-T での環境学習プログラムを更新するとともに、既存の環境学習に関する情報を収集しました。〔環境政策課〕

3 学校教育における環境教育の充実

（1）学習内容の充実

都市と山間の教育交流事業

平成 17 年度の市町村合併により、本市はさまざまな自然環境や歴史・文化が共存する広域な市となりました。市内の都市部と山間部の学校間交流を促進することで、社会性を育むとともに市域の多様さを学びます。

平成 20 年度は、33 校、延べ 6,960 人の子どもたちがこの事業に参加しました。合同で学校行事を開催したり、それぞれの町の特色を発表し合ったりする交流を通して、自分の住む地域の“よさ”を再認識し、ふるさと豊田市に愛着と誇りのもてる子どもの育成をめざしています。

〔学校教育課〕

清掃工場、不燃物処分場等の見学・学習（小学校 4 年生対象）

小学校 4 年生の社会科「地域の人々の生活にとって必要な廃棄物の処理」の学習を充実させるために、渡刈クリーンセンターやグリーン・クリーンふじの丘の見学を実施しています。

〔学校教育課〕

平成 20 年度の見学学習への参加実績

見学場所	見学した学校（％）	見学人数
渡刈クリーンセンター	71 校（93.4％）	4,191 人
グリーン・クリーンふじの丘	57 校（75.0％）	3,345 人

地域の人的資源を活用した総合的な学習の推進

本市では、国際理解や福祉と並んで「環境」をテーマとして総合的な学習に取り組んでいる小中学校が多くあります。矢作川の水質調査を実施している西広瀬小学校や愛鳥活動を継続している滝脇小学校など、自然環境に恵まれた地域にある学校では、地域の人々の協力を得ながら特色のある活動を展開しています。

また、本市では子どもたちの身近な問題や環境に関する学習をより効果的に進めるために、「チャレンジ&ドリーム校推進事業」などで各学校の特色ある教育活動を支援しています。学校により、実態は異なりますが、平成 20 年度ではほとんどの学校において地域講師を招いた活動が実施されています。その中で環境学習に関する人的活用の内容には、次のようなものが見られました。〔学校教育課〕

地域講師を招いた活動内容例

野菜・果物作り、地域の食材を活かした調理やおやつ作り、稲作、生き物飼育学習、地域環境美化活動、花作り、伝統的日本人食作り、水質汚濁調査、炭焼き活動、和紙制作

緑のカーテン

平成 20 年度から、小中学校における夏の教室の暑さ対策として「緑のカーテン」の設置事業を始めました。(協力校：小学校 6 校、中学校 3 校)

教室の南窓側へ植えた「ヘチマ・ニガウリ・アサガオ」が成長して直射日光を遮り、夏場の教室内温度の上昇を抑制する「緑のカーテン」設置の効果を、気温測定等により検証しました。また、各学校において環境教育の教材としてもさまざまに活用されており、今後の可能性が期待されます。〔教育行政課〕

緑のカーテン実施校

実施校	実施箇所(数)
前山小学校	2 教室分×3 階まで(6 教室)
美山小学校	2 教室分×3 階まで(6 教室)
花山小学校	1 教室分×2 階まで(3 教室)
逢妻中学校	1 教室分×2 階まで(2 教室)
美里中学校	1 教室分×3 階まで(3 教室)
小原中学校	1 教室分×2 階まで(2 教室)
大蔵小学校	5 教室分×1 階(5 教室)
幸海小学校	4 教室分×1 階(4 教室)
豊松小学校	5 教室分×1 階(5 教室)



花山小学校 緑のカーテン

中庭の芝生化

平成 20 年度末に小中学校 3 校の中庭芝生化工事を完了しました。土やアスファルトだった地面を芝生にすることで、気温の上昇抑制や、砂ぼこりの飛散防止等さまざまな効果が期待されます。(協力校：小学校 2 校・中学校 1 校)〔教育行政課〕

中庭芝生化実施校

実施校	施工面積
拳母小学校	300 m ²
小清水小学校	347 m ²
高岡中学校	110 m ²



小清水小学校 中庭芝生

クローズアップ

環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））

土橋小学校は、環境省補助事業である「学校エコ改修と環境教育事業（エコフロー事業）」モデル校に指定されました。

土橋小学校は、4,000本の樹木に囲まれた緑豊かな学校で、「みどりの学習」や「緑探検ウォークラリー」など環境教育にも力を入れています。環境に配慮した校舎の改修を教育に生かすエコフロー事業において、土橋小学校にふさわしいエコ改修となるように、専門家を招き勉強会やグループワークをする研究会を立ち上げます。〔教育行政課〕



土橋小学校

（２）環境教育への支援

水生生物調査

水生生物調査は、川に生息する水生生物の種類や数を調査することで、その河川の水質汚濁状況を知ることができる調査で、調査を通して、川に親しみ身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。

本市では、調査に必要な手引きや調査グッズの支援を行っています。平成6年度から小学校2校で調査が開始され、平成20年度は、小学校19校で22河川38地点の調査が実施されました。

〔環境政策課〕



水生生物調査の様子

クローズアップ

矢作川の小さな見張り番 ～西広瀬小学校の水質調査の取組～

昭和51年7月、西広瀬小学校の児童たちは、目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成21年3月31日で連続11,960日になりました。

この活動は、流域の住民の共感呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成10年度には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。〔環境政策課〕



西広瀬小学校水質調査

平成 20 年度 水生生物調査結果

小学校名	参加人数	調査日	調査地点		判定結果
			河川名	地点名	
大畑小学校	12 人	7/4	広見川	阿賀滝橋付近	少しきたない水
加納小学校	50 人	7/10	籠川	東橋付近	少しきたない水
				籠川・加納川合流点	少しきたない水
西広瀬小学校	14 人	6/11	飯野川	広瀬橋付近	少しきたない水
中金小学校	14 人	7/7	力石川	中金小上流	きれいな水
				中金小中流	少しきたない水
				中金小下流	きれいな水
上鷹見小学校	34 人	9/24	一ノ瀬川	上鷹見橋上流	きれいな水
				上鷹見橋下流	きれいな水
			桜田川	桜田川	きれいな水
市木小学校	109 人	7/15	市木川	岩本橋上流	きたない水
				前田橋上流	きたない水
				誠橋上流	きたない水
幸海小学校	57 人	7/4	白山川	幸海橋付近	きたない水
			矢並川	落合橋付近	少しきたない水
豊松小学校	19 人	7/1	仁王川	豊栄橋上流 100m	きれいな水
				豊栄橋上流付近	少しきたない水
				豊栄橋下流付近	少しきたない水
九久平小学校	35 人	7/1	滝川	河原橋付近	きれいな水
追分小学校	7 人	7/3	巴川	白さぎ館前	きれいな水
			朝日川	足助生コン前	少しきたない水
大蔵小学校	7 人	7/15	久木川	大蔵橋下流	きれいな水
明和小学校	11 人	7/1	菅生川	千田町	きれいな水
				五反田町	少しきたない水
			阿摺川	明川町	きれいな水
花山小学校	26 人	7/9	郡界川	花山川付近	きれいな水
萩野小学校	6 人	7/2	足助川	萩野小上流	きれいな水
				萩野小下流	きれいな水
			菅生川	萩野小裏付近	きれいな水
本城小学校	10 人	6/24	田代川	田代川	きれいな水
敷島小学校	12 人	7/16	阿摺川	阿摺川	きれいな水
			大坪川	大坪川	少しきたない水
巴ヶ丘小学校	14 人	7/9	巴川	大羽橋付近	少しきたない水
東広瀬小学校	18 人	6/24	広田川	東広瀬こども園横	きたない水
寺部小学校	46 人	6/20	加茂川	東山橋上流	きたない水
				東山橋下流	きたない水
				藤塚橋上流	きたない水
				花ヶ崎端上流	きたない水
合計	19 校	501 人	22 河川	38 地点	17
					12
					9
					0

こどもエコクラブ

次の世代を担う子どもたちが環境を大切にする意識を持ち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は「こどもエコクラブ事業」を通じて子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しています。

本市では、eco-T（エコット）を事務局としてクラブに関する支援を行っています。

平成 20 年度は、19 クラブ 361 人が登録し、自然観察、水生生物調査、ごみの調査などの活動を行いました。また、2 月 1 日に豊田スタジアムで開催された「環境シンポジウム in 豊田」にて交流発表会を開催し、クラブ活動を発表しました。

〔環境政策課〕



こどもエコクラブ交流発表会



こどもエコクラブキャラクター
「エコマル」

小学生向け環境補助教材

環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「ぼくもわたしもエコレンジャー」（小学 4 年生向け）、「めざせスーパーエコレンジャー」（小学 6 年生向け）を作成しています。

4 年生向けは、「水」「ごみ」「自然観察」のテーマに、6 年生向けは、「エネルギー」「空気」「食べ物」のテーマに分かれており、それぞれテーマについて学んだり、調べたりして、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。〔環境政策課〕



小学生向け環境補助教材

第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり

施策の基本的方向

市民の環境に配慮した自発的な行動を促すための支援や、仕組みをつくります。

1 環境行動を促す支援

環境活動団体への支援

魅力と誇りある地域づくり推進事業 - “わくわく事業”

わくわく事業は、地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する新しい発想の地域活動支援制度です。「わたしたちの地域は、わたしたちの手でもっと住みよくおもしろく」を合言葉に、地域の皆さんで身近なまちづくり活動に取り組んでいます。

地域会議による公開審査に基づき、市長が補助事業、補助額などを決定し、団体に補助金を交付します。

平成20年度は、全体として257件（参加人数延べ23,306人）の事業が助成を受け、うち環境保全などに関する事業は98件（参加人数延べ7,781人）でした。〔自治振興課〕

自治区活動（まちと川を美しくする会）への支援

市内の自治区で組織する「まちと川を美しくする会」主催による環境美化活動が春と秋の年2回市内一斉に行われます。本市では、ごみの回収に必要な土のう袋、ごみ袋の支給を行っています。また自治区が集めたごみを市が業者に委託して、収集運搬しています。

平成20年度は、延べ196,365人（春は103,180人、秋は93,185人）が参加し、延べ564自治区で環境美化活動が実施され、839,015kgのごみを収集運搬しました。〔自治振興課〕

市民活動促進事業

市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野に関する事業を行う団体のうち、NPO活動を始めようとする団体、またNPO活動を行っている団体で経営基盤の弱い団体を主な対象とし、助成金を交付しています。1年目10万円、2年目5万円を限度とし、審査会及び成果発表会において認められた団体に助成しています。（1年目、2年目とも10団体まで）

平成20年度は、助成団体総数15団体（1年目5団体、2年目10団体）助成金額総額1,000千円であり、うち環境活動関係の団体は3団体（1年目1団体、2年目2団体）助成金総額は20万円でした。〔共働推進課〕

平成20年度はじめの一步助成団体（うち環境活動関係団体）

団体名	助成額	活動内容
NPO法人花やか豊田プラント	10万円 (1年目)	花飾りを通してのまちづくり推進、歩道の除草作業を通しての道路環境保全、高齢者の就労機会の拡充支援
NPO法人グリーンガラスロッツ	5万円 (2年目)	国内、世界の人々に対しての環境保全の活動
NPO法人豊田・加茂菜の花プロジェクト	5万円 (2年目)	菜の花の遊休地等への作付け及び生産、観光資源への活用

2 環境行動を促す仕組みづくり

とよたエコライフ倶楽部の活動

本市では、消費者、事業者及び行政が一体となり、全市的な「買物袋持参運動」を展開しています。

この運動は、単にレジ袋の削減にとどまらず、余分な包装を断るなど、ごみを元から断ち、資源を無駄にしない社会づくりを進めていくために、身近なことから取組むものです。そして、この運動を契機に、環境にやさしい生活（エコライフ）が市民の間に広まり、商店や製品づくりも環境に配慮したものに変わっていくことをめざしています。

この運動の推進母体として、平成 11 年 3 月に市民・事業者・行政など 69 団体で発足した「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」は、平成 12 年 6 月に豊田市共通シール（エコシール）制度を開始し、一層の市民参加と自主性を促すため平成 16 年 4 月に「とよたエコライフ倶楽部」と改名、組織変更しました。

平成 20 年度の主な事業内容は、次のとおりでした。

〔環境政策課〕

出前講座

エコライフ倶楽部会員が、市民の目線で「地球にやさしい暮らし方」を伝えることを目的として出前講座を行っています。楽しみながらエコライフを実践できるようなメニューを使い、自治区や学校、交流館など様々な場所で実施しています。

平成 20 年度は、42 講座を実施し、11,509 人にエコライフを伝えることができました。



買物袋持参運動



出前講座の様子

第 8 回とよたエコライフ賞

買物袋持参運動を始めエコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、循環型社会の実現に寄与することを目的として、環境にやさしい「地道」「ユニーク」「身近」な取組を募集しました。

平成 20 年度は、51 件の応募があり、20 件の個人・団体・事業者を表彰しました。



エコライフ賞表彰式

とよたエコライフ倶楽部全体会の開催

平成 21 年 2 月 28 日、eco-T（エコット）において、「平成 20 年度とよたエコライフ倶楽部全体会」を開催しました。全体会は「レジ袋削減に関する協定締結式」と「第 8 回とよたエコライフ賞表彰式」を同時に開催しました。全体会では、平成 20 年度の事業報告及び倶楽部会員による活動発表を行いました。



全体会の様子

豊田市共通シール（エコシール）とレジ袋無料配布中止

平成 12 年 6 月から「買物袋持参共通シール制度」を実施し、平成 14 年 6 月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続してきました。

平成 20 年度の発行枚数は、21,586,549 枚でした。

エコシール発行枚数推移

(枚)

年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
発行枚数	4,479,475	4,737,910	5,381,740	5,779,048	6,218,670	10,076,767	21,586,549

豊田市共通シール制度の継続の結果、買物袋の持参率は飛躍的に向上し、レジ袋無料配布中止の社会的条件は整いました。

平成 19 年 9 月に開始した 4 店舗でのモデル事業を経て、平成 20 年 2 月にとよたエコライフ倶楽部と 34 事業者 70 店舗が「レジ袋削減に関する協定」を締結し、平成 20 年 4 月 1 日からレジ袋無料配布中止を本格実施しました。

また、さらなる拡大をめざし、ドラッグストア等と協議を行ない、12 月 1 日からは新たに 10 事業者 28 店舗と協定を締結しレジ袋無料配布中止店舗が拡大しました。

平成 20 年度は、毎月 90%近いレジ袋辞退率であり、市民のライフスタイルに買物袋持参が定着しました。

このことにより、買物袋持参運動当初の目的を達成したため、平成 21 年 5 月末日をもって豊田市共通シールの発行を中止することとしました。制度終了に向け、駅前、店頭にて啓発活動を実施し、終了周知に努めました。

【レジ袋削減に関する協定内容】

- ・マイバッグ持参の呼びかけ、レジ袋無料配布の中止
- ・マイバッグ持参率 70%以上の達成
- ・有償レジ袋収益金の社会還元
- ・貸出袋の提供

平成 20 年度 買物袋持参率の推移 (単位：%)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
食料品店	86.7	87.3	88.1	87.7	87.9	87.9	88.4	87.8	88.3	88.0	89.1	89.4
ドラッグストア	—	—	—	—	—	—	—	—	83.0	83.8	85.6	86.8
その他店	91.1	92.0	92.0	94.0	94.4	94.5	94.7	94.9	96.0	96.6	96.8	96.1
合計	86.8	87.4	88.1	87.8	88.1	88.0	88.5	88.0	87.6	87.5	88.7	89.2

過去の年度別市内大型店舗における買物袋持参率の推移（％）

業 種	運動前	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
食料品店	0.5	7.4	15.6	18.3	18.5	18.2	18.0	17.8	18.0	26.1
その他店			2.3	3.0	3.2	3.3	3.3	2.7	2.8	3.8
全店平均			12.2	15.4	15.6	15.4	15.2	14.7	15.1	21.1

レジ袋無料配布中止開始年の1年間（平成20年4月～平成21年3月）の削減効果（協定店）

レジ袋削減枚数	2,950万枚
レジ袋削減重量	292t（1枚9.9gとして計算）
原料となる原油削減量	540,600ℓ（1枚につき18.3mlとして計算）
処理費用の削減	975万円（焼却しなかったことによる費用削減）
二酸化炭素削減量	918t（焼却しなかったことによる削減として算出）

とよたエコポイントを活用した行動転換の促進

豊田市共通シール制度終了後も市民の一層のエコライフ推進のために、とよたエコライフ倶楽部に共通シール制度検討委員会を設置し期限後の方策を検討した結果、デジタル管理が可能な「とよたエコポイント制度」として、二酸化炭素削減の取組に重点を置いた新たな制度を開始することにしました。

とよたエコポイント制度は、2005年愛・地球博で始まったEXPOエコマネーシステムを活用したポイント発行制度で、電子マネー等のFeliCa（フェリカ）チップ製造IDを利用してデジタル管理による電子ポイントを発行します。ポイント発行については幅広い層が対象となることを考慮し、電子ポイントだけではなく、市民に定着した「豊田市共通シール制度」を継承するオリジナルシールによるポイントの発行も行います。発行されたポイントは、EXPOエコマネーシステムを活用しているので、周辺市町とのポイント相互利用も可能です。

この制度を活かして、市民の消費行動、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動の促進、市民活動そのものの活性化、異なる活動分野の横断的連携の促進を図ります。

平成20年度は、11月からおいでんバス5台に無人ポイント発行端末を試行的に設置し、バス利用者へのポイント発行をしました。

おいでんバス無人端末試行設置のポイント発行状況（単位：ポイント）

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発行件数	29	76	76	121	119	421

第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供

施策の基本的方向

市民が環境に配慮した行動をするために必要な情報を収集し、効果的に提供します。

1 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供

(1) 年次報告書の発行

市内の環境に関して、各種年次報告書を作成し、発行しています。〔環境政策課ほか〕

市が発行する環境関連の年次報告書（平成20年度）

名称	発行年月	サイズ	内容	担当課
平成20年版 環境報告書	H20.10	A4/123頁	平成19年度の市の環境の状況、 環境施策の概要のまとめ	環境政策課
平成20年版 環境調査報告書	H20.10	A4/388頁	平成19年度の市の調査、規制の 状況、調査測定、データ、実績報告	環境保全課
平成20年版 清掃事業の概要	H20.12	A4/114頁	平成19年度の清掃事業の概要	ごみ減量推進課
平成20年 豊田市下水道年報	H20.9	A4/78頁	平成19年度の下水道事業の概 要	下水道総務課 下水道維持課 下水道建設課

(2) 大気環境に関する情報の公開

環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」や県のホームページ「あいちの環境」を利用し、最新時刻における市内の大気環境等の状況を提供しています。〔環境保全課〕

2 環境行動を支援するための情報の収集と提供

(1) 環境イベントの情報や環境に関する情報の提供

eco-T(エコット)や自然観察の森のホームページを利用して、環境イベントの情報や環境学習に関する情報を提供しています。第1章第1節2(2)「環境学習ネットワーク(とよたeco-NET)の構築」(13頁)を参照してください。〔環境政策課〕

(2) ごみの分け方、出し方に関する情報提供

ごみの分け方、出し方に関して、毎年広報とよた3月15日号に折り込んで全世帯に配布しています。〔ごみ減量推進課〕

ごみの分け方、出し方に関する市発行物

名称	発行年月	サイズ	内容	担当課
資源・ごみの分け方、出し方 (2009年度版ごみカレンダー)	H21.3	A4/8頁	資源・ごみの収集日と正しい分け 方、出し方を示したもの	ごみ減量推進課
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	H21.3	A4/14頁	ごみの分別の方法や資源リサイク ル等をわかりやすく解説	ごみ減量推進課

(3) 家庭で使わなくなった物に関する情報の提供

家庭で使わなくなった物に関する情報提供を定期的に行い、必要とする人が再使用できる仕組みを継続して実施しています。〔商業観光課〕

(4) 交通情報の提供

基幹バスの利用支援として、バスロケーションシステムを導入し、バスの位置情報などを利用者に提供しています。また、豊田市 ITS 情報センター「みちなびとよた」から、公共交通情報や駐車場満空情報などを提供するとともに、ITS 車載器の導入や歩行者移動支援情報の提供によって、交通における環境負荷の低減を図っています。〔交通政策課〕

(5) 事業者向けの環境に関する情報の提供

事業者支援 Web サイト「とよた産業ナビ」において、環境に関する助成制度や相談などの支援情報を提供しています。〔産業労政課〕

第4節 市の環境率先行動

施策の基本的方向

市自らが環境に配慮することにより、市民の環境に配慮した行動を促進します。

1 環境マネジメントシステムによる継続的改善

市役所本庁舎は、平成12年11月に環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、継続的に環境保全及び環境改善を進めています。

平成20年度は、豊田市環境基本計画の改訂にあわせて環境方針を改定した他、認証の適用範囲に「グリーン・クリーンふじの丘」を加え、さらなる環境負荷の低減を図りました。また、10項目の環境目的に対し、44項目の環境目標を設定し、その内40項目が達成、4項目が達成できませんでした。平成20年度の環境目標達成状況は、資料編別表1(137頁)を参照してください。

〔環境政策課〕

2 日常業務における環境負荷の低減

(1) とよたエコアクションプラン(豊田市環境率先行動計画兼地球温暖化防止実行計画)

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画です。本市職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。

この計画では、省資源、省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の使用促進、廃棄物の減量とリサイクルの推進、車両の適正使用及び低公害車の導入促進についての措置についての目標と、温室効果ガスの総排出量に関する目標を設定しています。

目標を達成するために、具体的な取組行動(環境率先行動)を定め、全職員がそれに基づいて行動しており、四半期毎にチェックシート等での確認及び評価を行っています。

平成20年度の具体的な取組行動は、資料編別表2(142頁)を参照してください。

〔環境政策課〕

(2) 公共工事における環境配慮指針

環境配慮指針の目的

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様(材料、構造等)及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施することを目的としています。

〔技術管理課〕

環境配慮指針取組実績

平成12年4月以降の市発注工事において、分類毎に目標数値を掲げ推進してきました。平成20年度は5工種13分類とし、751件の工事で確認したところ、13分類すべてにおいて目標数値を上回ることができました。

〔技術管理課〕

分類別配慮項目数・配慮率実績

工種	分類	件数	の総数	×の総数	H20年度実績	H20年度目標値
道路	道路 - 1	80	684	205	79.1%	65%
	道路 - 2	71	423	249	66.8%	45%
	道路 - 3	75	244	126	67.6%	60%
	土木施設	39	182	29	87.0%	75%
河川・排水路	河川 - 1	20	161	38	81.5%	70%
	河川 - 2	23	122	40	77.3%	65%
水道・下水道	上水道	197	897	469	60.5%	55%
	下水道 - 1	55	326	113	75.8%	65%
	下水道 - 2	4	20	12	62.5%	55%
面整備	面整備	43	272	50	88.1%	75%
建築	建築	94	342	89	88.5%	65%
	設備	42	184	18	93.3%	75%
	その他	8	14	4	81.9%	70%
工事全体		751	3,871	1,442	74.5%	61.8%

主な配慮事項は次のとおりです。

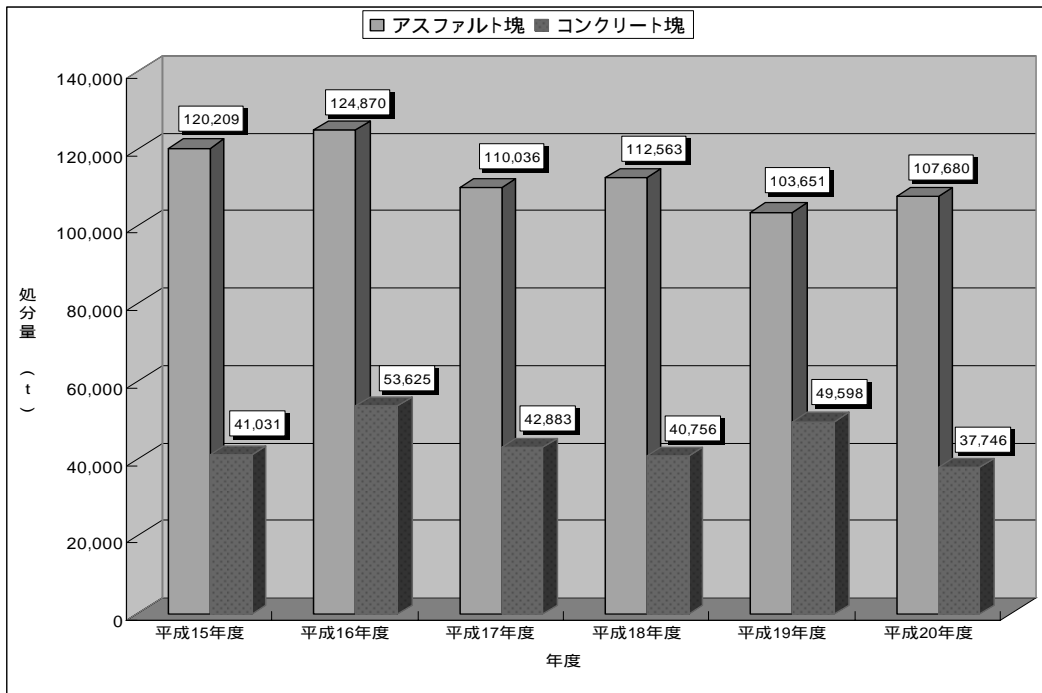
公共工事における主な配慮事項

配慮事項	具体的取組	件数
緑化の推進	工事に伴って生じる裸地等へは積極的に緑化をするよう努める	63件
省資源・省エネルギー対策	型枠を使用しない工法の採用に努める	89件
	維持管理の容易な構造となるよう努める	89件
環境負荷の少ない製品の使用推進	間伐材の活用を推進する	252件
人にやさしい環境づくりの推進	障がい者、高齢者等に配慮し、人にやさしい街づくりを推進する	107件

公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成20年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は145,426tで、再利用率は100%でした。〔技術管理課〕

建設廃棄物処理量年度別推移



(3) グリーン購入の実践

国による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）の施行に伴い、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

平成20年度は、156の特定調達品目について目標数値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。特定調達品目ごとの実績は、資料編別表3（143頁）を参照してください。
〔契約課、環境政策課〕

第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止

本市では、恵み豊かな環境・資源を将来世代に確実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような、環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組む、産業技術の中核を担う豊田市として、地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市をめざしています。

第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

施策の基本的方向

低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換と定着を促進することにより、民生部門の二酸化炭素排出量を削減します。

1 エコライフの推進

(1) 豊田市共通シール(エコシール)制度

平成12年6月から「買物袋持参共通シール制度」を実施し、平成14年6月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続してきました。

詳細は、第1章第2節2「とよたエコライフ倶楽部の活動」(19頁)を参照してください。

〔環境政策課〕

(2) Web版環境家計簿の利用促進

Web版環境家計簿とは、家庭の電気やガス、水道などの使用量や金額を把握することで、省エネに役立てるためのインターネット上のツールです。

平成20年度は、環境省が運営する「我が家の環境大臣」制度を活用したWeb版環境家計簿の利用促進のため、モニター調査を実施し、市内65世帯が参加しました。調査の結果、取組前(前年)と比較し、年間に換算すると1世帯当たり光熱水費1,243円、二酸化炭素97kgが削減されました。詳細は以下のとおりです。

〔環境政策課〕

【調査概要】

- ・調査期間：9月1日～12月31日(4か月間)
- ・調査世帯：65世帯
- ・調査内容：調査前後の電気・ガス・水道の使用量把握及びアンケート



「我が家の環境大臣」ロゴ

調査結果(取組前(昨年同期間)と比較した場合)

	一世帯当たりの平均(年換算)	参加者全体の調査期間合計
光熱水費(円)	1,243	26,924
二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	97	2,108
・電気・ガス・水道使用量のどれか一つでも削減効果があった世帯は、全体の77% ・電気・ガス・水道の使用による二酸化炭素排出量が2.8%削減		

(3) 省エネナビの活用による省エネの促進

省エネナビとは、家庭の電気使用量や電気料金相当額をリアルタイムで表示し、電気使用量が設定した省エネ目標を超えると自動的にお知らせする機能を備え、これらを活用することで、使用者自身が電気使用量の実態に気づき、省エネ行動を実践するきっかけとなる機器です。

平成 20 年度は、省エネナビを活用した、家庭における省エネ対策を促進するためのモニター調査を実施し、74 世帯が参加しました。調査の結果、取組前（前年）と比較し、年間に換算すると 1 世帯当たり光熱水費 2,031 円、二酸化炭素 276kg が削減されました。詳細は以下のとおりです。

〔環境政策課〕

【調査概要】

- ・ 調査期間：9 月 1 日～1 月 31 日（5 か月間）
- ・ 調査世帯：74 世帯
- ・ 調査内容：調査前後の電気使用量及びアンケート



省エネナビ

調査結果（取組前（昨年同期間）と比較した場合）

	一世帯当たりの平均（年換算）	参加者全体の調査期間合計
光熱水費(円)	2,031	58,404
二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	276	7,933
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気使用量の削減効果があった世帯は、全体の 68% ・ 電気の使用による二酸化炭素排出量が 7.8%削減 		

(4) エコツアーにおけるカーボンオフセット

近年、全国各地の観光名所を巡り歩く従来型の旅行とは違う、地域の自然や文化とのふれあいを求める「エコツアー」への関心が高まってきました。

本市では、平成 20 年度にモニターツアーを 2 本実施しました。このツアーでは、カーボンオフセットの仕組みを利用し、バス移動で排出する二酸化炭素に相当するグリーン電力（太陽光発電）を購入し、環境にやさしいツアー（エコツアー）としました。

〔環境政策課〕

カーボンオフセット：生活活動などで生じる二酸化炭素の排出量を自然エネルギー購入や植樹活動などによって埋め合わせをする仕組み

クローズアップ

エコツアー～自然と私をつなぐ旅～

市民の自然や環境保全への意識の向上と行動のきっかけづくりのため、エコツアーを 2 回実施しました。地域の自然や文化とのふれあいのほか、参加者が自然保全活動や環境美化活動を実践する体験型のツアーとしました。

〔環境政策課〕

- 「矢並湿地と大栗山（稲武地区）」
実施日：10 月 11 日（参加者 18 人）
内 容：大栗山オオキツネノカミソリの
保全作業及び矢並湿地の見学
- 「名木めぐり（藤岡地区）」
実施日：11 月 15 日（参加者 26 人）
内 容：藤岡地区の名木の見学及び名木
周辺のごみ拾い活動



エコツアー（矢並湿地の見学）

2 住宅等の省エネルギー化の促進

(1) 住宅用高効率給湯器の普及促進

住宅用高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器）の設置に対する補助制度を平成 19 年 4 年から行っています。市民の省エネルギー機器導入を促進することで地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

平成 20 年度の補助件数は 2,561 件、補助合計額は 82,920 千円でした。これによる二酸化炭素の削減量は 992.7t-CO₂/年と算定しており、これは約 191 世帯が 1 年間に排出する二酸化炭素量に相当します。〔環境政策課〕

住宅用高効率給湯器設置費補助制度実績

年度		平成 19 年度	平成 20 年度	合計
補助件数 (台)		1,952	2,561	4,513
	CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ給湯器	1,261	1,546	2,807
	ガスエンジン給湯器	41	39	80
	潜熱回収型給湯器	650	976	1,626
補助合計額(千円)		65,080	82,920	148,000

【平成 20 年度住宅用高効率給湯器設置費補助制度の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に高効率給湯器を新たに購入し設置する方
- ・補助額：CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 4 万円/台（二酸化炭素削減量：516kg-CO₂/年）
 ガスエンジン給湯器 4 万円/台（二酸化炭素削減量：420kg-CO₂/年）
 潜熱回収型給湯器 2 万円/台（二酸化炭素削減量：183kg-CO₂/年）

(2) 公共施設の省エネルギー化の促進

公共建築物の延命化

本市では、公共建築物の改修、修繕等を計画的に実施することにより現状の公共施設使用年数約 27 年間を、一律 57 年以上に延命化する取組を開始しました。平成 20 年度は、24 施設において、延命措置修繕工事を実施しました。〔建築住宅課〕

(3) 学校の省エネルギー化の促進

環境を配慮した学校施設づくり推進事業

平成 20 年度から校舎の夏季の暑さ対策として、小学校 4 校と中学校 2 校にて屋上防水の改修にあたり、遮熱塗料の塗布や、屋上の断熱材の施工を行いました。また日差しの対策として、各教室に約 1 m 程度の庇を設置しました。〔教育行政課〕

環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））

土橋小学校は、平成 20 年に環境省補助事業である「学校エコ改修と環境教育事業（以下エコフロー事業）」のモデル校に指定されました。エコフロー事業は、地域の一番身近な施設である

学校を、環境に配慮した技術を用いて改修し、そのプロセスを通じて環境配慮のライフスタイルの教育を行います。

エコフロー事業では、「学校エコ改修研究会」と「環境教育研究会」の2つの研究会を立ち上げます。「学校エコ改修研究会」は、地域住民や建築技術者を対象とし、講師を招いて専門技術を勉強し、その成果を学校の改修に生かすことを目的とします。「環境教育研究会」は、教師が主体となって環境教育の実践について研究します。これらの研究会の企画・運営をするにあたり事務局を専任しました。〔教育行政課〕

3 新エネルギーの導入促進

(1) 公共施設への自然エネルギーの導入状況

自然エネルギーは、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない、クリーンなエネルギーです。地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

本市では、自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っています。

平成20年度末における公共施設への自然エネルギーの導入状況は以下のとおりです。

〔環境政策課〕

公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	規模 (kW)
H12.02	西部コミュニティセンター	10.0
H13.07	豊田スタジアム	40.0
H14.1	竜神交流館	10.0
H14.3	美山幼稚園 (H1 民間移管)	10.0
H14.12	運動公園体育館	10.0
H16.3	伊保小学校	10.0
H16.12	鞍ヶ池公園	3.0
H17.3	岩倉小学校	10.0
H17.11	朝日丘交流館	10.0
H17.11	美里交流館	10.0
H18.3	拳母小学校	10.0
H18.4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0
H18.11	前山小学校	10.0
H18.12	eco-T(エコット)	8.0
H19.4	西部体育館	20.0
H19.9	井上公園水泳場	10.0
H20.1	美山小学校	10.0



美山小学校の太陽光発電



同 発電モニターの様子

公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田養護学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
H19.11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム

公共施設における廃棄物発電施設設置状況

設置年月	施設名	発電出力 (kW)
H19.4	渡刈クリーンセンター	6,800

公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	公共施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0.25kw × 1 基
H17. 3	岩倉小学校	0.45kw × 1 基
H17. 3	鞍ヶ池公園	0.03kw × 2 基
H18.12	eco-T(エコット)	0.45kw × 3 基
		0.34kw × 1 基
		0.76kw × 1 基
		0.03kw × 1 基



eco-T の風力発電設備

(2) 太陽光発電システムの導入支援 (住宅用)

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を平成 12 年 4 月から行っていきます。市民のクリーンエネルギー利用を促進することで地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

平成 20 年度の補助件数は 613 件、補助額合計は 178,624 千円、設置された太陽光発電システムの総出力は 2,204.25kW でした。これによる二酸化炭素の削減量は 1,339.6t CO₂/年と算定しており、これは約 258 世帯が 1 年間に排出する二酸化炭素量に相当します。

〔環境政策課〕

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度実績

年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
補助件数 (件)	90	132	248	288	256
補助額合計 (千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154
総出力 (kW)	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	累計
補助件数 (件)	357	396	318	613	2,698
補助額合計 (千円)	110,441	115,626	89,891	178,624	809,733
総出力 (kW)	1,281.55	1,444.88	1,081.95	2,204.25	9,653.15

【平成 20 年度住宅用太陽光発電システム設置費補助金の概要】

- ・対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する者
- ・補助額：10 万円×出力値 [kW] (ただし、上限は 30 万円)

(3) 面ノ木風力発電所 - 風力発電施設の導入

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。平成 17 年 2 月から運転を開始しました。

平成 20 年度 (平成 20 年 3 月～平成 21 年 2 月) においては、2,313,912kWh の電力量を売電しました。これは、市内の一般家庭約 440 世帯が 1 年間に使用する電力量に相当します。また、この売電電力量を NEDO (独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構) の資料に基づいて試算した結果、次のような環境への導入効果が得られました。 [稲武支所]

【面ノ木風力発電所の温暖化防止効果等】

- ・二酸化炭素の削減量： 875t-CO₂
(普通乗用車約 370 台が 1 年間に発生する二酸化炭素の量を削減したことになります)
- ・燃料削減効果：石油代替量 (原油換算) 588 kℓ
(200 リットルの石油ドラム缶約 2,900 本分の燃料削減に相当します)

面ノ木風力発電所の設備概要

定格出力	1,800 kW (600 kW×3 基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m / 秒
定格出力風速	12.5m / 秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製



面ノ木風力発電所

(4) 廃食用油バイオディーゼル燃料化事業


ごみ減量による環境保全活動の一環として、市民と行政の共働により廃食用油 (使用済み天ぷら油) をリサイクルステーションで回収し、バイオディーゼル燃料 (BDF) としてごみ収集車両に使用し、実証試験を行いました。回収試験及び使用試験結果は次頁表のとおりです。実験では、いくつかの課題が把握できました。問題点を検証しながら、今後も二酸化炭素排出量の削減に向けて家庭から排出される廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として活用する「廃食用油バイオディーゼル燃料化事業」の取組を進めていきます。

実証試験期間：平成 19 年 12 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日 [ごみ減量推進課、清掃業務課]

廃食用油回収試験結果

リサイクルステーション (5か所)	ジャスコ豊田店、メグリア本店、アピタ豊田元町店、渡刈町、高町
廃食用油総回収量	13,853ℓ
回収上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ BDF に不適な天かすやラードの混ざった廃食用油が出される ・ 廃食用油ではない酢やドレッシングが出される

バイオディーゼル燃料 (BDF) 使用試験結果

燃料として使用した BDF	6,630ℓ
BDF 使用上の課題  (BDF を使用した ごみ収集車)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料に BDF を使用することで、車のメーカー保証がなくなる ・ 燃料噴射装置等の故障が予想されており、燃料フィルターの早期交換等点検体制の充実が必要となる ・ 軽油との混合使用が軽油引取税の関係でできないため、常に一定量の BDF を保管管理しなければならない ・ 排気ガスが天ぷら油のような臭いがするため、住宅密集地での収集に気配りが必要となる ・ 軽油と比較し登り坂や重量が多い時は力が落ちる

第2節 交通システムの総合的な改善

施策の基本的方向

環境にやさしい自動車利用を推進するとともに、公共交通など自動車以外の交通手段への転換を図りながら、低炭素型の都市構造を形成し、運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 公共交通の整備と利用促進

(1) 公共交通ネットワークの構築

鉄道高架化事業の推進

本市は、鉄道高架化を推進し、鉄道による地区分断や踏切による交通渋滞・事故等の解消により一体的な市街地を形成し、安全で快適な住環境を創出するとともに、鉄道の利便性を向上させ、都市構造の基軸となる公共交通ネットワークの強化を図っています。

平成20年度末現在、名鉄三河線三河八橋駅付近高架化の工事を進めているほか、名鉄三河線若林駅前付近では平成18年度から鉄道高架化の調査・設計を行っており、関係機関との調整など計画策定に向けた取組みを進めています。〔都市計画課、街路課〕

鉄道複線化事業の推進（名鉄三河線）

名鉄三河線は交通まちづくりを展開する重要な軸として位置付けており、鉄道事業者による平面複線化を促進するため、鉄道事業者への支援や関連する駅周辺整備を推進します。

三河線の複線化によって鉄道機能の強化や利便性の向上が図られることで、名古屋圏との連携強化や中核都市にふさわしい公共交通サービスが確保され、持続可能な都市をめざします。

〔都市計画課〕

乗合バス路線維持対策費補助事業

乗合バス路線の維持存続、乗合バス路線の延伸・増便に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図っています。〔交通政策課〕

乗合バス路線維持対策費補助対象路線一覧

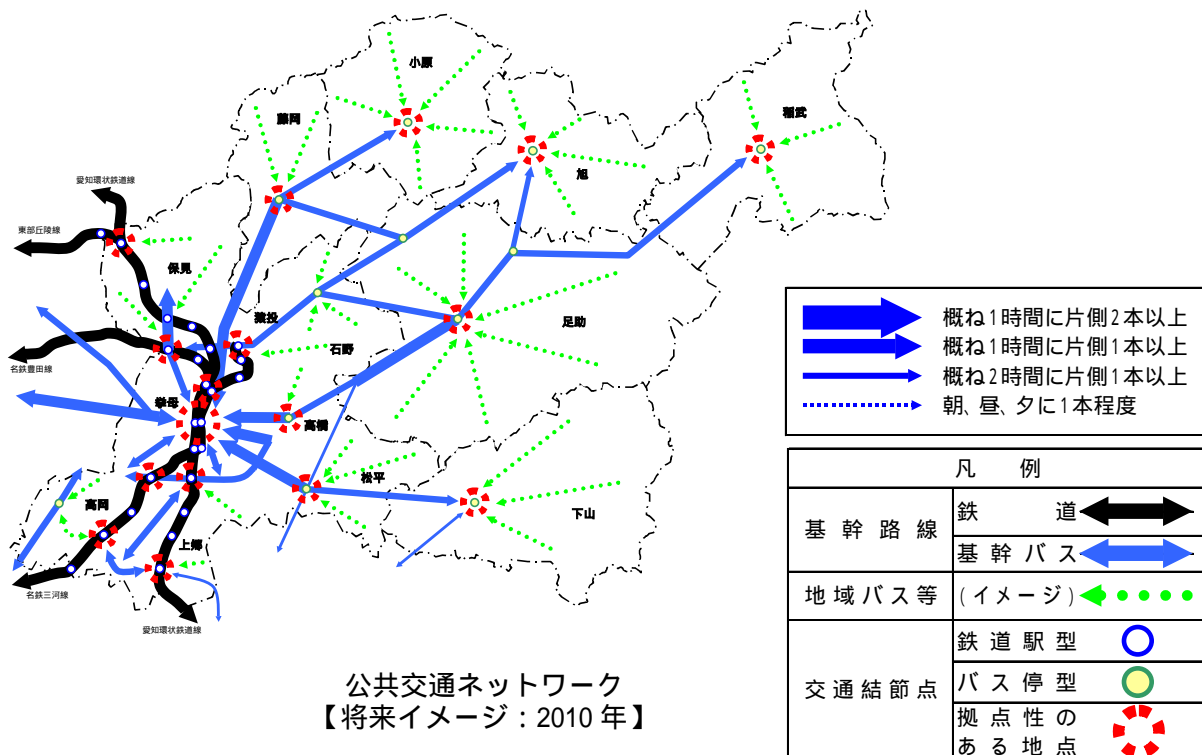
事業者名	系統名	起点～終点	補助開始年月	平成20年度実績		
				運行期間	補助額(千円)	年間利用者数(人)
名鉄バス(株)	豊田西市内線	豊田市～聖心寮	H17.10	H19.10～H20.9	3,359	17,411
	岡崎市内線	福岡町～大樹寺～三河上郷駅		H19.10～H20.9	2,007	18,088
	豊田・渋谷線	豊田市～渋谷町1～東山町5	H18.11	H19.10～H20.9	4,648	101,317
	矢並線(増便)	豊田市～矢並公民館前～足助	H19.6	H19.10～H20.9	25,441	53,424
	大沼線(北高)	東岡崎～岡崎北高前～大沼	H20.4	H20.4～H20.9	1,634	39,858

基幹バス推進事業

公共交通基本計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークを確保するため、人の動きに応じた基幹バス路線の構築及び維持管理を行っています。 [交通政策課]

基幹バス運行費負担金一覧

バス路線		平成 20 年度実績				
		運行期間	運行経費 (千円)	運賃収入 (千円)	市町村 実負担額 (千円)	年間 利用者数 (人)
とよたおいでんバス	旭・豊田線	20.4～21.3	84,058	31,512	52,546	78,250
	保見・豊田線	20.4～21.3	61,175	44,673	16,502	298,868
	小原・豊田線	20.4～21.3	90,454	38,789	51,665	135,380
	藤岡・豊田線 (西中山経由)	20.4～21.3	37,076	15,458	21,618	64,385
	藤岡・豊田線 (加納経由)	20.4～21.3	49,176	14,328	34,848	73,461
	下山・豊田線	20.4～21.3	66,538	34,989	31,549	125,992
	稲武・足助線	20.4～21.3	81,596	19,658	61,938	73,610
	中心市街地 玄関口バス	20.4～21.3	13,115	7,314	5,801	74,075
	さなげ・足助線	20.4～21.3	75,068	39,116	35,952	160,807
	旭・新盛線	20.4～21.3	18,184	2,699	15,485	13,207
	川口・飯野線	20.4～21.3	19,047	682	18,365	3,225



地域バス運行支援事業

日常生活に必要な地域内の交通サービスを継続的に提供し、市民が安全に安心して使える生活交通を確保していきます。〔交通政策課〕

地域バス運行費負担金一覧

路線	系統名	平成 20 年度実績				
		運行期間	運行経費 (千円)	運賃収入 (千円)	市町村 実負担額 (千円)	年間 利用者数 (人)
保見地域バス		20.4～21.3	6,060	104	5,956	467
水源東バス		20.4～21.3				548
平井バス		20.4～21.3	2,889	40	2,849	398
高岡ふれあいバス	路線	20.4～21.3	67,091	24,673	42,418	40,730
	路線	20.4～21.3				123,026
松平ともえ号	日明ジュリンナ線	20.4～21.3	6,145	405	5,740	4,429
	松平東照宮そだめ線	20.4～21.3				
	長沢八ツ表線	20.4～21.3				
つくばねバス		20.4～21.3	3,205	199	3,006	1,379
鞍ヶ池バス		20.4～21.3				613
福祉バス	ささゆりコース	20.4～21.3	2,605	188	2,417	935
	石野交流館コース	20.4～21.3				947
	高嶺交流コース	20.4～21.3	4,612	265	4,347	1,214
	若園コース	20.4～21.3				1,438
ふじバス	三箇線	20.4～21.3	31,652	3,086	28,566	8,224
	西市野々線	20.4～21.3				8,131
しもやまバス	阿蔵大沼線	20.4～21.3	25,005 スクールバス 分を含む	851	24,154 スクールバス 分を含む	3,047
	大沼花山線	20.4～21.3				552
	田平沢線	20.4～21.3				2,193
	阿蔵野原線	20.4～21.3				899
	和合三巴線	20.4～21.3				517
どんぐりバス	根羽線	20.9～21.3	22,945	1,065	20,836	5,698
	押山線	20.9～21.3				3,234
	大桑線 他 7 系統	20.9～21.3				791

交通結節点整備事業・公共交通利用促進事業

公共交通をより多くの方がより便利に使えるよう、乗継がしやすく、快適な待合空間を整備していきます。

平成 20 年度は、バス停の上屋 2 基を設置しました。また、ITS を活用した情報提供の充実などの施策を展開し、公共交通の利便性の向上を図っていきます。〔交通政策課〕



バス停上屋



基幹バス（おいでんバス）

2 環境に配慮した自動車使用の促進

(1) 低公害車（エコカー）の購入支援制度

市民の低公害車（エコカー）の購入に対する補助制度を全国自治体に先がけて平成 10 年 4 月から行っています。二酸化炭素の排出抑制を図り地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

平成 20 年度の補助件数は 489 件、補助合計額は 58,065 千円でした。これによる二酸化炭素の削減量は 911.6t-CO₂/年と算定しており、約 175 世帯が 1 年間に排出する二酸化炭素量に相当します。 [環境政策課]

低公害車普及促進事業補助制度実績

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245

年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	累計
補助件数（台）	595	537	469	458	489	3,513
補助合計額（千円）	68,628	62,645	54,032	54,348	58,065	407,774

【平成 20 年度低公害車普及促進事業補助制度の概要】

- ・対象車：ハイブリッド自動車（排気量 1,500cc 以下）、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車
- ・対象：新車登録した低公害車を自ら使用する目的で購入し、新車登録をする 1 年以上前から市内に在住している個人
- ・補助額：車両本体等価格の 5%（上限 12 万円）

(2) 公用車への低公害車の率先導入

本市では、低公害車を公用車として率先して導入しています。平成 20 年度末における低公害車保有台数は次頁のとおりです。引き続き、公用車の低公害車化を進めていくとともに、低公害車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。 [総務部庶務課]



公用の低公害車

公用車への低公害車導入状況

区分	平成 20 年度末保有数
ハイブリッド自動車	75 台
天然ガス自動車	36 台
LP ガス自動車	9 台
低燃費かつ低排出ガス認定車（上記 3 種を除く）	
3 ナンバー及び 5 ナンバー	
かつ 22 年度燃費基準 + 15%以上	19 台
4 ナンバー	
かつ 22 年度燃費基準 + 5%以上	38 台
合 計	177 台 (22.4%)

：低排出ガス車認定 75%低減レベル（平成 17 年基準値）

：低排出ガス車認定 50%低減レベル（平成 17 年基準値）

外郭団体等への貸出車両を除く

合計欄()内は全保有車両に占める割合。保有車両は 789 台。特殊車両も含む。

クローズアップ

基幹バスへのハイブリッド車両導入

とよたおいでんバスでは、大型ハイブリッドバス車両を 3 台導入し、平成 21 年 4 月から下山豊田線をはじめ朝夕の利用が非常に多い路線に投入、輸送力のアップを行いました。購入したハイブリッド車両は、通常の車両に比べ約 10%の燃費向上が図られ、二酸化炭素削減効果も期待されます。



大型ハイブリッドバス

環境にやさしい車両を使った環境にやさしい公共交通をますます利用して、低炭素社会の実現をめざしましょう。〔交通政策課〕

(3) かしこい車の利用促進

エコドライブ推進事業（1万人モニターによる取組促進）

二酸化炭素削減効果も大きく、比較的簡単に実践できるエコドライブを普及するために、平成 19 年度から「豊田市エコドライブ宣言」の登録を促進し、宣言者を対象にエコドライブの実施状況調査を行っています。平成 20 年度末の宣言者数は 7,849 人でした。〔交通政策課〕

エコドライブ宣言項目

発進時	発進時ブレーキからアクセルへ呼吸おく感じで足を移す（AT車） アクセルに足を乗せる感じでふんわり踏み込む 最初の5秒で時速20kmを目安に加速する
停止時	荷物の積み下ろしや駅などでの待ち合わせでは、アイドリングストップする 待ち時間の長い信号や踏切では、アイドリングストップする
エアコンの使い方	できるだけOFFにする（とくに春、秋） 気象条件に応じて、こまめに温度調節する ONのときは内気循環、OFFのときは外気導入にする 風量調節はAUTOにする
その他	交通状況に応じた安全な定速走行に努め、加減速の少ない運転をする 減速時は、早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを積極的に使う 不要な暖機運転はせず、エンジンをかけたらずぐ出発する 出発前には、走行ルートや渋滞などの道路交通情報をチェックする タイヤの空気圧をこまめにチェックする 不要な荷物は積まない

モビリティマネジメント（エコ通勤等）の実施

通勤時における自動車と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分ける方法を考え実践するために、平成20年度から市内の事業所、交通事業者、豊田商工会議所、豊田都市交通研究所とともに「エコ通勤をすすめる会」を実施しています。

平成20年度は、「エコ通勤をすすめる会」の参加事業所1社（対象者数約4,500人）に対し、公共交通網の紹介や、自転車利用などのアンケートを実施することにより、自動車通勤からの転換を誘導、支援しました。〔交通政策課〕

3 体系的な道路ネットワークの整備

（1）主要幹線道路（内外環状線・放射道路）の整備

多様なルートの選択肢を提供して、円滑かつ安全に自動車が走行できる幹線道路ネットワークの整備を推進しています。特に、市街地への通過交通を迂回させるための内外環状線、市域の一体性を確保し交流連携の推進を図るための放射道路の整備を推進しています。

〔調査課、幹線道路推進課、街路課〕

（2）スマートICの活用

市内のインターチェンジ6か所に加え、既存インターチェンジの中間部に位置する東海環状自動車道鞍ヶ池PAにスマートインターチェンジを設置しています。市内への多様なアクセスルートを選択を可能とし、目的地へのアクセス時間短縮や市内の渋滞緩和による二酸化炭素の削減を図っています。

現在は普通車等車種限定での利用になっていますが、今後は大型車まで利用できるよう改良する予定です。〔幹線道路推進課〕



スマートIC位置図

(3) ITS (高度道路交通システム) の維持管理

本市では、交通政策に ITS (高度道路交通システム) を積極的に活用しています。道路交通情報や公共交通利用のための情報収集・提供を通して、円滑な移動支援や中心市街地への自動車交通量流入抑制とそれに伴う幹線道路の渋滞緩和を図っています。 [交通政策課]

ITS : 最先端の情報通信技術により、人・道路・車両を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的な向上及び環境保全への寄与を図る道路交通システム

4 交通手段の転換

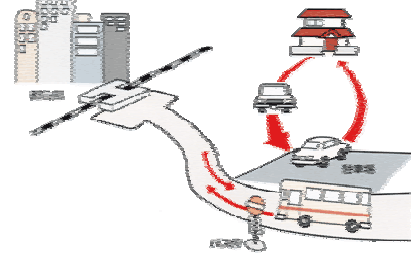
(1) P&R 駐車場の整備 (P & BR 駐車場の確保)

公共交通を利用して渋滞回避や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R (パークアンドライド) 駐車場、P&BR (パークアンドバスライド) 駐車場の整備等を行っています。

平成 20 年度までの P & R 駐車場の整備状況は以下のとおりです。また、P & BR 駐車場としては、藤岡支所駐車場内に 7 台分の駐車場を設けています。

[交通政策課]

パークアンドライド : 鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法



パークアンドバスライドのイメージ

平成 20 年度 P & R 駐車場 (市管理) 一覧

駅名	四郷駅前駐車場	貝津駅前駐車場	保見駅前駐車場	八草駅前駐車場
駐車容量	155 台	44 台	58 台	55 台

(2) 歩行、自転車環境整備の推進と自転車利用への転換

安全で快適な自転車通行空間の整備等により、自転車を利用しやすい環境づくりを推進し、移動手段として自転車の活用を促進します。平成 19 年度に「豊田市停車場線沿線地区」が「自転車通行環境整備モデル地区」の指定を受け、平成 22 年度を目標に指定路線 (国、県、市道) の整備を進めていきます。 [調査課、土木課、交通政策課]



モデル地区事業案内図



整備された自転車道 (豊田市停車場線)

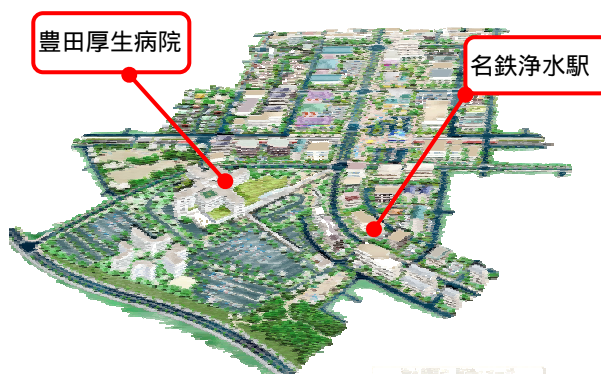
5 環境負荷の少ないまちづくりの推進

(1) 一体的な市街地の形成

浄水特定土地区画整理事業

名鉄豊田線浄水駅周辺において、駅の利便性をいかした市街地の形成を図るため土地区画整理事業を推進しています。

平成 5 年度に土地区画整理事業が開始され、平成 17 年 12 月には地区内に豊田厚生病院が開院するなどまちづくりが進み、平成 20 年度末現在 68 パーセントの事業進捗率となっています。〔都市整備課〕



浄水駅周辺整備イメージ

土橋土地区画整理事業

土橋土地区画整理事業は、地区北部は木造家屋の密集した地域であり、南部は宅地のスプロール化が進行しているため、都市基盤を整備し、市南西部の生活核を担う都市拠点にふさわしい良好な市街地を形成するためのものです。平成 20 年度末現在 22 パーセントの事業進捗率となっています。〔土橋区画整理事務所〕



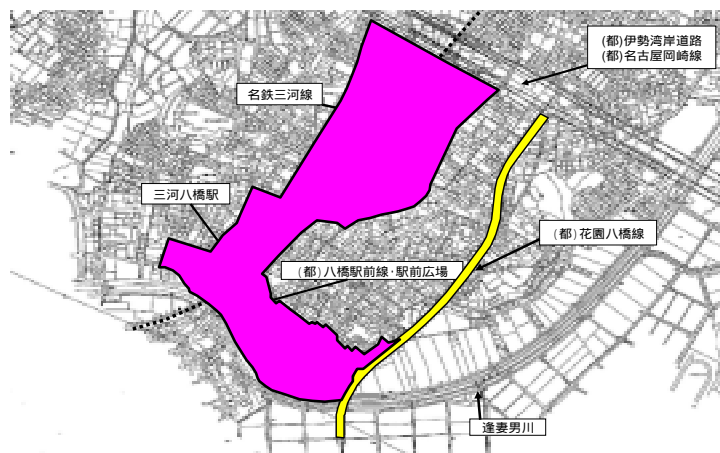
土橋土地区画整理イメージ

(仮) 豊田花園土地区画整理事業

(仮) 豊田花園土地区画整理事業は、集約型の都市づくりを担う地区として、名鉄三河線三河八橋駅を中心とした「居住誘導拠点」に位置づけ、今後の人口増加に向けて土地区画整理事業による計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。

平成 21 年度に都市計画決定、平成 22 年度には事業認可を予定しています。〔都市整備課〕

(仮) 豊田花園土地区画整理事業



若林駅周辺新市街地整備事業、四郷駅周辺新市街地整備事業

本市では、豊かな自然を保全しながら、選択と集中により鉄道駅を中心とした都市拠点への生活機能の集積を図る都市構造の実現に向けて、若林駅周辺や四郷駅周辺において、良好な住宅地を供給するため、土地区画整理事業など新市街地整備事業の計画策定への取組みを進めています。

少子高齢化の進行を見据え、市民が質の高い生活を送り続けられるよう、鉄道駅周辺において、環境負荷の低減を図りつつ、効率的かつ持続可能な都市づくりをめざしています。

〔都市計画課、都市整備課〕

第3節 事業者の取組の促進

施策の基本的方向

事業者の自主的な取組のさらなる促進と市、事業者及び関係団体の連携により、産業部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 自主的な取組の着実な実施

環境の保全を推進する協定

本市は、昭和48年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきましたが、事業者と共働して、持続可能な社会の構築に取り組むため、内容を見直し「環境の保全を推進する協定」（以下「協定」という）に改称しました。この協定の中で、事業者に対し、温室効果ガスの排出抑制等の取組計画を自ら策定し、推進に努め、取組状況を環境報告書等により自ら公表することを規定しています。

平成20年度末現在、11事業者と協定を締結しています。

なお、「公害防止協定」及び「環境の保全を推進する協定」については、第5章第1節2「企業との協定」（90頁）を参照してください。〔環境保全課〕

2 中小企業等への支援

(1) 事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。本市では、中小企業等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和45年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の8割、2,000万円を限度として無利子の融資をあっ旋しています。

平成20年度の融資実績は0件でした。〔環境保全課〕

(2) 環境にやさしい企業活動事業

現在、各企業においては、環境への配慮に対する関心が非常に高くなっている状況です。そこで、本市では市内企業の省エネ・省資源に有効とされるコンサルティング手法について研究し、今後各企業への普及促進を図るため、環境にやさしい企業活動モデル事業を実施しました。

この事業で取り組んだ「ESCO事業」及び「PIUSチェック」の2種類のコンサルティング手法について、環境モデル都市アクションプランの推進において、コスト削減と環境負荷低減の両立をめざす取組として、効果的な活用を検討していきます。〔産業労政課〕

3 環境マネジメントシステム取得促進

(1) 事業所における環境マネジメントシステム導入状況

ISO14001 認証取得

事業所等の組織が、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際規格である認証を取得するなど、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。

平成20年度末現在、市内におけるISO14001認証取得件数は158件です。〔環境政策課〕

市内事業者の ISO14001 認証取得件数推移

年度	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末	H20 年度末
取得件数	99 件	125 件	143 件	146 件	148 件	158 件

エコアクション 21 認証登録

「エコアクション 21」は、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度で、ISO14001 規格と比べ、認証登録費用が安価であるなど中小企業等が取り組みやすい簡易な環境経営システムです。平成 19 年 12 月、豊田商工会議所内に「エコアクション 21 地域事務局とよた」が開設しました。

平成 20 年度末現在、市内におけるエコアクション 21 認証登録件数は 7 件です。

なお、平成 21 年度から、中小企業に対してエコアクション 21 の認証取得費補助制度を開始します。
〔環境政策課、産業労政課〕

エコアクション 21 認証登録事業所数

年度	H19 年度末	H20 年度末
登録事業所数	3 件	7 件

4 身近にできる取組の推進

とよたエコライフ倶楽部とスーパー、地元商店などで「レジ袋の削減に関する協定」を締結しています。詳細は、第 1 章第 2 節 2 「とよたエコライフ倶楽部の活動」(19 頁)を参照してください。
〔環境政策課〕

5 地産地食の推進(フードマイレージの低減)

(1) 地産地食推進事業

地元で生産された農畜産物を地元で消費する地産地食を推進することで、輸送時に発生する二酸化炭素の低減(フードマイレージの低減)を図ることができます。

平成 20 年度は、ファーマーズマーケット(生産者の直売所)の実施に向け、検討委員会を開催し、視察や調査を行いました。また、親子で地産地食やバランスの取れた食事について学んでもらうため、豊田産の農作物を利用した「地元の農産物を使った親子料理教室」を開催しました。ナスやシイタケなどを利用し、2 回 59 名が参加しました。
〔農政課〕

地産地食：一般的に、地域で生産された農林産物をその地域で消費することとして「地産地消」という言葉がつかわれていますが、本市では地域の農産物を食べてもらうことを強調するとともに、食べることは人をよくするという由来もあることから、「地産地食」という言葉を使用しています。

(2) 学校給食地産地食推進事業

学校給食において豊田産小麦を利用したパスタ麺約 4,000 食を試作し、生徒・教職員に対する試食・アンケートを行いました。また、来年度以降のメニュー化を検討しました。〔農政課〕

第4節 森の保全・整備

施策の基本的方向

人工林の間伐を推進することにより、森林による二酸化炭素吸収量を増やします。

森づくり事業の推進

(1) 森林の適正管理

間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開

水源のかん養や土砂流出の防止、二酸化炭素吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるため、また、林業経営林としてスギ・ヒノキの人工林を育成するためには、間伐が欠かせません。

そのため、間伐を促進する方法のひとつとして、地域の森林所有者が、「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら、間伐計画を作成し、集約された間伐区域を効率的に実施する方法を推進しています。

本市では、従来の2倍のペースで間伐を行ない、H39年度までにすべての人工林が健全化できるように計画をしています。 [森林課]

市内間伐実施面積と森づくり会議設置数

	平成19年度	平成20年度
市内間伐実施面積 (ha) (国有林除く)	1,280	1,276
森づくり会議設置数	15	27



手入れされている森林

林道整備、高性能林業機械導入による低コスト化の取組

間伐など森林整備を促進するためには、木材生産が林業として成立する必要があります。そのためには、木材の素材生産において、林業用路網（林道、作業道、搬出路）と高性能林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムを普及・定着させ、施業を集約化することが大切になります。

平成20年度は、路網を11,520m整備するとともに、13台の高性能林業機械により森林整備の促進を図りました。 [森林課]

林道等の整備状況

	平成19年度		平成20年度	
	路線数(本)	整備延長(m)	路線数(本)	整備延長(m)
林道	10	3,000	10	3,332
作業道	5	2,583	10	5,534

(2) 地域材の活用推進

木材認証制度の促進

市内の森林から産出される木材について、産地の証明を行うことにより、地域木材をブランド化し、消費者の方に安心して木材や木材製品を購入していただくことができます。そのこと

により、地域木材の利用促進や人工林整備の促進など、林業を活性化させることをめざしています。

平成 20 年度は、豊田加茂地域木材認証協議会を設立し、産地を証明する木材認証の制度を確立しました。また、認証材を取り扱う 11 の木材業者を認定事業者として登録しました。

[森林課]

公共事業における地域材の利用

公共施設の改修や建築等の機会に、地域木材の情報提供を行うとともに、積極的に活用し、地域木材の PR と利用の促進を図っています。このことにより、林業を活性化させ、人工林整備が促進されることをめざしています。

平成 20 年度は、小中学校の内装材や工事用の杭・柵、植栽用のマルチング*材として、708 m³の地域材を使用しました。

[森林課]

※ マルチング：植栽した苗木などの地表面を侵食や乾燥から保護したり防草のために覆うこと。市では木材等を細かく破碎し使用しています。

(3) 森づくりの担い手の育成

森づくりの担い手育成事業

林業労働者の高齢化・人材不足が課題となっている中、市がめざす森林整備を確実に実行するため、「とよた森林学校」において、「セミプロ林業作業者育成講座」を開設し、今後の森づくりの担い手として人材を育成しています。

この講座は、林業作業者をめざす人を対象に、全 15 回にわたり間伐研修や出材研修など、森林作業者として必要な知識や技術を習得します。

平成 20 年度は、市民を中心に県内から 7 名の方が参加しました。

[森林課]

「セミプロ林業作業者育成講座」内容

回	講座内容	その他
1	人工林と天然林	募集人数：10 名 受講料：15,000 円 期 間：10 月～3 月
2	間伐の必要性	
3	豊田市の森づくり	
4	林業従事について	
5～14	間伐・出材研修	
15	まとめ	

「とよた森林学校」「とよた森林学校出前講座」の継続的实施

市民の皆さんに、森林や森林の動植物に親しんでいただきながら、森林整備の大切さを理解していただくとともに、間伐ボランティアなどの森林の応援団を育成するため、平成 18 年度から一般市民向けに「とよた森林学校」を開校しています。また、森林整備を次の世代に引き継ぐため、小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座（H18～）」を実施しています。

平成 20 年度は、森林学校では 21 講座、延べ 1,187 人、出前講座では 52 講座、延べ 1,433 人の参加がありました。

[森林課]

とよた森林学校実施状況

コース	講座名	講座日数	受講者数(人)	
			平成 19 年度	平成 20 年度
人材育成 コース	素人山主森林経営講座	9	13	15
	自然観察リーダー養成講座	9	11	15
	間伐ボランティア初級講座	3	20	20
	森林ふれあい講座	6	15	9
	自力山主間伐講座	5	—	9
	セミプロ林業作業者育成講座	15	10	7
	間伐技術ステップアップ講座	9	9	8
森の応援 団コース	森林セミナー	4	48	40
	矢作川源流の山を歩こう	3	20	20
	間伐してベンチをつくり寄付しよう	4	16	15
	原木マイタケを育て料理しよう	2	19	16
	原木きのこづくり	1	11	20
	子ども森林自然教室	2	14	22
	樹木分類教室	3	49	20
	森の達人を訪ねて	3	23	21
	木づかい住宅勉強会	3	18	24
事務局企 画講座	春を見つけよう森の観察会	1	—	19
	木曾ヒノキ天然林見学ツアー	1	—	23
	ムササビ観察会	1	—	22
	簡易製材機安全取扱い講習会	1	23	23
	暖帯性樹林観察会	1	—	41



平成 20 年度子ども森林自然教室の様子



平成 20 年度間伐ボランティア初級講座の様子

第3章 豊かな自然環境との共生

本市では、将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成20年度末現在、本市における森林面積は62,676haで、市面積の68.2%を占めています。自動車産業が盛んな工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林に恵まれているといえます。このうち、民有林面積は61,295haで、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は35,139haであり、人工林比率は57.3%です。これらの民有林のうち35.3%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、約30,000haに及ぶスギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入られず放置された状態の森林が多くなっています。こういった人工林の多くは、林内の植生が乏しくなり、地表がむき出しになっていて、水源かん養や土砂流出防止といった機能が著しく低下しています。このため、これらの森林が災害を引き起こす事が懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

[森林課]

森林資源の現況 保有形態別面積（平成20年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木 地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,639	100.0	60,399	36,320	24,079	2,240	57.98
国有林	1,344	2.15	1,238	1,181	57	105	87.87
地域森林計画 対象民有林	61,295	97.85	59,160	35,139	24,022	2,135	57.33
公有林	5,660	9.04					
県有林	2,443	3.90					
市有林	3,217	5.14					
私有林	55,635	88.81					
地域森林計画の 対象外の区域	37						
森林面積	62,676						

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

民有林(立木地)の齢級別面積(平成20年度末現在) (単位: ha)

区分	齢級別 総数 (林齢)	1~2 齢級	3~4 齢級	5~6 齢級	7~8 齢級	9~10 齢級	11 齢級以上
		(~10年生)	(11~20)	(21~30)	(31~40)	(41~50)	(51年生~)
民有林 計 (立木地)	59,160	402	1,475	4,145	6,889	12,160	34,088
人工林	35,139	343	1,217	2,897	5,496	10,060	15,125
天然林	24,022	59	258	1,248	1,393	2,100	18,964

主要樹種別の面積率 ... スギ 19.0%、ヒノキ 32.5%、マツ類 11.8%

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

(2) 自然公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。本市では、愛知高原国定公園と天竜奥三河国定公園が指定されています。また、東京と大阪の国定公園をつなぐ東海自然歩道があります。

愛知高原国定公園

本市の北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計 21,705ha です。豊田市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、筈ヶ岳、香嵐溪、三河湖、黒田の各地区あわせて 13,920ha で、市面積の約 15% を占めています。 [開発審査課]

天竜奥三河国定公園

本市の北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計 14,959ha です。市内の区域は、面ノ木の 1 地区のみで特別保護地区 31ha を含む 301 ha です。 [開発審査課]

東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」までの、緑豊かな自然と貴重な歴史を伝える文化財をたずね、心身の健康と安らぎを与える全長 1,697 km の歩道です。

市内のコースは富士見峠に始まり、寧比曾岳から猿投山(豊田コース)、奥矢作湖(旭コース)へ向かう 2 コースあり、全長 74.6 km です。紅葉の名所香嵐溪や旭高原元気村などを通り、市民の自然散策の場として親しまれています。 [商業観光課]

(3) 多自然型公園 - 児ノ口公園

児ノ口公園(久保町、1.9ha)は、都心においてビオトープのある多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成 6~7 年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。 [公園課]

【児ノ口公園の特徴】

- ・計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- ・暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- ・池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- ・市民の植樹により、雑木林を再生
- ・地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ・ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す



児ノ口公園（上空から）

（４）生物の生息状況

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成13年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。

旧町村地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成19年度から調査を開始しました。〔環境政策課〕

哺乳類、八虫類、両生類

哺乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

八虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のミシシippアカミガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、生息状況が大きく変わってきました。

鳥類

本市で確認されている野鳥は、年々増加しています。その要因としては、残念ながら自然環境が改善されて野鳥の生息しやすい自然が豊かになってきたのではなく、モザイク状の開発により、野鳥の生息環境が変化し、狭い生息域でも生息できる野鳥が増えたことが考えられます。

鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 45 年	17	40	132
昭和 55 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

平成3～4年にかけて、ロードサイドセンサス法による生物モニタリング調査を20地点、春、夏、秋、冬で延べ80回行った結果によると、92種9,890羽の鳥類が観察され、スズメ(優占度29.7%)、ムクドリ(優占度7.9%)、ヒヨドリ(優占度6.1%)、カワラヒワ(優占度5.4%)、キジバト(優占度4.7%)、カシラダカ(優占度3.6%)、ホオジロ(優占度3.3%)、エナガ(優占度3.2%)、ニューナイスズメ(優占度3.1%)、ツバメ(優占度3.0%)の10種で7割を占めていました。

環境別では、自然度の高い多様な環境を持つ水辺や山林はこの10種の割合が低く、単純な環境である水田や市街地は割合が高くなっていることから、自然に富んだ地域ほど多くの種類の野鳥が生息していることが分かります。

ロードサイドセンサス法：あらかじめ設定しておいたルート上をゆっくりと歩いて、鳥の姿や鳴き声を確認し、種別の個体数を計る調査方法。ラインセンサス法。

優占度：全種合計個体数に占める該当種の割合

魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて150か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど、数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し、生息数を増やしています。特に、木曽川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため、魚相が変わってきています。

昆虫類

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、22目449科5,710種の昆虫が確認されています。種別では、チョウ目が2,042種で最も多く、次いでコウチュウ目が1,826種、ハエ目が499種です。

(5) 希少な動植物の生息状況と保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3年間、平成13年度から3年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)と「豊田市自然環境基礎調査報告書」(平成17年)にまとめました。

これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック記載種は、絶滅危惧Ⅰ類4種、絶滅危惧A類2種、絶滅危惧B類19種、絶滅危惧Ⅱ類54種、準絶滅危惧17種、地域個体群2種が確認され、愛知県版レッドデータブック記載種は、絶滅3種、絶滅危惧A類13種、絶滅危惧B類30種、絶滅危惧Ⅱ類49種、準絶滅危惧82種が確認されました。〔環境政策課〕

市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

項目	水乳類・八虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫類	植物
レッドデータブック (絶滅のおそれのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種)			絶滅危惧 A類 ...2種 ウシモツゴ等	絶滅危惧類 ...4種 ベッコウトンボ等	
			絶滅危惧 B類 ...6種 カワバタモロコ等		絶滅危惧 B類 ...13種 ヒメナエ等
	絶滅危惧類 ...2種 ダルマガエル ヤマコウモリ	絶滅危惧類 ...3種 オオタカ トモエガモ等	絶滅危惧類 ...5種 メダカ等	絶滅危惧類 ...7種 ギフチョウ ヒメヒカゲ等	絶滅危惧類 ...37種 ミコシギク ヒメミクリ等
		準絶滅危惧 ...4種 ハチクマ チュウサギ等	準絶滅危惧 ...1種 ヤリタナゴ	準絶滅危惧 ...8種 オオムラサキ等	準絶滅危惧 ...4種 シデコブシ等
	地域個体群 ...2種 ツキノワグマ トウキョウサンショウウオ				
計	4	7	14	19	54
愛知県版 レッドデータブック				絶滅 ...1種 トゲナベブタムシ	絶滅 ...2種 ホンゴウソウ等
	絶滅危惧 A類 ...2種 ツキノワグマ等	絶滅危惧 A類 ...3種 コノハズク等	絶滅危惧 A類 ...1種 ウシモツゴ	絶滅危惧 A類 ...2種 ヒメヒカゲ等	絶滅危惧 A類 ...5種 ハナノキ等
		絶滅危惧 B類 ...4種 ヤマセミ等	絶滅危惧 B類 ...1種 ネコギギ	絶滅危惧 B類 ...10種 タガメ等	絶滅危惧 B類 ...15種 ミカワシオガマ等
	絶滅危惧類 ...2種 カヤネズミ等	絶滅危惧類 ...19種 アカショウビン等	絶滅危惧類 ...6種 スナヤツメ等	絶滅危惧類 ...7種 ウラナミジャノメ等	絶滅危惧類 ...15種 シラタマホシクサ等
	準絶滅危惧 ...5種 テン等	準絶滅危惧 ...17種 フクロウ等	準絶滅危惧 ...6種 メダカ等	準絶滅危惧 ...24種 オオムラサキ等	準絶滅危惧 ...30種 キキョウ等
計	9	43	14	44	67

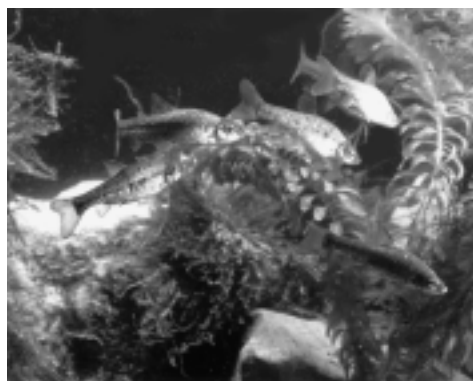
自然環境に恵まれた本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

自然保護に関する主な法令（参考）

<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法 ・自然公園法 ・温泉法 ・生物多様性基本法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・文化財保護法 ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・森林法 ・都市緑地法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 	<p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ・愛知県立自然公園条例 ・あいち森と緑づくり税条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市環境基本条例 ・豊田市の環境を守り育てる条例 ・豊田市市街地における緑の保全条例 ・豊田市文化財保護条例 ・豊田市森づくり条例
--	---

ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧 A 類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の 8 か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定(種の指定)しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

また、市役所、自然観察の森、総合野外センターの池において、ウシモツゴの飼育及び繁殖を実施したり、ウシモツゴとカワバタモロコを市内の小中学校へ配布し、飼育体験学習を行うなど、種の保存と自然保護意識の普及、啓発を行っています。

カワバタモロコ

カワバタモロコは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」で絶滅危惧 B 類に、愛知県版では準絶滅危惧に指定され、市内では 3~4 か所のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定(種の指定)し、市役所、自然観察の森、総合野外センターで、飼育及び繁殖を行っています。

シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では、絶滅危惧 II 類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では絶滅危惧 II 類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。

近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の 3ha の民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

(6) ツキノワグマの目撃

市内では、平成 20 年度 6 件の目撃情報がありました。ツキノワグマは、愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧 A 類に指定されている希少な野生生物です。〔環境政策課〕

平成 20 年度 ツキノワグマ目撃情報（ツキノワグマらしきを含む）

地区名	猿投	旭	下山	稲武	合計
件数	1	1	1	3	6

第2節 自然と調和できる仕組みの構築

施策の基本的方向

保全すべき自然を明確化し、都市の発展や暮らしと自然との調和を図り、共生を基軸とした保全対策の仕組みを構築します。

自然環境調査等の充実

(1) 自然環境フィールド調査の実施

本市は、918.47km²と広域で、海拔 3.2m の低地から 1,240m の山地まで高低差も大きく、地形や気候、植生においても多様性を有しています。しかし、市域全体の自然環境の基礎的で詳細な情報は把握されていません。本市の自然環境を保全し、自然と共生しながら持続可能な発展を続けていくため、必要な情報を把握する自然環境フィールド調査が欠かせません。

旧市内においては、平成 13 年度から 3 年間かけて、気候や動植物、里山の状況を明らかにする自然環境基礎調査を実施しました。その結果は「豊田市自然環境基礎調査報告書」として、平成 17 年 4 月に発刊しています。

合併により広がった旧町村地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武）については、従来、総合的な自然環境調査は実施されてこなかったことから、新修豊田市史自然編の編さん事業と連携し、平成 19 年度から気候・気象、地形・地質、生物、水文の各分野におけるフィールド調査を実施しています。調査は平成 27 年度まで継続して実施される予定です。〔環境政策課〕

(2) 市民参加生き物調査の実施

市民による、気軽に行える生き物調査を市内各所で実施することを通して、生き物とふれあい、自然と親しむことで自然を大切にすることを目的とした「市民参加生き物調査」を平成 20 年度から 5 か年継続して実施します。また、この調査成果を全市的、経年的にまとめることで、本市における自然環境の状況と変化を把握する基礎資料とします。

平成 20 年度は、245 人の市民が調査に参加・協力しました。〔環境政策課〕



生き物調査マニュアル

【市民参加生き物調査の概要】

- ・ 調査期間：8 月 1 日～8 月 14 日
- ・ 調査場所：家の近くの野原、山、川など
- ・ 調査対象：指標生き物 38 種類
 - ・ 普通種 18（トンボ、セミ、カブトムシなど）
 - ・ 希少種 8（メダカ、イモリ、ニホンカモシカなど）
 - ・ 外来生物 12（アメリカザリガニ、ブラックバスなど）

【平成 20 年度 - 調査結果】

- ・調査参加者：245 人
- ・調査の件数：216 件
- ・1 回の調査では最大 28 種類、平均 7 種類の生き物が確認されました。
- ・調査の範囲の 48 メッシュ 中、39 メッシュで生き物が確認されました。
- ・1 つのメッシュでは、最大 28 種類、平均 14 種類の生き物が確認されました。

調査結果を市内全域を 48 の網目（メッシュ）状に分割して整理しています。

（ 3 ）ビオトープマップの作成

自然環境フィールド調査等により把握された保全すべき種の生息生育箇所の分布やそれを取り巻く自然環境・社会環境情報を統合型 GIS へ体系的に整理し、生物多様性、生態系保護の視点から本市の自然環境の特性を明らかにするビオトープマップを作成していきます。

平成 20 年度は、市内で確認されている外来生物の生息生育箇所の分布位置データを既存資料及び専門家等の知見から、分類群ごとに統合型 GIS に取り込みました。〔環境政策課〕

第3節 多様な生態系の保全

施策の基本的方向

表土の保全やエコトーンの保全等による多様な生物の生息環境の保全と創造を図るとともに、外来生物対策や鳥獣害対策などを推進し、適正な自然環境の保全・維持管理に努めます。

1 エコトーン及び表土の保全と再生

(1) 湿地の保護

市内には、東海丘陵要素植物群であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ヒメミミカキグサなど特異で貴重な湿地性植物群の自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町を始めいくつも点在しており、環境省が平成13年12月に公表した「日本の重要湿地500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の2区域が重要な湿地として選定されています。また、田之土里湿原は、昭和50年1月に県の自然環境保全地域、御船湿地は、シラヒゲソウ自生地として市の天然記念物に指定されています。

これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。

また、矢並湿地では、平成10年度から湿地保護の啓発を目的に湿地の一般公開をしており、平成20年度は、10月10日から12日の3日間で1,416人が見学に訪れました。〔環境政策課〕

(2) ため池整備事業

ため池の老朽化による決壊や漏水を防ぐため、堤体・取水施設・余水吐等の改修を行っています。

ため池改修時には、水位低下期間を短くするなど、魚類・水生昆虫及び鳥類などの周辺生物の生息環境に配慮し、保水機能の向上と親水機能を持たせた環境整備を行っています。〔農地整備課〕



親水機能を持たせた階段護岸

(3) 開発に関する審査・調査・指導

本市では、開発行為に関し、関係法令に基づく指導や、次頁に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。

〔開発審査課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、清掃業務課〕

【開発行為に関する事前協議（２種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：開発審査課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における1haを超える土地の改変などを行う開発について事前協議、その他、面積にかかわらず、施策上重要な案件についても協議

豊田市開発事業等に関する事前協議会（窓口：開発審査課）

豊田市開発事業等に関する指導要綱に基づき、1,000m²以上の宅地開発事業、25戸以上等の中高層建築物建設事業、特殊建設物建設事業、土砂などの持出し行為のうち1,000m²以上の土石採取事業について事前協議を実施

土石採取行為に関する事前協議会

本市では、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、手続きとして「豊田市開発事業等に関する指導要綱」による事前協議を行うことを定めています。事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるよう行っています。

平成20年度に行った土石採取事業に関する事前協議案件は、9件でした。〔開発審査課〕

【該当となる土石採取行為】

- ・山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
- ・珪砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
- ・宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
- ・農地造成、林地造成、牧草地造成、若しくは、農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- ・その他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。

平成20年度は、83件の立入調査を行いました。〔開発審査課〕

【指導の対象となる事業】

- ・豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条4号に係る審査案件
- ・豊田市土地利用対策会議設置要綱第7条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
- ・豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条1号及び2号に規定する案件のうち3,000m²以上のもの

自然公園の保護（自然公園法）

自然公園法に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成20年度は、特別地域及び普通地域内で302件の許可申請等がありました。〔開発審査課〕

【市内の愛知高原国定公園（昭和45年12月28日指定）】

特別地域 ...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制 市域では13,505ha
— 第1種特別地域（43ha）.....猿投山頂（猿投山）
— 第2種特別地域（2,313ha）...猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（寺下町ほか）、足助地区（足助町ほか）、高橋地区（矢並町）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか）
— 第3種特別地域（11,149ha）..猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、足助地区（足助町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稲武地区（黒田町ほか）
普通地域 ...公園区域のうち特別地域に指定されない区域 一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要 平成17年度末現在、市域では、東海自然歩道周辺など415ha

【市内の天竜奥三河国定公園（昭和44年1月10日指定）】

特別地域 ...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制 市域では301ha
— 特別保護地区（31ha）.....稲武町（面ノ木付近）
— 第2種特別地域（270ha）...稲武町（面ノ木付近）

2 生態系の構築に向けた環境の再生

（1）多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。〔河川課〕



多自然河川（加納川）

多自然川づくりの実施例

<p>五六川 (準用河川) - 児ノ口公園 - 久保町地内、延長 217m、平成 6~7 年度、市施工 ○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるビオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現 ○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出 ○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化 ○川沿いに遊歩道を整備</p>	<p>加納川 (普通河川) 加納町地内、平成 3 年度、市施工 ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事 ○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施 ○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成 加納町地内 平成 12 年度 単市災 ○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊 ○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う</p>
<p>矢作川 (一級河川) 平戸橋下流、延長 800m、平成 3~4 年度、県施工 ○巨石による水制工 (9 基) ...道路工事で発生した石を利用 ○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸...河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用 ○アマリングの解消 ○一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理 ○平成 12 年度水制工 2 基を補修するとともに巨石による分散型落差工を設置し、より流れの変化を創出 「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工 ○河畔林の整備...マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善 ○土場 (昔の川港、船着場) を保全 ○遊歩道の整備...越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置 毎年 5 月に行われる矢作川「筏下り」では、いろいろな工夫を施した自作の筏が登場する 毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催</p>	<p>太田川 (準用河川) 大内町地内、延長 713m、平成 5 年度~平成 11 年度、市施工 ○落差工は多段式魚道 ○水生昆虫のため水際は植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保 ○生態系景観を確保</p>
<p>山田川 (普通河川) 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。</p>	<p>ソウレ川 (普通河川) 松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工 ○松平郷園地整備の一環 ○石組みと柳枝による護岸 ○湧水を活かしたトンボ池</p> <p>樫尾川 (準用河川) 野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度~14 年度、市施工 ○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全 ○奇石による流れの多様化</p> <p>加茂川 (一級河川) 東山町~京ヶ峰地内、延長 540m、平成元~8 年度、市施工 ○加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復 ○奇石による流れの多様化</p>

(2) 環境保全型農業の推進

農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業施設など多面的機能をもつ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきた現状や、環境意識の高まる中、地域住民の参画のもと市内では44の活動組織が設立され、農地・農業用施設の草刈や植栽また、生物調査など活動組織の創意工夫と積極的な農村環境保全の取組が行われています。〔農地整備課〕



水路の生き物調査



池もみ（池干し）

中山間地域等直接支払交付金事業

平成12年度から始まったこの事業は、平成17年度から第2期の事業として平成21年度までの事業で、平成22年度からも第3期として継続の予定です。この事業は、農産物の生産、環境保全、災害防止等の農地の多面的機能を維持するために、集落ぐるみで農地を保全する集落に対し、交付金を交付しています。〔農政課〕

年度別交付金対象農地

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
支給対象農地（ha）	958	969	976	980

環境保全型産地形成対策費補助金事業

農薬使用の低減など、環境に配慮する農業者の団体に補助金を交付しました。

平成20年度は、梨農家の害虫防除のための夜蛾灯設置事業と菜種農家の食用廃油再生燃料化装置が対象となりました。〔農政課〕

3 生物の保護・育成

外来生物対策事業

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、15種の特定外来生物の記録があります。また、今後注意が必要な要注意外来生物も50種（及び種群）以上の記録がありました。

本市で確認されている外来生物（外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき指定された特定外来生物、要注意外来生物のほか、専門家の意見により把握が必要とされる外来生物）の生息生育箇所の分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

平成 20 年度は、近年、本市でも分布が広がっているオオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物の駆除を自然観察の森周辺地域の寺部池で行いました。〔環境政策課〕

市内で確認されている特定外来生物

分類群	種 名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥 類	ソウシチョウ
魚 類	オオクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	なし
その他無脊椎動物 (貝類・甲殻類 等)	カワヒバリガイ
植 物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハシゴンソウ、ボタンウキクサ

第4節 自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

自然環境の保全、再生、創出による自然のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境や良好な市街地環境の創造を図ります。

1 水系の保全とネットワーク

(1) 河川の水質保全

水道水源保全事業（水道水源かん養林）

水道水が将来にわたり「安全でおいしい水」であるためには、水道水源の保全が必要です。本市は、水道利用者の市民が、有限な水資源の保全と水道水の供給確保の重要性を認識していくことを目的とした「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設しました。

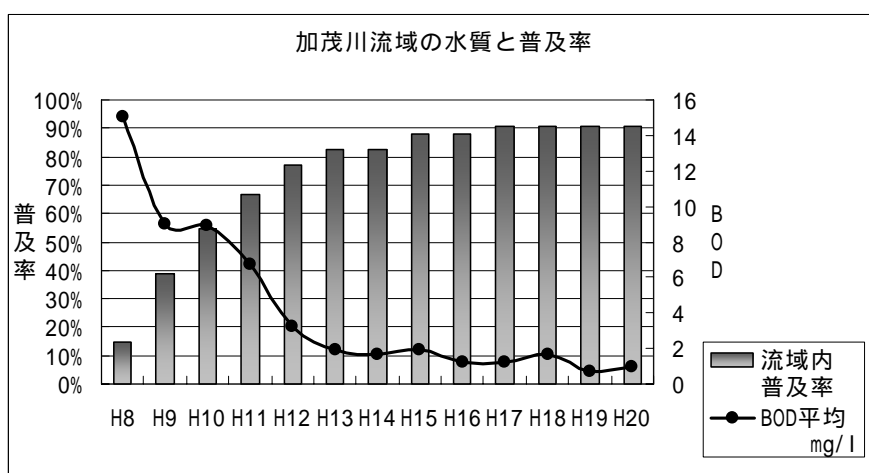
水道料金のうち使用水量 1m³(t)当たり 1 円を「水道水源保全基金」として積立えています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併浄化槽へ切り替えする場合に上乘せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。〔水道総務課〕

平成 20 年度 水道水源保全事業実績

事業名	事業内容
水源の森事業	旭地区に 22ha の「水源の森」を取得
水質保全対策事業	高度処理型合併浄化槽の切り替え 65 基（8,430 千円）に対し補助

下水道整備による効果

下水道の整備が進むと、家庭などから出る汚れた水が直接側溝に流れなくなり、川や海などの水質が改善されます。川の水質改善事例として、高橋地区を流れる加茂川の下水道普及率と水質の関係を示しました。今後、下水道の整備が進む地域では、加茂川のように水質が良くなると考えています。〔下水道建設課〕



BOD と魚の関係

BOD	魚との関わり
2	アユ繁殖
3	アユ成育
5	他の魚の成育
8	コイ成育

BOD：Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。



加茂川の様子

水辺で遊ぶ子供たちの姿も見られるようになりました

快適な暮らし下水道



市下水道イメージキャラクター

「ミカちゃん」

下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、小学校等への出前講座やイベントへの出展を行って、啓発活動に努めています。また、市職員及び相談員の戸別訪問による接続促進をきめ細かく実施しています。

平成20年度は、小学校への出前講座(5校)、下水道フェア(県緑化センター)・産業フェスタ(豊田スタジアム)への参加などを行いました。〔下水道総務課〕

下水道の適正管理

鞍ヶ池浄化センターほか13施設において、適正な維持管理をし、放流水質の基準値を確保しました。〔下水道維持課〕

(2) 安永川流域水辺環境整備事業

親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成11年3月に開通した豊田大橋(矢作川)は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。〔河川課〕



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路・・・お釣土場水辺公園、古岸水辺公園など
緑陰歩道・・・豊田市駅周辺(拳母小学校～豊田市役所間)
都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道
日明川・・・巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備
散策路から河川に入ることができる
豊田市総合野外センターとの一体的利用
加茂川・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策
できる市民のふれあいの場となっている



緑陰歩道

安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、親水機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月から試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。〔河川課〕

(3) 市民にわかりやすい水環境指標推進事業

これまでの河川調査は、環境法令に従い有機的汚濁の指標であるBODを中心とした水質監視を実施してきました。

しかし、市民の求める河川環境は、そこにきれいな水が流れていることだけではなく、多様な生物が生息し、花や緑に包まれた潤いや安らぎのある空間として捉えられ、現在の調査方法では十分把握できない状況となってきました。

このため、市民が水辺に求める癒しや親しみなどについて、「きれいな水」、「多様な生物」、「地域とのふれあい」、「水の利用性」の4項目をキーワードに、パックテストなどの簡易試験や、水の匂いや景観性などの感覚調査によって、水辺空間を評価する新たな手法として「河川の水環境指標」を作成しました。市民とのパートナーシップのもと、平成20年度からモデル河川(逢妻女川、飯野川、加茂川、西中山川)で共働調査を実施しています。〔環境保全課〕

(4) 豊田市矢作川研究所

本市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、市民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。〔河川課〕

「地域の水環境の取組が大きな流域の水循環を支える」という考え方のもと、次世代へ良好な水環境を受け継ぐために、「水環境共働ビジョン～地域が支える流域の水循環～」を平成 21 年 3 月にまとめました。

取組を進めるにあたり、既に水に関わる活動が活発に行われている地区から 4 つの地区をモデル地区（本地新田地区、西中山地区、高橋・上野・東山地区、西広瀬地区）として抽出し、試行的に川を想う座談会、川しらべ、交流会などの取組を行いました。

〔下水道建設課〕



川しらべの様子



交流会



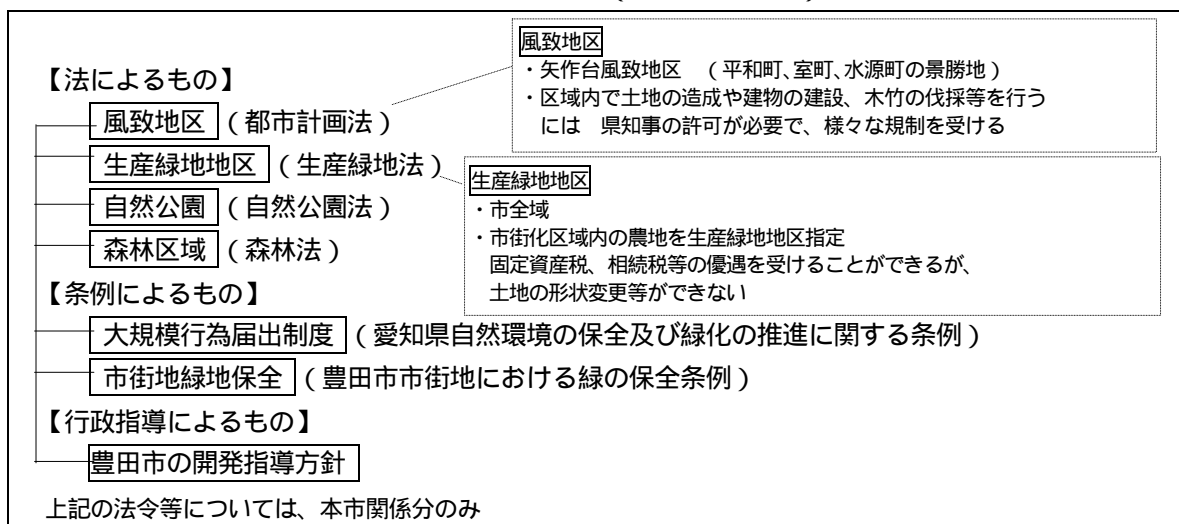
2 緑の創出とネットワーク

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。

〔環境政策課〕

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成 20 年度末現在、806 筆 336,204.14 m²が緑地指定され、そのうち約 86% の 691 筆 294,813.33 m²が保全緑地に認定されています。〔公園課〕

【市街地緑地保全制度の概要】

指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要

保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5 年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続を除いた買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

保全認定の更新

保全緑地の認定は 5 年ごとに更新することができる

開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合に開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として市に帰属されます。これらの緑地は適切な維持管理を行い、開発地周辺の環境を保全し、周辺住民の憩いの場として、また安らぎの空間として活用されています。

平成 20 年度末現在、42 か所、約 54ha の緑地があり、市が草刈り等を実施し管理を行っています。〔公園課〕

(2) 公園・緑地の整備

緑の拠点となる公園の整備

水と緑のネットワークの骨格として、「緑の外環」「緑の内環」「緑の環境都市軸」「河川環境軸」を位置付け、都市公園・緑地の活用等により、拠点の整備やネットワーク化を図るなど都市の緑地保全と活用を進めています。

さらに緑の環境都市軸の拠点として人と生物にやさしい潤いのある水と緑の都市空間を整備し、また都心地区を緑化重点地区に位置付け、緑化の推進と環境負荷低減に向けた取組を進めます。〔公園課〕

緑の拠点としての公園の取組内容

事業名	平成 20 年度取組内容
鞍ヶ池公園第二期整備事業	園地整備、池周遊散策路、山林遊歩道等の整備、その他市民活動、第二期整備基本設計策定中
中央公園整備事業	基本計画策定中
毘森公園整備事業	基本計画策定中

身近な公園・緑地の整備

地域の公園や緑地を整備し、それらを河川や街路樹でネットワークすることにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。〔公園課〕

身近な公園・緑地の取組実内容

事業名	平成 20 年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 6 公園、測量設計 3 公園
近隣公園整備事業	整備工事 2 公園、測量設計 1 公園
地区公園整備事業	測量設計 2 公園
緑地整備事業	整備工事 2 公園、測量設計 1 公園
緑道整備事業	整備工事 2 公園、測量設計 1 公園

(3) 緑化推進事業

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであるため、公共施設の緑化や市民の緑化意識向上のために積極的に施策を行っています。〔公園課〕

公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。

平成 20 年度は、28 事業で高木 944 本、低木 24,291 本、地被類 66,945 株を植栽しました。

公共施設緑化の主なもの

公共用地	整備状況（平成 20 年度末）
公園、緑地	・桜城址公園整備事業始め 14 事業 高木 44 本、低木 4,086 本、地被類 17,492 株
道 路	・都市計画道路浄水駅中央通り線植栽整備事業始め 7 事業 高木 357 本、低木 14,160 本、地被類 10,725 株
公共施設	・市営市木町住宅建設植栽工事始め 7 事業 高木 543 本、低木 6,045 本、地被類 38,728 株

記念樹の配布

出生、結婚、転入及び新築をされた市民に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、西山公園で交換しています。

平成 20 年度は、ケヤキ、ゲッケイジュ、サツキ、サルスベリ、サザンカ、ベンジャミン、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー及びバラの 10 種、1,978 本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成 20 年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ及びベンジャミンの 4 種、4,196 本を配布しました。

緑化木配布事業

緑化の普及と潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

緑化木の配布実績（‘08 とよた緑花まつり）

配布日	苗木の種類	配布数	配布者
4月26日	ラズベリー	500本	公園緑地協会
	コデマリ	500本	公園緑地協会
4月27日	カシワバアジサイ	500本	公園緑地協会
	ハナカイドウ	500本	公園緑地協会
4月28日	ハナモモ	500本	公園課（県補助）
	ハナウメ	500本	公園課（県補助）

（４）民有地の緑化促進

（民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設 / 屋上・壁面緑化支援事業）

都市における緑は、防災性の向上、生物多様性の向上、良好な景観形成等、生活環境の向上に繋がる様々な機能を持っています。しかし、本市の都心中心部では、その周辺の市街地に比べ、緑が特に少ない現状となっています。

そこで、都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の民有地に対し、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する緑化地域制度の検討を進めています。

あわせて、今後、市街化区域等における民有地の緑化を支援する目的で、屋上・壁面緑化等の助成制度を創設し、緑化義務の負担軽減及び市民の緑化意識の向上を図り、都市全体の緑化を推進していきます。〔都市計画課、公園課〕

（５）農地の保全 - 農業経営体活性化促進事業

本市では、認定農業者の育成・支援などを通して農業の担い手の育成を図っています。

県とともに認定農業者の発掘を行い、1年間で12人の認定農業者が増加し、平成20年度末時点で174人になりました。その内訳は、新規16人、再認定11人、取消3人などです。

平成21年2月には、豊田市担い手育成総合支援協議会が主催して、税に関する研修会を開催し、担い手の経営を支援しました。〔農政課〕

認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

（６）里山環境保全

市街地周辺の貴重な都市近郊林を保全するため、その方策を検討しています。

平成20年度は、（仮称）西部緑地の保全方策について各種緑地の保全制度の規制力や規制の目的などを比較しました。その結果、保全の目的、適用地域、保全の効力を鑑みて、緑地保全地域、特別緑地保全地区の2つが有利であると考えています。〔都市計画課〕

第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進

施策の基本的方向

水源かん養域としての森林・農地を保全、雨水の地下浸透の促進による地下水かん養や水資源の有効活用により、健全な水循環系を構築します。

1 水源かん養域としての森林・農地の保全

森林区域（森林法）の保全

森林法に基づいて、保安林や地域森林計画対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進し、乱開発の規制を行っています。この他、第2章第4節「森の保全・整備」（45頁）を参照してください。

〔森林課〕

森林法に基づく森林区域（平成20年度末現在の指定地域）

区分（所管）	面積
保安林（県豊田加茂農林水産事務所）	市北部、東部を中心に18,131ha（市面積の20％）
地域森林計画対象民有林（森林課）	市北部、東部を中心に61,295ha（市面積の67％）

2 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養及び水資源の有効活用

（1）雨水流出抑制整備

雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。

〔河川課〕

雨水貯留施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯留施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成20年度の補助件数は104件、補助合計額は5,249千円でした。〔下水道総務課、河川課〕

補助事業実績の推移

年度		H7～15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
浄化槽の 再利用	件数	539	56	31	35	39	45	745
	金額（千円）	40,886	4,207	2,391	2,747	3,050	3,550	56,831
貯留・浸透 施設の新設	件数	215	42	58	43	32	59	449
	金額（千円）	9,498	1,483	2,289	1,353	1,309	1,699	17,631
合計	件数	754	98	89	78	71	104	1,194
	金額（千円）	50,384	5,690	4,680	4,100	4,359	5,249	74,462

【雨水貯留施設補助金交付制度の概要】

[補助率]

- ・ 不用浄化槽を転用する場合：補助率 2/3 (上限有り)
- ・ 新設の場合：補助率 1/2 (上限有り)

[期待される効果]

- ・ 雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制 / 降水時の浸水被害の軽減
- ・ 水道使用の軽減 / 日常生活における雨水の再利用 / 不用浄化槽の再利用

クローズアップ

スカイホール豊田での取組～水の有効活用～

本市のスポーツ施設の中心施設で、中心市街地エリアに建てられた豊田市総合体育館（スカイホール豊田）の南側駐車場（4,343 m²）に保水性舗装の駐車場を整備しました。

保水性舗装は、雨の日などに吸収した水分を晴れた日に蒸発させ、気化熱を奪うことにより、道路に水をまいたときと同じようにして、路面の表面温度を低下

させることができます。（夏場の路面温度で一般的な舗装と比べ、約 15～20 程度低下させる効果があります。）

このことから、近年都市部で問題となっているヒートアイランド現象の緩和が期待されています。

〔スポーツ課〕

ヒートアイランド現象：日々の生活で使用する冷房や自動車などから大量に放出される熱や緑地・土の地面・水辺が減少して建物や舗装が増え、水分が蒸発しにくくなり熱がこもるなどが原因で、郊外に比べ都市部ほど気温が高く、等温線（温度が等しい位置を示す線）が島のように浮き上がる現象です。ヒートは熱、アイランドは島を意味します。



スカイホール豊田とその駐車場

第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進

施策の基本的方向

市民に身近な自然とのふれあいの場を確保するとともに、自然環境学習及び体験学習の機会の充実を図り、自然環境について活動できる人づくりを推進します。

1 自然とのふれあい空間の形成

(1) 自然観察の森及び周辺地域整備

自然観察の森及び周辺地域における美しい里山の景観と多様な生きものがすむ環境を守り、楽しく自然とふれあえる“気づき”の森として、自然系の環境学習施設を整備します。市街地に隣接する里山や湿地、ため池などを「サシバのすめる森づくり」をテーマに保全し、学習フィールドとして活用し、主体的に自然や環境の保全活動が行える市民を育むための自然系の環境学習の拠点としていきます。

平成20年度は、市民や専門家による検討会の意見を反映しながら、新ネイチャーセンターほか施設の建築設計を行い、建築工事に着手しました。〔環境政策課〕



新ネイチャーセンター配置図



新ネイチャーセンター模型

(2) 市民農園整備促進事業

本市は、市をはじめ、NPO、企業、農家などの多様な主体により市民農園を整備するなど、耕作放棄地等における農地の利活用を検討しています。

平成20年度は、市が18区画増設し、市民農園區画数は平成21年3月末現在1,169区画となっています。〔農政課〕

(3) 水辺のふれあい空間の整備 - とよたクリーン活動

ボランティア国際年の2001年から、トヨタ自動車ボランティアセンターが中心となり、市内の各企業、ロータリークラブやライオンズクラブなどの市民団体と一緒に矢作川河川敷のごみ拾い「とよたクリーン活動」を行っています。

平成20年度は、6月7日に矢作川の平成記念橋～久澄橋・水源公園一帯で、1,300名の参加により、燃やすごみ318袋、金属ごみ、埋めるごみ、粗大ゴミなど、総重量1,260kgを回収しました。〔河川課〕

2 自然環境保全活動の推進

(1) 自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。〔環境政策課〕

とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。23名の市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現をめざしています。平成17年度から、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を行っています。

森先案内人あべまきの会

平成14年度から開催している森の自然案内人養成講座の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。

自然観察の森のレンジャーが実施する自然解説を補助したり、自ら利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。

平成20年度は、46名が登録し、活動しました。

(2) 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。

名木の保護のため、看板を立てて啓発するとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。

平成21年3月末現在、240件が名木として指定されています。〔環境政策課〕

(3) 生きものと共生する地域づくり支援

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。

平成20年度は、2団体が登録し、その活動に対して支援を行いました。〔環境政策課〕

平成20年度 生きものと共生する地域づくり登録団体

団体名	活動人数	活動内容
御船せせらぎ広場愛護会	106人	河川の水質浄化による水生生物の再生
益富蛸友会	18人	ゲンジボタル増殖

(4) みどりの少年団活動支援事業

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で、自主的かつ独創的な活動を展開しています。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実（利子）を活用した事業の一つで、市も補助を出し、活動の支援をしています。〔森林課〕

豊田市のみどりの少年団

名称	団員（小学3～6年生までの児童で構成）
六所山みどりの少年団	豊松小学校（昭和50年結成）
足助みどりの少年団	足助小学校（昭和50年結成）
稲武みどりの少年団	稲武小学校（昭和52年結成）
築羽みどりの少年団	築羽小学校（昭和52年結成）
堤みどりの少年団	堤小学校（昭和52年結成）
土橋みどりの少年団	土橋小学校（昭和63年結成）
萩野みどりの少年団	萩野小学校（平成元年結成）
花山みどりの少年団	花山小学校（平成4年結成）

(5) 矢作川「川会議」

平成13年から、矢作川の自然保全活動を続けている諸団体並びに関係機関が一堂に会し、これまでの活動の歴史を振り返り、これからの活動のあり方を話し合い、「森～川～海」の健全な水循環をめざして共通認識を図るために、毎年5月の第2土曜日に「川会議」を開催しています。〔河川課〕

(6) 水辺愛護会活動

水辺愛護会（自治区の有志で組織された団体）は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内において、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成5年4月に発足された古巣水辺公園愛護会を始めとし、平成21年3月末現在13団体475人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。〔河川課〕

3 自然環境に関わる人づくり

(1) 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和45年度から発行しており、環境政策課や自然観察の森で販売しています。

平成20年度は、生物多様性を啓発するため「豊田の生きものたち～生物多様性を知る～」を編集・印刷し、平成21年4月から販売しています。〔環境政策課〕



豊田の生きものたち
～生物多様性を知る～

(2) 農ライフ創生センター事業

定年退職者等、農(作)業をしてみたい農業を営む意思を持つ市民等に、農作物の栽培技術研修(2年間)の場を提供し、研修修了者に対して農地をあっ旋する農地仲介を行っています。

平成20年度は、担い手づくりコース(2年間)の研修を実施し、4期生56人、5期生49人、6期生63人が受講しました。修了した4期生の内、34人に対して約6.2haの農地を仲介しました。
〔農ライフ創生センター〕

(3) 都市山村交流コーディネート組織育成事業

農山村地域が持つ多彩な地域資源を積極的に活用し、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流を定住につなげていくため、平成20年12月、都市と農山村の交流コーディネート組織「とよた都市農山村交流ネットワーク」が設立されました。「とよた都市農山村交流ネットワーク」が実施する交流事業の運営及び組織体制整備を支援し、都市と農山村の交流拡大を図っていきます。
〔農政課〕

(4) 矢作川学校

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、コミュニティー自然環境学習や生き物観察会への講師派遣、魚釣りなど川遊びや生き物にふれあうイベントを行っています。



水生生物観察会

平成20年度は、20回1,397名が参加しました。
〔河川課〕

(5) 学校教育における自然体験学習の実施

自然体験学習事業(中学校2年生対象)

本市では、豊かな自然環境に恵まれた県外の施設での自然体験活動と集団生活を支援することによって、自然を大切にする心や望ましい人間関係を育むための自然体験学習(自然教室)を支援しています。各学校は、夏季又は冬季の活動をそれぞれ工夫しています。〔学校教育課〕

自然教室の実績(中学2年生)

	実施校数(%)	参加人数
夏季の自然体験	6校(23.0%)	788人
冬季の自然体験	20校(77.0%)	3,460人
(宿泊先) 国立乗鞍青年の家、国立信州高遠少年自然の家、国立若狭湾少年自然の家、国立立山少年自然の家、国立妙高少年自然の家、国立能登少年自然の家等		
夏季の自然体験例：野外炊飯、釣り、筏、カッター訓練、シュノーケリング、カヌー、水泳、散策、登山、農業体験、アスレチック、川遊び、等		
冬季の自然体験例：スキー実習、雪上運動会、立志の会、星の観察、等		

自然体験学習事業（小学校5年生・中学校1年生対象）

本市では、市内の施設を活用して、小学校5年生と中学校1年生対象の自然体験学習を支援しています。 〔学校教育課〕

自然教室の実績（小学5年生・中学1年生）

実施学年	実施校数（％）	参加人数
小学校5年生	76校（100％）	4,143人
中学校1年生	26校（100％）	4,201人
（宿泊先）豊田市総合野外センター（少年自然の家・青少年キャンプ場） 愛知県旭高原少年自然の家		70校 32校
小学校5年生自然体験例：野外炊事、クラフト作り、川遊び、火起こし体験、 キャンプファイヤー、アスレチック、天体観測、魚つかみ、 はし作り、等		
中学校1年生自然体験例：野外炊飯、火起こし体験、キャンプファイヤー、登山、 ウォークラリー、ハイキング、ネーチャーゲーム、カヌー、 アスレチック、等		

第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換

本市では、ごみの発生抑制を最優先に、再使用、再生利用に積極的に取り組み、さらなる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市をめざしています。

第1節 環境の状況

(1) ごみ処理事業

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

〔ごみ減量推進課〕

(2) ごみ処理量

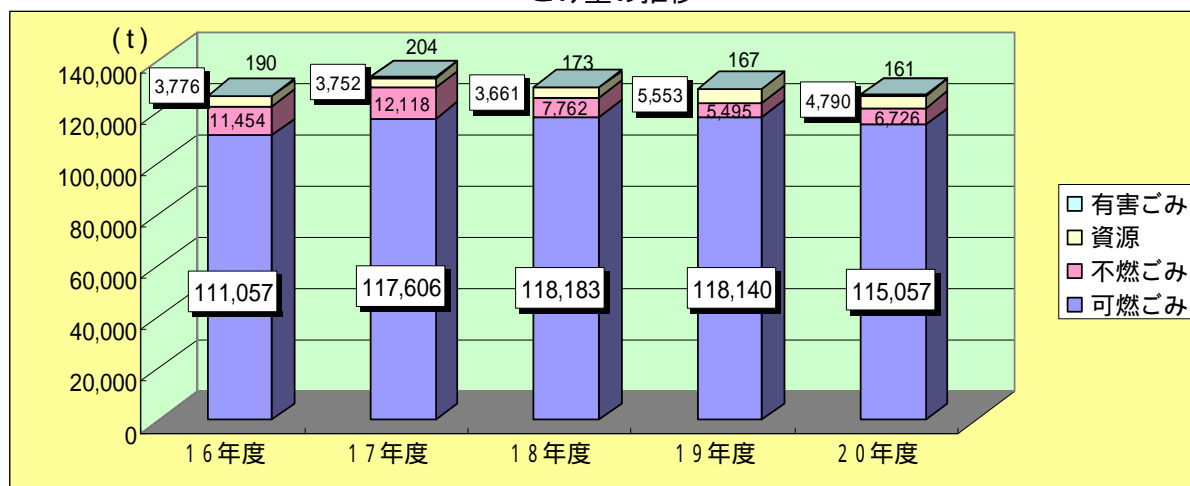
平成20年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）の量は、合計12.7万t、一人1日当たりのごみ排出量（排出量原単位）は820gでした。平成19年度に比べ、排出量は年間約2,600t減少しました。

〔ごみ減量推進課〕

単位当たりのごみの量

1日当たりのごみの量 346 t	一人1日当たりのごみの量 820 g	一人1年当たりのごみの量 299 kg
---------------------	-----------------------	------------------------

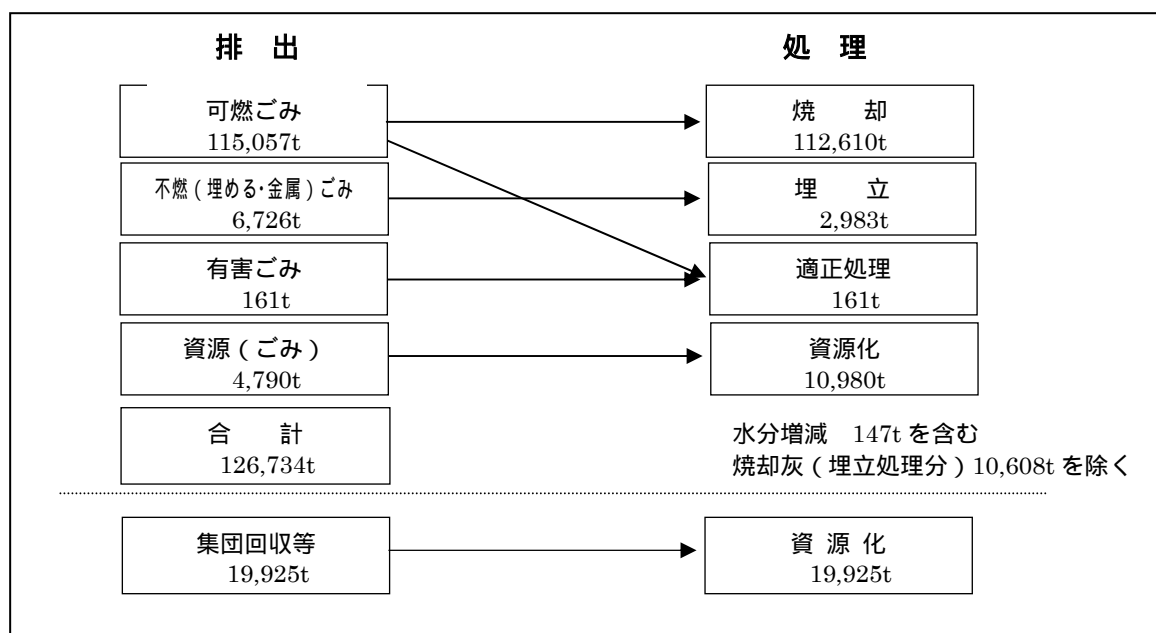
ごみ量の推移



ごみの総量と焼却量

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総量	155,603t	154,693t	151,028t	150,243t (集団回収等を含む)	150,243t
焼却量	113,598t	114,420t	116,092t	115,729t	112,610t

ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 20 年度）



（ 3 ） 分別収集の実施

家庭から排出されるごみと資源は、平成 9 年度に 6 分別 8 種類、平成 19 年度からは 6 分別 9 種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。（清掃業務課）

ステーションの数（平成 21 年 3 月末現在）

資源ステーション		1,535 箇所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	4,616 箇所
	金属ごみ・埋めるごみ用	4,558 箇所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資 源	プラスチック製容器包装	週 1 回	指定ごみ袋（黒文字）	分別ごみステーション
	ガラスびん	月 1 回 （資源の日）	資源ステーション	
	飲料缶			
	ペットボトル			
有 害 ご み				
燃 や す ご み		週 2 回	指定ごみ袋（緑文字）	分別ごみステーション
金 属 ご み		月 1 回	指定ごみ袋（青文字）	
埋 め る ご み		月 1 回	指定ごみ袋（赤文字）	
粗 大 ご み		申込制	戸 別 有 料 収 集	

(4) 指定ごみ袋

本市では、昭和 42 年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成 5 年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。現在の指定袋は、平成 17 年 7 月から形状をレジ袋型に変更し燃やすごみ用（緑文字） 金属ごみ用（青文字） 埋めるごみ用（赤文字）の 3 種類、平成 19 年 4 月からプラスチック製容器包装（黒文字）を加えた 4 種類で、自治区を通じてあつ旋販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あつ旋販売価格は、平成 14 年 4 月から 1 パック（大は 20 枚入り、小は 30 枚入り）200 円から 150 円に変更しました。〔清掃業務課〕

(5) ごみ処理施設

一般廃棄物の処理施設

【豊田市施設】

<p>渡刈クリーンセンター〔ごみ処理施設〕 所在地：豊田市渡刈町大明神 39 - 3 処理方式：全連続燃焼方式 （流動床式熱分解ガス化溶融方式） 能力：405t/24h（135t/24h×3 炉）</p>	<p>グリーン・クリーンふじの丘〔ごみ埋立処分〕 所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161 - 89 面積：52ha 全体容量：125,000m³</p>
<p>藤岡プラント〔ごみ処理施設〕 所在地：豊田市下川口町奥山 516 - 4 処理方式：全連続燃焼方式（ストーカ方式） 能力：90t/24h</p>	<p>砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理〕 所在地：西加茂郡三好町三好ヶ丘 4 - 19 - 15 処理方法：標準脱窒素処理方式 + 高度処理 処理能力：350kl/日</p>

【逢妻衛生処理組合施設】

<p>逢妻衛生処理場〔し尿・汚泥処理〕 所在地：豊田市前林町前越 1 処理方法：浄化槽汚泥専用処理方式 標準脱窒素処理方式 処理能力：350kl/日</p>	<p>} + 高度処理</p>
---	-----------------

〔清掃施設課〕

(6) し尿処理

し尿収集は、市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集は、くみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は、平成 20 年度末現在 4,080 世帯で、平成 20 年度のし尿処理量実績は 17,011kl、汚泥処理量実績は 105,278kl でした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、合併処理浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。〔清掃業務課〕

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進

施策の基本的方向

ごみの発生抑制（ごみになるものはことわる・ごみはつくらない）を最優先に取り組みます。

1 家庭系廃棄物の減量

（1）資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進（レジ袋の削減）

本市では、平成20年2月にとよたエコライフ倶楽部と34事業者70店舗が「レジ袋削減に関する」協定を締結し平成20年4月1日からレジ袋無料配布中止を本格的に開始しました。

詳細は、第1章第2節2「とよたエコライフ倶楽部の活動」（19頁）を参照してください。

〔環境政策課〕

（2）生ごみの発生抑制の推進

生ごみのひとしぼり運動の周知啓発の実施

毎年広報とよた3月15日号に折り込んで全世帯配布する、ごみカレンダー「資源・ごみの分け方、出し方」に、水分ひとしぼり運動について掲載し、周知啓発を行いました。また、ごみ袋パックに啓発チラシを同封し、出前講座で配布しました。

〔ごみ減量推進課〕

生ごみ処理機器購入補助事業

家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ処理機器等の購入に補助金を交付しています。

平成20年度の補助実績は、堆肥化容器326基、生ごみ処理機563基でした。〔ごみ減量推進課〕

【平成20年度生ごみ処理機器購入補助事業の概要】

- ・補助対象：市内に住所のある人が、国内の販売店で購入したもの
ただし、処理機は1世帯につき1基
- ・手続：購入申請 補助金交付
- ・補助額：購入費の1/2 上限30,000円
- ・実績：堆肥化容器...326基、処理機...563基

地域生ごみ減量化支援事業

家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む団体に、諸経費を補助しています。

平成20年度は、12団体（175戸）に補助しました。

〔ごみ減量推進課〕

2 事業系廃棄物の減量

（1）事業所及び多量排出事業者における事業系一般廃棄物の排出抑制の推進

事業系一般廃棄物について、多量排出事業者に対する減量マニュアルの作成をめざし、その内容について検討を開始しました。

〔ごみ減量推進課〕

(2) 給食残飯の堆肥化等

市内3か所の給食センターに、残飯等を堆肥化する大型の生ごみ処理機を設置し、処理後の肥料は学校等で活用しています。また、1か所の給食センターには、生ごみを水と二酸化炭素に分解する消滅型の生ごみ処理機を設置してごみの減量化に努めています。〔保健給食課〕

生ごみ処理機処理状況

設置場所	設置時期	方式	処理機投入量 実績(平均)	処理後の堆肥
中部給食センター	H 9 年 3 月	(乾燥)コンポストタイプ	210kg / 日	学校・園で再利用
平和給食センター	H 9 年 3 月	(ハイ)コンポストタイプ	121kg / 日	学校・園で再利用
下山給食センター	H14 年 7 月	(乾燥)コンポストタイプ	32kg / 日	地域で再利用
藤岡給食センター	H 3 年 3 月	消滅型	168kg / 日	

第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

施策の基本的方向

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をさらに進めて、資源の循環利用を推進します。

1 再使用（リユース）の促進

不用品紹介制度

家庭にある不用品を「ごみ」として捨てるのではなく、必要とする人に譲ることにより無駄の無い消費生活をし、物を大切に「リユース」の普及を目的として、不用品等の情報の提供を行なっています。

平成20年度の利用実績は、次のとおりでした。

〔消費生活センター〕

登録件数			成 立
さしあげます	譲ります	譲って下さい	
1,134	897	2,423	
4,454			

2 再生利用（リサイクル）の促進

(1) ごみ減量に向けた資源化の推進

平成20年度実績は、次のとおりでした。

〔ごみ減量推進課〕

資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（平成20年度）

ガラスびん	飲 料 缶	ペ ット ボ ト ル	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装
1,941t	123t	348t	1,869t

集団回収

学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています。

回収量 7,604t（古紙類 7,424t、古布 180t）

リサイクルの家設置事業

ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています。

設置件数 11自治区 24基（累計203自治区 412基）

資源行政回収

旧町村域の一部で、古紙・古布等の資源を回収しています。

回収量 306t (古紙類 283t、古布 23t)

金属ごみリサイクル事業

金属ごみ及び不燃性粗大ごみを民間処理施設で破碎処理し、金属を回収、リサイクルしています。

回収量 2,333t

搬入ごみ資源回収

渡刈クリーンセンター、藤岡プラントに自己搬入されたごみの中から、資源を選別・回収しています。

剪定枝・刈草等	金属(焼却残渣)	古紙(搬入物選別)
2,434t	460t	13t

施設へ直接搬入された資源

グリーンクリーンふじの丘へ直接持ち込まれた資源(ガラスびん、飲料缶)を回収しています。

回収量 363t (ガラスびん 333t、飲料缶 30t)

(2) リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等 19 か所に常設ステーションを設置し、古紙類、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています。 [ごみ減量推進課]

リサイクルステーション回収実績(平成20年度)

古紙類	古布	飲料缶	ペットボトル	ガラスびん	プラスチック製 容器包装
9,335t	519t	423t	595t	968t	175t

〇リサイクルステーション設置場所(19か所)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・ジャスコ豊田店 | ・渡刈クリーンセンター東伊勢湾岸道高架下 |
| ・メグリア本店 | ・豊田市運動公園陸上競技場北東 |
| ・Aコープ畷部店 | ・フィールフードメッセトヨタ店 |
| ・東山体育センター | ・ふじのさと南側(藤岡飯野町) |
| ・三洋堂書店梅坪店南 | ・メグリア藤岡店(西中山町) |
| ・スーパーやまのぶ若林店 | ・Aコープ下山店(大沼町) |
| ・愛環鉄道三河上郷駅高架下 | ・愛環鉄道保見駅高架下 |
| ・愛環鉄道四郷駅レットゴルフ場 | ・アピタ豊田元町店 |
| ・小原支所 | ・稲武支所 |
| ・高岡公園駐車場 | |



リサイクルステーション

(3) 緑のリサイクル施設の建設

一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つに掲げている「資源循環の促進」を図る施設として、緑のリサイクル施設を整備します。この施設整備により、焼却施設の負荷軽減及びごみの減量とリサイクルの促進を図ります。

平成20年11月に造成工事に着手、同12月に建築工事に着手しました。平成22年7月の供用開始をめざしています。 [ごみ減量推進課]

(仮称) 緑のリサイクル施設の概要(予定)

建築場所	枝下町地内
建物の概要	鉄骨造平屋建て(管理棟 430 m ² 、発酵ヤード棟 3,900 m ² 、ストックヤード棟 840 m ² 、脱臭棟 180 m ² 、計量棟 100 m ² 計5棟 約 5,450 m ²)
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に搬入された刈草等を破碎・膨潤・かく拌・発酵等の処理工程により短期間(約 90 日)で高品質な堆肥を製造 ・水分・空気・温度の適切な管理とかく拌時や発酵時等の臭気について充分な脱臭対策を行う衛生的な施設
環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融スラグの使用(アスファルト舗装、コンクリート 2 次製品等) ・部分的に保水舗装及びマルチング舗装の施工 ・貯水タンクの設置による雨水利用(植栽への散水、清掃や洗車利用) ・管理棟南側に植栽用ネットの設置(壁面緑化の代用) ・太陽光発電設備、風力発電設備及び太陽光発電の外灯設置 ・管理棟の仕上材(床・腰壁)及び入口施設案内看板に間伐材の使用 ・施設の外周等に十分な植栽をし、緑に囲まれた施設景観をつくる。
受入れ品目	刈草(2,860t)、せん定枝(1,550t)、食品残さ(810t) 約 5,220t/年
製造たい肥量	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約 3,200t(袋詰めとバラを製造予定) ・そのほか需要に応じてマルチング材及び敷料を提供していく。
整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度 造成工事期間(11月~H21年9月末) 建築工事期間(12月議会議決後~H22年3月末) ・平成 21 年度 竣工式(22年3月末) ・平成 22 年度 試運転(4~6月)、供用開始(7月)

(4) 溶融スラグの資源化の促進

溶融スラグとは、一般廃棄物を 1,200 度以上の高温で溶かし、冷却・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。平成 19 年 4 月に稼働した渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事で有効利用しています。〔清掃施設課〕



溶融スラグストックヤード



溶融スラグ

溶融スラグ有効利用量(平成 20 年度)

一般廃棄物 処理量	溶融スラグ 製造量	溶融スラグ 有効利用量
94,840t	3,794t	1,440t

(5) 除籍済図書資料の再生利用

市図書館では、ネットワーク館(交流館等)の除架図書資料を市立の各施設(学校等)やネットワーク館(交流館等)及び中央図書館入館者に無償で提供しています。また、読めなくなった図書、新聞及び雑誌等は古紙回収業者に回収を依頼しています。

平成 20 年度は、約 35,000 冊を無償提供、約 11t を古紙回収業者による資源回収へと提供しました。〔図書館〕

第4節 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

1 一般廃棄物の適正な処理

不法投棄パトロール隊の活動支援

まちの美観等を阻害する不法投棄やごみのポイ捨て等の発生を防止し、日常生活の中の不安感の払拭及び地球環境保全を図るため、不法投棄パトロール隊の活動に対し必要な支援を行ない、美しいまちづくりを進めました。

平成20年度末時点の不法投棄パトロール隊は、140団体3,250人です。〔清掃業務課〕

2 産業廃棄物の適正な処理

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

市内の産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。なお、平成17年4月に周辺町村と合併したことから、市長のみなし許可が発生し処理業者数が大幅に増加しましたが、平成18年度以降は、合併によるのみなし許可を取得した事業者のうち、本市での許可を不要とする事業者が更新の処理を行わなかったことにより減少しています。〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種 類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合 計		
	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20
収集運搬業	4,306	3,887	3,236	452	430	316	4,758	4,317	3,552
処分業	82	80	82	6	5	5	88	85	87
合 計	4,388	3,967	3,318	458	435	321	4,846	4,402	3,639

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物中間処理施設設置状況（各年度末現在）

中間処理の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合 計		
	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20
汚泥の脱水	2	2	2	34	33	35	36	35	37
汚泥の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
汚泥の乾燥	1	0	1	0	0	0	1	0	1
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	2	2	5	5	1	7	7	3
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチックの 破碎施設	4	5	6	2	2	0	6	7	6
廃プラスチックの焼却	3	2	2	4	4	2	7	6	4
汚泥のコンクリート固化	1	0	0	0	0	0	1	0	0
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	5	4	4	2	2	1	7	6	5
廃PCB等又はPCB 処理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	21	18	20	49	48	41	70	66	61

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）

処分場の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合 計		
	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20
しゃ断型	0	0	0	1	1	1	1	1	1
安定型 (3,000m ² 以上)	4	4	4	0	0	0	4	4	4
管理型 (1,000m ² 以上)	4	4	4	0	0	0	4	4	4
計	8	8	8	1	1	1	9	9	9

既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

しゃ断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としゃ断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

(2)(財)豊田加茂環境整備公社

豊田市及び三好町内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの(財)豊田加茂環境整備公社(旧名称:(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社)が設立され、平成4年から御船産業廃棄物処分場(管理型最終処分場)で埋立処分を開始しています。現在、市内企業を中心に100余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成9年度から2か所、平成15年度から1か所、計3か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立処分しています。

平成20年度の廃棄物総受入量は約27,400tで、このうち約18,300tが産業廃棄物、約9,100tが一般廃棄物の焼却灰でした。産業廃棄物は、前年度と比較して約24%の減少となり、平成16年度から連続して減少しています。〔廃棄物対策課〕

廃棄物受入実績

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
産業廃棄物	32,000t	27,000t	24,000t	18,300t
一般廃棄物	12,000t	10,700t	9,000t	9,100t
総受入量	44,000t	37,700t	33,000t	27,400t

(3)「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

平成18年10月に施行された「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受理しました。〔廃棄物対策課〕

条例に基づく届出件数（平成 20 年度）

届出の種類	件数
県外産業廃棄物搬入	368
特定産業廃棄物保管	6
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	16
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	12
説明会開催	4
計画内容周知	15
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	2

（４）PCB 廃棄物の適正保管に関する調査・公表

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から平成 19 年度の PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、PCB 廃棄物保管事業場数は 224 事業場、PCB 使用製品使用事業場数は 48 事業場ありました。また、日本環境安全事業（株）による PCB 廃棄物の処理により、平成 20 年度は、市内で保管されていた 674 台の高圧コンデンサが適正処理されました。〔廃棄物対策課〕

（５）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車を再資源化するための引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可が必要となりました。

本市においても、これらの業の登録・許可に関する事務によって下記の事業所数の登録・許可をしています。〔廃棄物対策課〕

自動車リサイクル法に基づく事業所数（平成 20 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
296	98	20	11

（６）廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化

市域内における廃棄物処理施設の立地に際し、生活環境影響上の観点から特別な配慮が必要である施設を定め、その施設への影響を最小限に抑えるため、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳格な運用により、一定距離以上の場所への誘導を行っています。

施設の設置相談を随時行い、平成 20 年度については、3 施設が条例に基づく地元説明会を実施しました。〔廃棄物対策課〕

(7) 適正処理指導及び不適正処理の防止

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、排出事業者及び廃棄物処理業者の施設に立入検査を行い、適正処理指導を行いました。

また、野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ 1,133 の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

産業廃棄物処理施設等の適正な維持管理指導のために、処理業者及び産業廃棄物処理施設等に立入検査を行いました。

平成 20 年度は、定期立入事業場 251 件、その他立入事業場 882 件でした。〔廃棄物対策課〕

立入状況

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
排出事業者及び 廃棄物処理業者	200	629	249	251
パトロール	814	678	987	882
合計	1,014	1,307	1,236	1,133

(8) 不法投棄等の通報体制づくり

本市は、平成 13 年に市内の郵便局及びタクシー協会と不法投棄に関する覚書を締結していましたが、周辺町村との合併を契機に内容と協力事業所を整理・統合することで、より一層市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図ることを目的として、平成 18 年 1 月 27 日に、日頃市内において幅広く業務を行っている 5 団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力(株)豊田営業所、豊田森林組合、郵便局、猟友会）と「通報に関する覚書」を締結しました。また、平成 20 年度は新たに 3 団体（ジェネッツ中部支店、エルピーガス協会西三河支部豊田分会、東邦ガス(株)豊田営業所）と覚書を締結しました。

平成 20 年度は、7 件の不法投棄の通報があり、撤去などの対応をしました。〔廃棄物対策課〕

団体からの通報件数

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件数	4	2	7

(9) 苦情相談への対応

市民・企業等から平成 20 年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は 98 件で、平成 19 年度と比較して 170 件減少しました。監視体制の強化による結果、苦情件数の減少に大きくつながっているものと思われます。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄、農地等への不法埋立て等です。〔廃棄物対策課〕

(10) 不適正処理に対する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入検査等によって不適正処理事案が発見されるこ

とがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止させ、原状回復措置を求める指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。

平成 20 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 83 件、改善勧告 4 件の計 87 件の行政指導と、改善命令 1 件、停止命令 1 件、12 事業者への処理業の許可取消などの行政処分を行い、不適正処理事案を改善しました。〔廃棄物対策課〕

(1 1) 航空写真を解析した不法投棄等監視システム事業

通常業務では把握できない地域における不法投棄等の監視の充実を図るため、航空写真を解析して現地調査を行っています。通常では発見が困難な場所での不法投棄の確認、通常では通らない経路を通ることによる不適正処理の確認等することができます。

平成 20 年度は、4,596 地点の現地調査を行い、その内 111 地点の不適正処理の指導をしました。

〔廃棄物対策課〕

第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全

本市では、産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、すべての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市をめざしています。

また、魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールの順守などに積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市をめざしています。

第1節 環境の状況

1 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成20年度の苦情相談件数は270件でした。苦情の種類としては、野外焼却等に起因する大気汚染120件(40%)、悪臭69件(23%)及び騒音65件(21%)に関する苦情が、全体の約8割以上を占めました。〔環境保全課〕

公害に関する苦情受付件数

種類	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	主な原因
大気	131	183	154	141	120	野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	22	33	23	28	24	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒音	80	92	76	82	65	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振動	9	5	10	8	4	建設作業、通過車輛
悪臭	64	106	69	82	69	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	31	78	79	27	21	廃棄物、電波障害、害虫の発生
合計	294	440	380	310	270	

苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがある

2 企業との協定

本市では、市内に立地する企業と市との間で、公害防止のために行うべきことを定めた協定を締結しています。法律や県条例の規制より厳しい規制内容等を定め、市民の健康と生活環境の保全を図っています。また、協定を締結した企業等へ立入調査を行い、協定事項の確認を行っています。

昭和48年から(旧)豊田市公害防止条例に基づく「公害防止協定」を市内の主要な企業と市とで締結し、公害規制に努めてきましたが、平成20年度に企業と共働して持続可能な社会の構築に取り組むために内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」と改称し、11企業と改定締結を行いました。

平成 20 年度末現在、公害防止協定を 35 企業と締結、協定に準じた覚書を 5 企業と締結しています。また、かつて旧藤岡町が 35 企業と締結した公害防止協定も継続しています。

今後も「環境の保全を推進する協定」への改定締結を進めていきます。〔環境保全課〕

企業との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【企業との公害防止協定の主な内容】

- ・協 定 値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・そ の 他 の 事 項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、環境に関する取組計画を策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

クローズアップ

環境の保全を推進する協定

環境基本計画の基本理念は、一人ひとりの行動と共働により、持続可能な社会をめざすことであり、共働が重要なキーワードとなっています。平成 20 年度中に、市内の 11 企業と「環境の保全を推進する協定」を締結しました。

厳しい公害規制によって地域の環境保全を図ることも目的ですが、市が、企業の環境に配慮した取組状況を市民に紹介するなどして、市と事業者とが「共働」して環境に配慮した取組を進めることも目的のひとつです。

市民・事業者・市が共働して環境行動を着実に実践する都市をめざし、さらに多くの市内企業の協力が得られるよう、今後も継続して取り組みます。〔環境保全課〕

第2節 大気汚染の防止

施策の基本的方向

事業活動や自動車の利用によって排出される大気汚染物質の削減を図ります。

1 大気汚染の監視・調査の実施

(1) 大気環境調査

大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。〔環境保全課〕

大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

市内の大気汚染の状況は、測定項目によって若干の変動は見受けられるものの、この数年は横ばいで推移しています。環境基準が定められている項目について、平成20年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが全局で環境基準を達成しませんでした。〔環境保全課〕

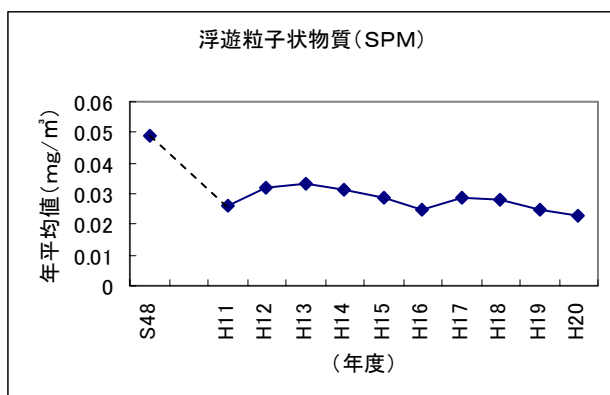
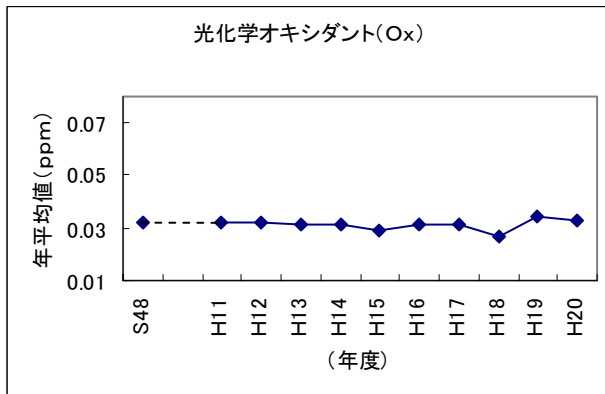
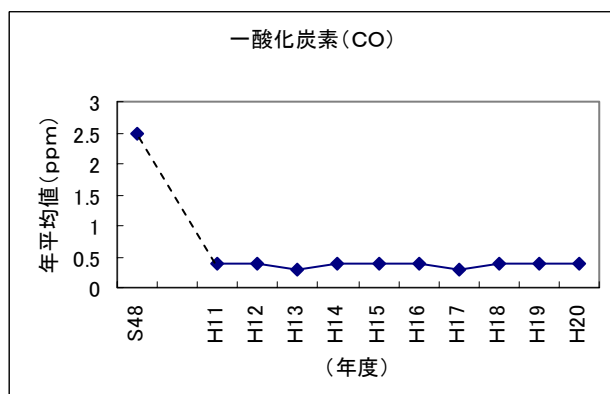
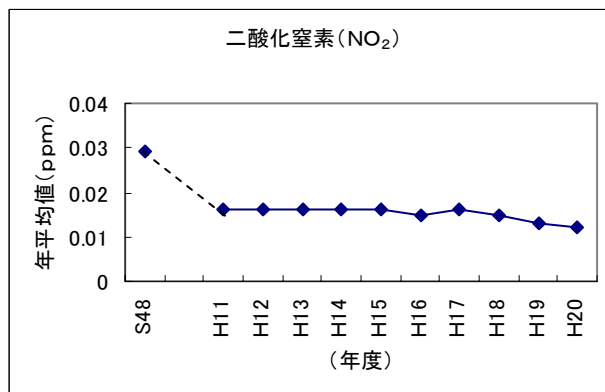
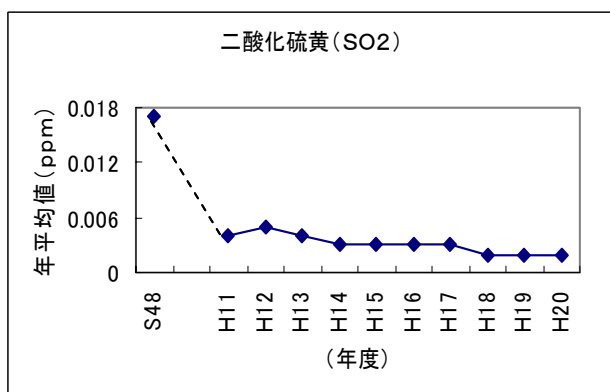


大気測定局における環境基準の達成状況 (達成 × 非達成)

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価			二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価			光化学オキシダント (O _x) 短期的評価		
	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20	H18	H19	H20
北部局													×	×	×
東部局													×	×	×
中部局													×	×	×
南部局													×	×	×
全国一般環境局達成率 (平成18年度)	99.8%			100%			100%			89.5%			0.1%		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		

評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと	5時から20時の昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下に維持されること
------	---	--	---	---	--------------------------------------

大気汚染物質の経年変化



二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和48年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、

本市における年平均値は環境基準値と比較して低い値で推移しています。

二酸化窒素（NO₂）については、環境基準を達成し横ばい状態で推移しています。二酸化窒素を含む窒素酸化物は、燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっており、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。

浮遊粒子状物質については、その削減のため、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。平成 20 年度は環境基準を達成していませんが、環境基準の達成状況は、大陸から飛来する黄砂等の自然発生的な要因にも影響を受けることがあります。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で 0.1% と非常に低く、本市においてもすべての測定局で達成していない状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が一定基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。なお、平成 20 年度は、光化学スモッグ注意報が 3 回(5,7,8 月)、予報が 4 回(5~8 月)発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定（デポジットゲージ法）により県下 8 地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

本市では、1 か所（市環境センター屋上）で継続した調査を行っており、平成 20 年度の降下ばいじん量は年平均で 1.74 t/km²・月であり、ここ数年概ね横ばいで推移しています。

【大気汚染の原因物質】

- ・二酸化硫黄（SO₂）：硫黄酸化物（SO_x）の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。
- ・二酸化窒素（NO₂）：窒素酸化物（NO_x）の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。
- ・一酸化炭素（CO）：酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。

- ・浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 0.01 mm 以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するものがある。
- ・光化学オキシダント（O_x）：窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取組み、平成20年度に市内5地点(一般環境3、沿道2)で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、すべての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルをはじめ7物質についてもすべての地点で指針値を下回りました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組むべきとされる物質のうち8物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、すべて全国の検出濃度範囲内でした。 [環境保全課]

一般環境：北部、中部、南部大気測定局 沿道：市役所分庁舎、寿恵野小学校

環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成20年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			H18	H19	H20		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	1.2	0.94	1.1		年平均値 3以下
		中部大気測定局	1.4	1.1	1.3		
		南部大気測定局	1.7	1.2	1.4		
	沿道	福祉センター	1.9	—	—		
		市役所分庁舎	—	1.7	1.7		
		寿恵野小学校	1.4	1.1	1.2		
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.30	0.27	0.18		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.27	0.26	0.20		
		南部大気測定局	0.39	0.34	0.25		
テトラクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.18	0.088	0.092		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.10	0.093	0.11		
		南部大気測定局	0.12	0.093	0.11		
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	1.7	2.4	1.3		年平均値 150以下
		中部大気測定局	1.9	2.1	1.5		
		南部大気測定局	2.3	2.7	1.4		

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム): 100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

(注5) ベンゼンの調査地点は、18年度が福祉センター、19,20年度は市役所分庁舎で測定。

指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 20 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			H18	H19	H20		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.032	0.023	0.020		年平均値 2 以下
		中部大気測定局	0.030	0.026	0.025		
		南部大気測定局	0.042	0.031	0.029		
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.0044	0.014	0.0052		年平均値 10 以下
		中部大気測定局	0.0074	0.013	0.0051		
		南部大気測定局	0.0055	0.014	0.0067		
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	北部大気測定局	1.7	0.90	1.1		年平均値 40 以下
		中部大気測定局	2.0	0.82	1.1		
		南部大気測定局	1.9	0.89	1.2		
ニッケル 化合物 (ng/m^3)	一般環境	北部大気測定局	3.8	0.43	0.91		年平均値 25 以下
		中部大気測定局	3.9	0.95	0.95		
		南部大気測定局	4.3	0.90	1.3		
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	—	—	0.12		年平均値 18 以下
		中部大気測定局	0.13	0.17	0.14		
		南部大気測定局	0.15	0.17	0.12		
1,2-ジクロロ エタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	—	—	0.080		年平均値 1.6 以下
		中部大気測定局	0.072	0.073	0.11		
		南部大気測定局	0.074	0.070	0.088		
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	—	—	0.062		年平均値 2.5 以下
		中部大気測定局	0.18	0.10	0.097		
		南部大気測定局	0.23	0.13	0.11		
	沿道	福祉センター	0.28	—	—		
		市役所分庁舎	—	0.19	0.18		
		寿恵野小学校	0.16	0.094	0.088		

(注6) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム): 100 万分の 1g , 1ng (ナノグラム): 10 億分の 1g

(注7) 達成状況欄は、年平均値が指針値を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注8) 指針値は年平均値で評価する。

(注9) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

(注10) 1,3-ブタジエンの調査地点は、18 年度は福祉センター、19,20 年度は市役所分庁舎で測定。

2 工場や事業場の大気汚染対策の推進

(1) 工場・事業場に対する大気汚染防止対策の規制・指導

地域の大气環境を保全するためには、移動発生源、固定発生源等から排出されるばいじん、硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

事業場対策

本市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 20 年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は 1,771 施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙及び粉じん等発生施設は 1,854 施設あります。

平成 20 年度は、立入調査等を 72 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。

また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を実施しました。〔環境保全課〕

ばい煙・粉じん発生施設数（平成 20 年度末現在）

大気汚染防止法ばい煙発生施設			大気汚染防止法粉じん発生施設			県民の生活環境の保全等に関する条例	
ばい煙発生施設	施設数		粉じん発生施設	施設数	特定施設	施設数	
1	ボイラー	793	一般粉じん発生施設			ばい煙発生施設	390
5	溶解炉	83	2	堆積場	27	粉じん発生施設	1,443
6	金属加熱炉	191	3	ベルトコンベア・パケットコンベア	271	炭化水素系物質発生施設	21
9	焼成炉、溶融炉	3	4	破砕機・塵砕機	19	合計	1,854
10	直火炉	8	5	ふるい	13		
11	乾燥炉	99	合計				
13	廃棄物焼却炉	13	揮発性有機化合物排出施設		施設数		
24	鉛溶解炉	2	2	塗装施設	52		
29	ガスタービン	73	3	乾燥施設	1		
30	ディーゼル機関	88	8	洗浄施設	16		
31	ガス機関	19	合計			69	
合計		1,372					

大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	72	
法令に基づく調査	50	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
	22	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認調査
うち 大気汚染防止月間の調査	(7)	燃料の使用量が増加し大気汚染が進む 12 月の大気汚染防止月間に、重点的に立入調査

(2) 民間建築物の吹付けアスベスト分析・除去費補助事業

平成 20 年度から制度を新設し、アスベストが含有している恐れのある吹付け建材の分析調査費及びアスベスト含有が認められた建材を除去等する費用の一部を補助しています。

平成 20 年度の補助実績は、分析調査費が 1 件 (42,000 円)、除去等費は 0 件でした。

〔建築相談課〕

3 自動車排出ガス対策の推進

(1) 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。

平成 20 年度は、国道 248 号を対象に寿恵野小学校敷地内で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近隣一般局の南部大気測定局 (一部中部大気測定局) と比べると、同程度の値であり、ほぼ同様の濃度変化を示していました。

〔環境保全課〕

(2) 公共交通の利用促進

本市は、「豊田市公共交通基本計画」に基づき、人の移動の状況に応じた公共交通ネットワークの構築と、ITS を活用した公共交通利用の促進を図っています。また、徒歩や自転車利用の促進も図っています。

具体的な取組内容については、第 2 章第 2 節 1 「公共交通の整備と利用促進」(34 頁) 及び 4 「交通手段の転換」(40 頁) を参照してください。〔交通政策課、調査課、都市計画課〕

(3) 道路や交差点の改良・整備

渋滞などによる環境負荷を低減するため、バイパスや幹線道路、交差点など道路の改良・整備により自動車交通の円滑化を推進しています。

具体的な取組内容については、第 2 章第 2 節 3 「体系的な道路ネットワークの整備」(39 頁) を参照してください。〔調査課、幹線道路推進課〕

第3節 水質汚濁の防止

施策の基本的方向

事業活動や家庭生活によって排出される汚濁水による河川への汚濁負荷を減らします。

1 河川水質の監視・調査の実施

(1) 河川水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成20年度に市内主要30河川1池のうち39地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、すべての河川において環境基準に適合しました。

また、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が類型指定されている矢作川等の8河川で、有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）についても環境基準に適合しました。ただし、大腸菌群数については、経年的に低い適合率が続いています。

[環境保全課]

河川水質（生活環境項目）の環境基準の適合状況

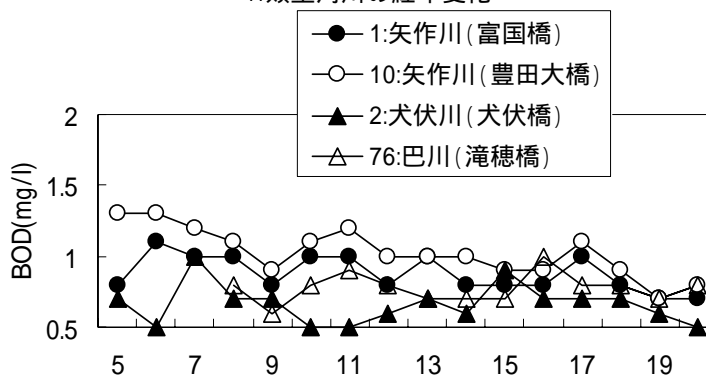
河川名	地点名	類型	備考	pH	BOD [mg/l]	SS [mg/l]	DO [mg/l]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
矢作川	富国橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	0.7 ○	3 (100%)	11 (100%)	3,400 (33%)
	豊田大橋			7.3 (100%)	0.8 ○	4 (100%)	11 (100%)	—
	有平橋			6.9 (100%)	0.7 ○	6 (100%)	11 (100%)	—
犬伏川	犬伏橋			7.1 (100%)	<0.5 ○	1 (100%)	11 (100%)	11,000 (0%)
巴川	滝穂橋			7.0 (100%)	0.8 ○	3 (100%)	11 (100%)	—
	足助近岡			7.1 (83%)	0.8 ○	2 (100%)	11 (100%)	—
	香恋の里			6.9 (100%)	1.1 ○	2 (100%)	10 (100%)	—
逢妻女川	御乗替橋			7.3 (100%)	4.1 ○	13 (100%)	9.3 (100%)	—
	駒新橋			7.3 (100%)	5.1 ○	11 (100%)	9.6 (100%)	—
逢妻男川	宮前橋			7.0 (100%)	2.7 ○	8 (100%)	9.7 (100%)	—
	雲目橋	7.2 (100%)	5.2 ○	13 (100%)	9.9 (100%)	—		
猿渡川	千石橋	7.7 (83%)	2.8 ○	10 (100%)	11 (100%)	—		
介木川	小渡新橋	A	7.2 (92%)	0.7 ○	4 (100%)	11 (100%)	29,000 (0%)	
	万町浄水場		7.2 (92%)	<0.5 ○	3 (100%)	10 (100%)	8,500 (0%)	
木瀬川	堀越橋		7.2 (100%)	0.7 ○	3 (100%)	10 (100%)	23,000 (0%)	

河川名	地点名	類型	備考	pH	BOD [mg/ℓ]	SS [mg/ℓ]	DO [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
【参考】 生活環境の保全に 関する環境基準 (河川類型指定一 部抜粋)		A		6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
		D		6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
<ul style="list-style-type: none"> ・A 類型河川 (利用目的の適応性：水道 2 級他) は、矢作川上流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)、巴川 (全域)、介木川 (全域)、木瀬川及び犬伏川下流などが指定されています。 ・D 類型河川 (利用目的の適応性：工業用水 2 級、農業用水他) は、境川等水域に流れ込む猿渡川 (全域)、逢妻川上流から下流までが指定されています。 ・BOD に関して、上段 測定結果の 75% 水質値 下段 環境基準への評価結果 ・適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100 								
<p>【環境基準等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等 26 項目について定められ、すべての河川等に適用される。 ・「生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数の 5 項目である。本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の 8 河川に適用されている。 ・BOD (生物化学的酸素要求量)：好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BOD の値が高くなるほど、汚濁していることになる。 <p>BOD の環境基準評価は、全データのうち小さい方から 75% にあたるデータ値 (75% 水質値) で行う。</p>								

① A 類型に指定される河川

市内で A 類型に指定される河川は矢作川、犬伏川、巴川、介木川及び木瀬川の 5 河川であり、BOD の年平均値は 1mg/ℓ 付近を推移しています。

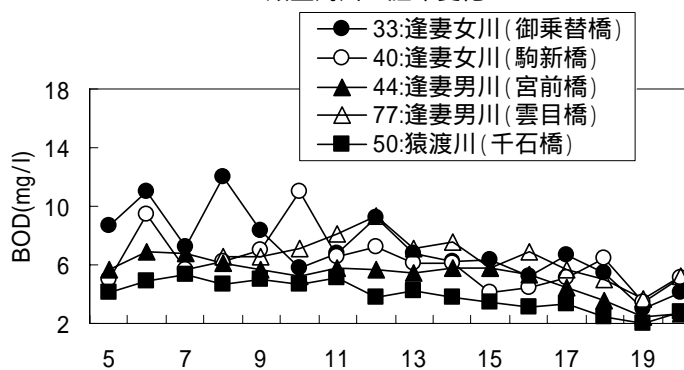
A 類型河川の経年変化



② D 類型に指定される河川

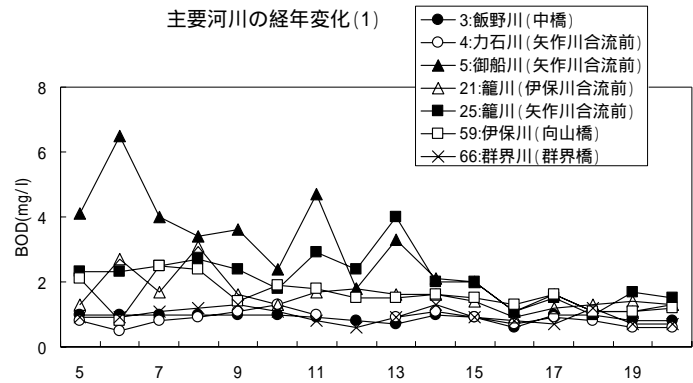
D 類型に指定される河川は逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の 3 河川です。BOD 年平均値の経年変化については、変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

D 類型河川の経年変化

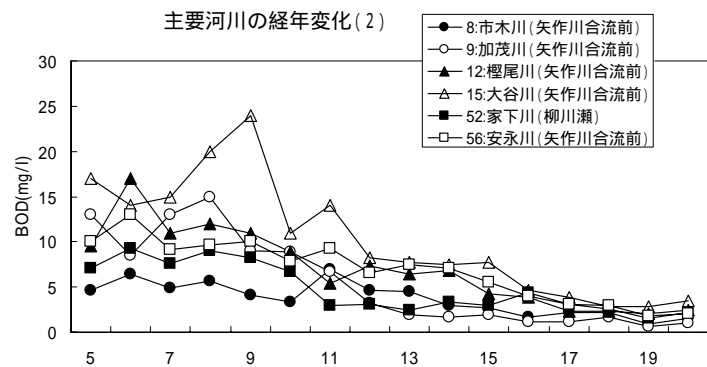


③ 市内の主要な河川

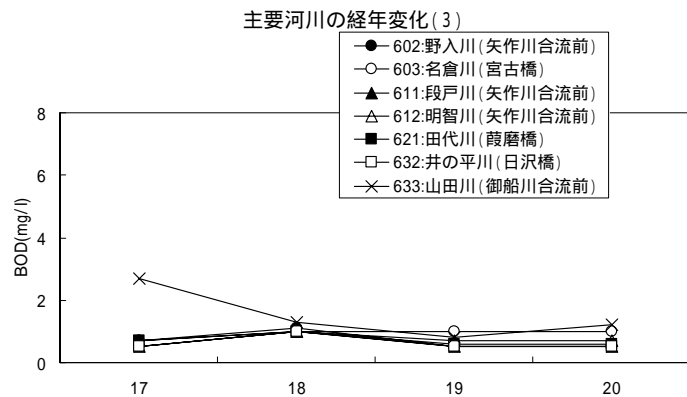
市中部を流れる河川については、BOD値は概ね横ばいで推移しています。



市南部を流れる河川については、BOD 値は横ばいもしくはやや減少傾向のみれる地点もあります。

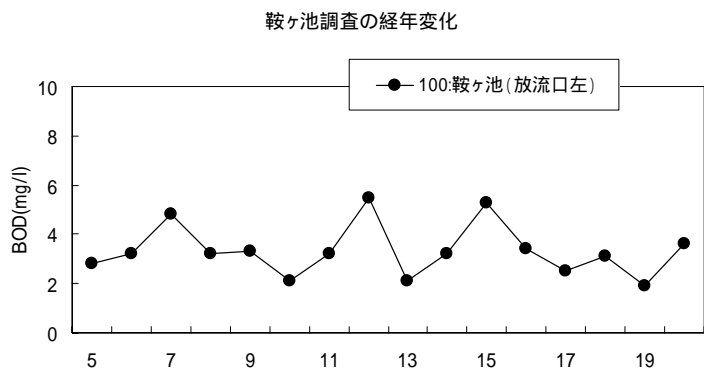


市北部を流れる河川は、平成 17 年度の合併により調査を開始しました。BOD 値は、前年度と比べ大きな変化はありませんでした。



④ 鞍ヶ池調査

鞍ヶ池は、BOD 年平均値の経年変化については変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。



(2) 水環境指標の導入、河川の共働調査

本市では、これまで、河川調査は環境法令に従い、有機的汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を中心とした水質監視を実施してきました。しかし、市民の皆さんが求める河川環境は、そこにきれいな水が流れていることだけではなく、多様な生物が生息し、花や緑に包まれた潤いや安らぎのある空間として捉えられ、現在の調査方法では十分把握できない状況となってきています。

そのため、河川環境に対する多様な要望を、適切に評価する新たな指標を作成することが必要であると考え、多様な側面を有する河川環境について、市民と行政のパートナーシップのもと、市民感覚に即し、かつ客観的に評価できる「市民にわかりやすい河川の水環境指標」を作成し、モデル河川において、共働調査を実施しています。

平成 20 年度に実施しました調査結果は、下記のとおりです。多くの地域の方にご参加いただき、楽しみながら川の調査を実施することができました。 [環境保全課]

河川の共働調査結果（平成 20 年度）

河川名	調査団体	共働調査実施日
御船川	西中山自治区	平成 20 年 8 月 2 日
逢妻女川（上流）	逢妻コミュニティ会議	平成 20 年 9 月 6 日
加茂川	加茂川を美しくする会 加茂川愛護会	平成 20 年 9 月 7 日
飯野川	水辺愛護会	平成 20 年 10 月 12 日

2 工場や事業場の排水対策の推進

(1) 工場・事業場に対する排水対策の規制・指導

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。

平成 20 年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が 961 事業場あります。

[環境保全課]

【特定事業場数】平成 20 年度末現在

○水質汚濁防止法で定める特定事業場	… 961 事業場
{ 矢作川水域 }	… 663 事業場
{ 境川等水域 }	… 298 事業場
└ うち規制対象事業場（排水基準適用）	… 268 事業場

水質汚濁防止法特定事業場数（平成20年度末現在）

特定施設		事業場数 (内規制対象)	特定施設		事業場数 (内規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	49(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	50(36)
2	畜産食料品製造業	4(2)	66	電気メッキ施設	11(11)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-2	旅館業	116(20)
4	保存食料品製造業	8(1)	66-3	共同調理場	6(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(3)	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	6(2)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5	飲食店	38(16)
10	飲料製造業	6(2)	67	洗たく業	65(5)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	47(2)
17	豆腐又は煮豆の製造業	17(1)	68-2	病院（病床数が300以上）	1(1)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又はへい獣取扱業	1(1)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備施設	6(0)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71	自動式車両洗浄施設	170(5)
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する試験・研究機関	10(7)
54	セメント製品製造業	7(1)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55	生コンクリート製造業	18(1)	71-4	産業廃棄物処理施設	6(4)
58	窯業原料の精製業	30(30)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	2(2)
59	砕石業	2(2)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
60	砂利採取業	9(9)	72	し尿処理施設	53(49)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	16(10)	73	下水道終末処理施設	1(1)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	74	特定処理施設から排出される水の処理施設	3(2)
			—	指定地域特定施設	172(29)
			合 計		961(268)

※ 特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

※ 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

② 事業場等発生源対策

ア 法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。

平成20年度は、延べ238事業場の立入検査を実施し、延べ137事業場について排水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ20事業場において排水基準違反があり、原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止と法の主旨の徹底に努めました。

[環境保全課]

【排水基準不適合項目】

水素イオン濃度(pH)	…3件
生物学的酸素要求量(BOD)	…6件
化学的酸素要求量(COD)	…2件
浮遊物質(SS)	…2件
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	…2件
亜鉛含有量	…2件
大腸菌群数	…1件
窒素含有量	…4件
リン含有量	…5件
※ 重複している項目があります。	

イ 公害防止協定及び協定に準じた覚書に基づく指導

公害防止協定及び協定に準じた覚書では、法令で定められた排水基準より厳しい値である協定値を定めています。また、排出水の自主検査の測定頻度を定め、定期報告を求めています。

平成 20 年度、協定値を超過した事業場は、定期報告も含め、延べ 6 事業場ありました。違反した事業場に対しては、原因及び改善対策を示した対策書の提出を求め、改善指導等を行いました。 [環境保全課]

【協定値不適合項目】

(定期の協定報告)	
水素イオン濃度 (pH)	…2 件
浮遊物質 (SS)	…1 件
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	…1 件
(市の排水検査)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	…1 件
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	…1 件
亜鉛含有量	…2 件

(2) ゴルフ場に関する環境保全協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から締結していた協定を平成 19 年度に一部改定し、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を市内の全 19 ゴルフ場と締結しています。

また、協定に基づく立入調査を行い、農薬の使用方法等について確認を行うとともに、排水中の農薬の検査を行っています。平成 20 年度は 19 ゴルフ場延べ 97 項目の農薬を検査し、すべての項目で協定値を下回りました。 [環境保全課]

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の 2 分の 1 とすること
- 魚毒性 C 類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

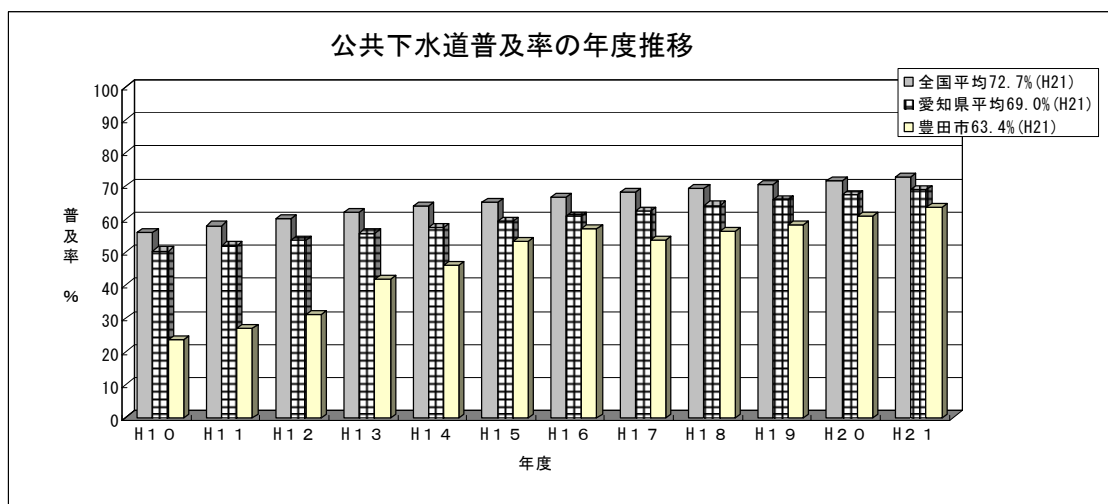
3 生活排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備と接続促進

① 公共下水道の整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する本市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和 63 年 4 月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後平成 6 年 1 月からの境川処理区に続き、平成 9 年 3 月から矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。

平成 20 年度には、計 224ha の面整備（荒井、浄水、西中山、トヨタ、小川、鴻ノ巣、広久手、元町、土橋、宮口、花園）を行いました。 [下水道建設課]



本市の下水道（平成 21 年 3 月末現在）

種 別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率	
公共下水道	流域関連	矢作川処理区	矢作川浄化センター	44.9%	63.4%	79.3%
	公共下水道	境川処理区	境川浄化センター	18.2%		
	特定環境保全公共下水道		鞍ヶ池浄化センター	0.3%		
その他	農業集落排水処理施設	伊保ほか6地区	2.7%	12.4%		
汚水処理施設	コミュニティ・プラント	2地区	0.8%			
	合併処理浄化槽					

② 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続を促進するための取組については、第3章第4章1(1)③「下水道への接続促進」(64頁)を参照してください。

〔下水道総務課〕

(2) 合併処理浄化槽設置整備・維持管理促進事業

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から合併処理浄化槽設置整備補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

平成20年度については、600基を補助しました。

また、地域ぐるみの浄化槽維持管理を推進するため合併処理浄化槽の設置の進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理推進事業を実施しています。

平成20年度については、21自治区が参加しました。

〔下水道総務課〕

合併処理浄化槽設置費補助事業の推移 (単位: 基)

年度	~H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
補助基数	4,591	583	756	625	568	600	7,723

第4節 土壌・地下水汚染の防止

施策の基本的方向

土壌・地下水汚染による人の健康被害を防止します。

1 土壌・地下水質の監視・調査と浄化対策の推進

地下水質調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に従って調査を実施しています。

平成20年度は、市内を5kmメッシュに区切ったうち15地点（井戸）で、概況調査を行いました。〔環境保全課〕

平成20年度概況調査地点（ ：メッシュ調査、 ：定点調査）

地点番号	メッシュ	調査地点
	D40C	駒新町
	D41A	林添町
	D41D	朝日ヶ丘
	D42B	和合町
	D51B	平井町
	D51D	高町
	D52A	足助町
	D52B	山谷町
	D53	御内町
	D61B	藤岡飯野町
	D62C	実栗町
	D62D	小原町
	D63	惣田町
	D74	大野瀬町
	D40B	前林町



概況調査

市内15地点で健康項目（カドミウム、鉛など25項目）について調査した結果、2地点（駒新町及び高町）で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過しました。それ以外の項目はすべての地点で環境基準を下回りました。

また、要監視項目（ウラン、全マンガン等9項目）について調査した結果、すべての地点で指針値を下回りました。

汚染井戸周辺地区調査

概況調査において、駒新町及び高町の2地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過したため、その汚染範囲や飲用実態等について把握するため周辺調査を行いました。

発端井戸以外に汚染井戸が見つかったものの、飲用に使用されている井戸はなく、汚染も局所的でした。

また、市内7事業者から土壌・地下水等の汚染の報告を受けたため、その汚染範囲や飲用実態等について把握するため、報告のあった事業場の周辺43井戸で調査を行いました。その結果、神池町の1井戸でトリクロロエチレンが環境基準を超過しましたが、飲用には使用されていませんでした。

なお、これらの調査で汚染が発見された井戸については、今後も定期モニタリング調査で継続的に監視していきます。

定期モニタリング調査

過去の概況調査で地下水汚染が発見された13井戸や企業等から土壌又は地下水汚染の報告のあった事業場の周辺の41井戸で定期モニタリング調査を行ったところ、13井戸で環境基準を超えていました。引き続き、地下水質の監視をしていきます。

地下水質調査の概要

調査区分		目的	調査井戸数		
平成20年度地下水質測定計画に基づく調査	概況調査	メッシュ調査	市内を5kmメッシュに区切り、市内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査	14	15
		定点調査	同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査	1	
	汚染井戸周辺地区調査	概況調査で新たに判明した汚染について、その汚染範囲等を把握するための調査	15	58	
		事業者からの土壌汚染等の報告があった際、周辺影響等を把握するための調査	43		
定期モニタリング調査	過去の調査で判明している汚染について継続的にモニタリングする調査	54			

平成19年度までは、汚染が判明した事業場周辺の調査については、市独自である監視調査に位置づけられていましたが、平成20年度から地下水質測定計画の定期モニタリング調査に位置づけ、調査を行っています。

2 土壌・地下水汚染の未然防止

(1) 地下水質監視調査

土壌汚染等の報告があった事業者の事業場内の地下水汚染状況の把握や、事業者が行っている土壌等の汚染対策の効果の確認のため、市内18事業場58井戸で調査を行いました。その結果、17井戸でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物や全シアンが環境基準を超過しました。

基準を超過している井戸の汚染物質の濃度推移は、概ね横ばいの状況でした。引き続き監視を行っていきます。 [環境保全課]

(2) 地盤沈下対策

地盤沈下は、広域的かつ過剰な地下水の汲上げが原因で発生しますが、本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が19cm²を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告が必要となります。 [環境保全課]

第5節 騒音・振動、悪臭の防止

施策の基本的方向

暮らしの中に騒音、振動、悪臭を感じない快適な生活環境の確保をめざします。

騒音・振動・悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する騒音・振動・悪臭対策の規制・指導

事業所対策

事業者が金属加工機械等の特定施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を順守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務づけられています。

本市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。 [環境保全課]

騒音・振動関係届出状況(事業所数と施設数)(平成20年度末現在)

騒音規制法 特定施設			振動規制法 特定施設				
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設		
事業所数	830	560	事業所数	673	627		
施設数	6,989	14,797	施設数	6,141	15,148		
施設名	1 金属加工機械	2,605	3,488	施設名	1 金属加工機械	3,248	2,231
	2 (法)圧縮機及び送風機 (条例)冷却機	2,875	4,509		2 圧縮機及び冷凍機	1,448	5,325
	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	208	71		3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	220	81
	4 織機	17	0		4 織機	3	0
	5 建設用資材製造機械	35	6		5 コンクリートブロックマシーン	4	0
	6 穀物用製粉機	2	0		6 木材加工機械	2	1
	7 木材加工機械	87	27		7 印刷機械	143	3
	8 抄紙機	1	0		8 ゴム練用又は合成樹 脂用のロール機	1	34
	9 印刷機械	183	15		9 合成樹脂用射出成	1,061	308
	10 合成樹脂用射出成形機	962	308		10 鑄造造形機	11	15
	11 鑄造造形機	14	16		11 穀物用製粉機		0
	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		149		12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		237
	13 送風機及び排風機		5,324		13 送風機及び排風機		6,913
	14 走行クレーン		811				
	15 洗びん機		0				
	16 真空ポンプ		73				

特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のもので、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与えることが懸念されます。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、特定建設作業実施の届出及び規制基準の順守が義務づけられています。

市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 20 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,731 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,604 件、振動については振動規制法 539 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 149 件でした。〔環境保全課〕

(2) 交通環境調査

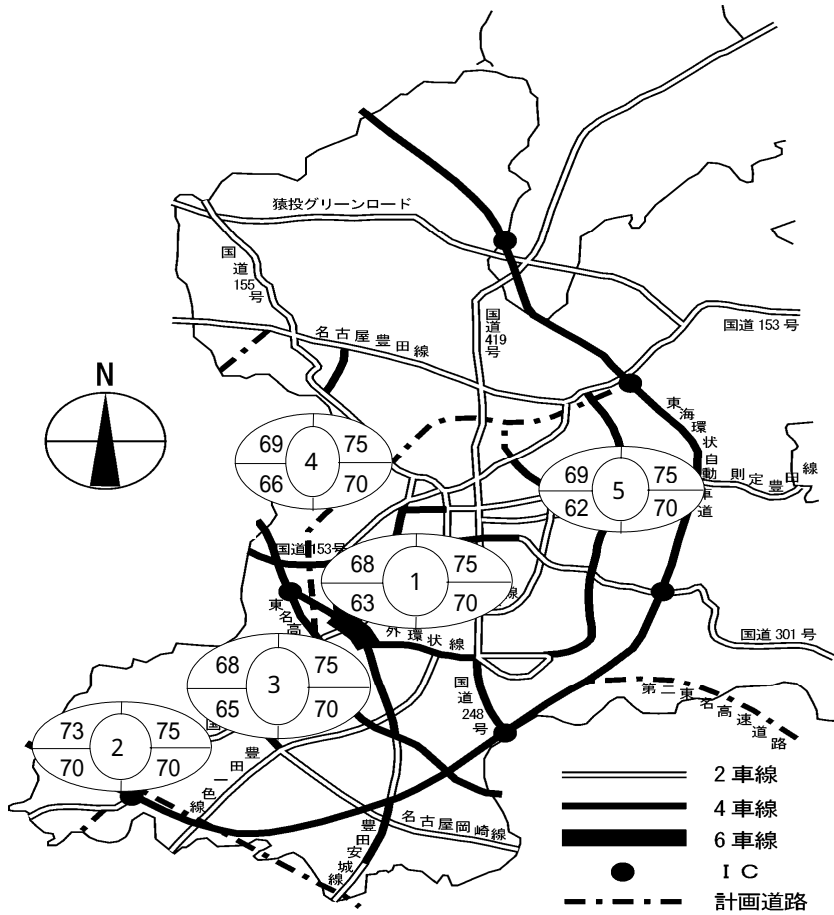
自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

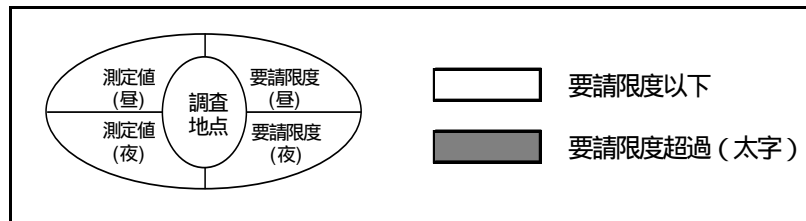
平成 12 年度に自動車騒音調査に関する自動車騒音に係る要請限度、測定方法、区域区分及び時間区分等が改正されました。

平成 20 年度の自動車騒音調査では、5 地点において調査した結果、要請限度を超過した地点はありませんでした。一般国道、県道、市道では、昼間の騒音レベルが高く、夜間は昼間より 3～7dB 低い値になる傾向が見られます。

平成 20 年度道路交通振動調査では、調査した 3 地点とも道路交通振動の要請限度に適合していました。この結果は昨年と変化はなく、市内ほぼ全域で要請限度を超過する地点はないものと考えられます。〔環境保全課〕



一般国道 153 号(1)
 一般国道 155 号(1)
 主要地方道名古屋岡崎線
 一般県道宮上知立線
 市道平戸橋水源 1 号線



自動車騒音の要請限度適合状況

No.	道路	測定地点	用途地域	区域の区分	騒音レベル (LAeq) (dB)		要請限度 (dB)		適合状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 153 号(1)	小川町 1 丁目	第二種 住居地域	b 区分 (幹線道路)	68	63	75	70	
2	一般国道 155 号(1)	高岡本町 中部	市街化 調整区域	b 区分 (幹線道路)	73	70			
3	主要地方道 名古屋岡崎線	若林西町 池ノ上	第一種 住居地域	b 区分 (幹線道路)	68	65			
4	一般県道 宮上知立線	田町 2 丁目	市街化 調整区域	b 区分 (幹線道路)	69	66			
5	市道 平戸橋水源 1 号線	市木町 8 丁目	第一種 住居地域	b 区分 (幹線道路)	69	62			

: 適合 : いずれかの時間帯で不適合 ×: すべての時間帯で不適合

道路交通振動の要請限度適合状況

No.	道路	測定地点	用途地域	区域の区分	振動レベル (LA ₁₀)(dB)		要請限度 (dB)		適合状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 153号(1)	小川町 1丁目	第二種 住居地域	第1種区域	41	33	65	60	
3	主要地方道 名古屋岡崎線	若林西町 池ノ上	第一種 住居地域	第1種区域	49	45			
5	市道 平戸橋水源1号線	市木町 8丁目	第一種 住居地域	第1種区域	38	28			

○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：すべての時間帯で不適合

環境騒音調査

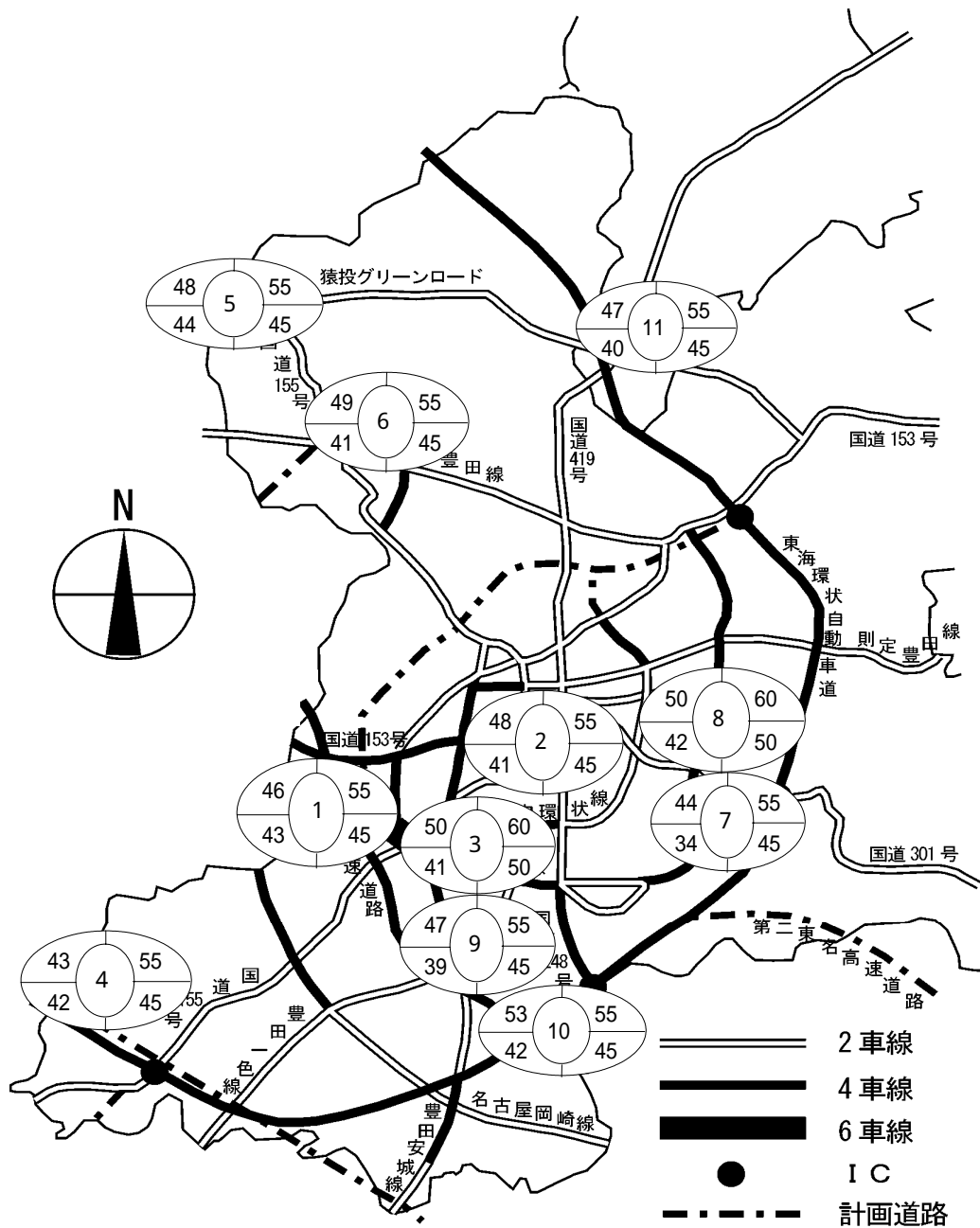
環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。

平成20年度は、一般地域にあたる11地点の調査をした結果、すべての地点で昼間・夜間とも環境基準に適合しました。また、道路に面する地域にあたる5区間の調査をして、面的評価を行いました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した割合は94.8%でした。

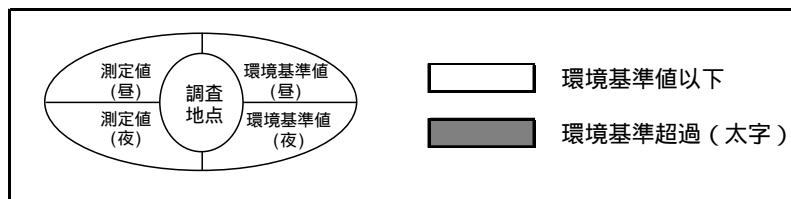
〔環境保全課〕

環境騒音調査結果 環境基準との適合状況 (単位: dB)

一般地域(11地点)				
類型	項目	昼間	夜間	昼間・夜間
A	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (6/6)	100% (6/6)	100% (6/6)
B	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (3/3)	100% (3/3)	100% (3/3)
C	適合率 (適合地点数/測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)	100% (2/2)
合計		100.0% (11/11)	100.0% (11/11)	100.0% (11/11)
道路に面する地域(5区間)				
評価区間内全戸数		2,618戸		
環境基準達成戸数		2,552戸	2,486戸	2,482戸
環境基準達成率		97.5%	95.0%	94.8%
【環境騒音調査概要】				
<ul style="list-style-type: none"> 市域を1kmメッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施。 調査地点数...環境基準に係る地点16地点(一般の地域11地点、道路に面する地域5区間) 調査実施時間帯...昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00 				
道路に面する地域の面的評価。				
道路に面する地域について、一定地域内のすべての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。				
類型(A、B、C)については、表 騒音に係る環境基準(113頁)を参照。				



- 田中町 3 丁目
- 錦町 1 丁目
- 緑ヶ丘 2 丁目
- 西岡町保ヶ山
- 八草町割田
- 保見町北山
- 五ヶ丘 3 丁目
- 神池町 2 丁目
- 永覚新町 3 丁目
- 鷺鴨町畔畑
- 西中山町後田



<参考> 騒音に係る環境基準（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域		
B	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

幹線交通を担う道路に 近接する空間における特例 (全地域共通)	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
---------------------------------------	----------	----------	---

幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

時間区分：昼間...6：00～22：00 夜間...22：00～6：00

(3) 悪臭対策

悪臭関係工場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産等悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務づけられています。市内には、悪臭関係工場が78事業場あります。

平成20年度は、延べ59事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。
〔環境保全課〕

悪臭関係工場等届出状況

業 種		悪臭関係工場数 (平成 21 年 3 月)
畜産業	養豚	6
	養鶏	17
	酪農	36
飼料、肥料製造業		2
ゴム製品製造業		2
鋳物製造業		3
し尿処理場		3
ごみ処理場		8
終末処理場		1
合 計		78

臭気指数の導入について

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値であり、試料を人の嗅覚により臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値で表しています。[臭気指数=10×log(臭気濃度)]

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。また、近年、本市の悪臭苦情件数は増加傾向にあり、「特定悪臭物質の濃度基準」では規制できず、根本解決に至らない悪臭苦情が散見されるようになりました。そのため、悪臭防止法に臭気指数規制が追加された平成 7 年以降、当市で慎重に検討を進めてきた結果、特定悪臭物質の排出規制から臭気指数による規制方法へ平成 20 年 10 月 1 日から変更しました。

なお、この規制対象は、市内すべての工場・事業場となっています。〔環境保全課〕

第6節 有害化学物質による環境リスクの低減

施策の基本的方向

市民、事業者、市等が化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するとともに、有害化学物質による環境汚染を防止します。

1 化学物質の適正管理の促進

PRTR 制度

PRTR 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。平成 11 年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。届出対象業種は 23 業種、届出対象化学物質は、第一種指定化学物質（354 物質）、特定第一種指定化学物質（12 物質）になります。

PRTR 制度によって、事業所は使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。

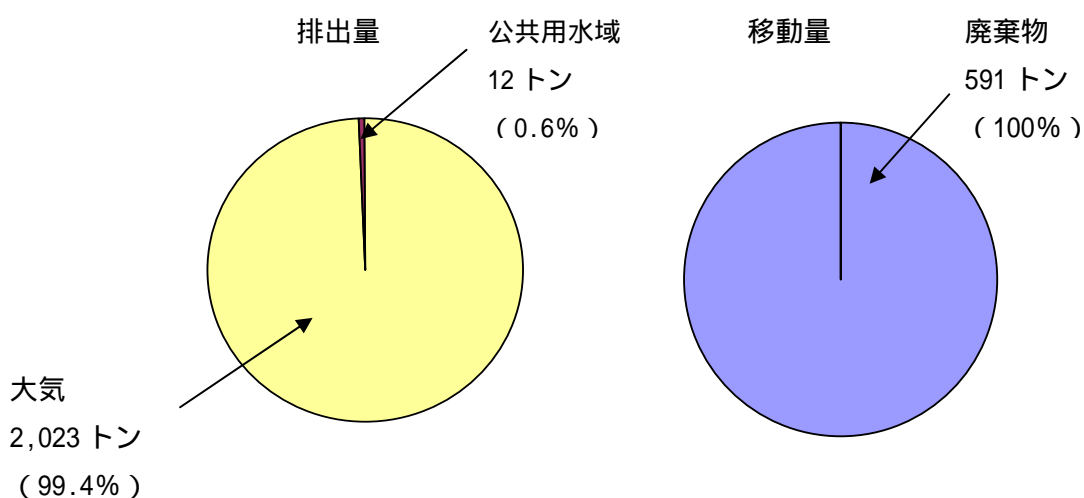
平成 20 年度には、平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間の排出量及び移動量について、171 の事業所から届出がありました。〔環境保全課〕

PRTR 制度における届出排出量及び移動量

PRTR 制度における平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間の届出排出量・移動量の合計は、約 2,626t となっています。排出量は約 2,035t、移動量は約 591t でした。

なお、土壌への排出、下水道への移動及び当該事業所内での埋立て処分の届出はありませんでした。

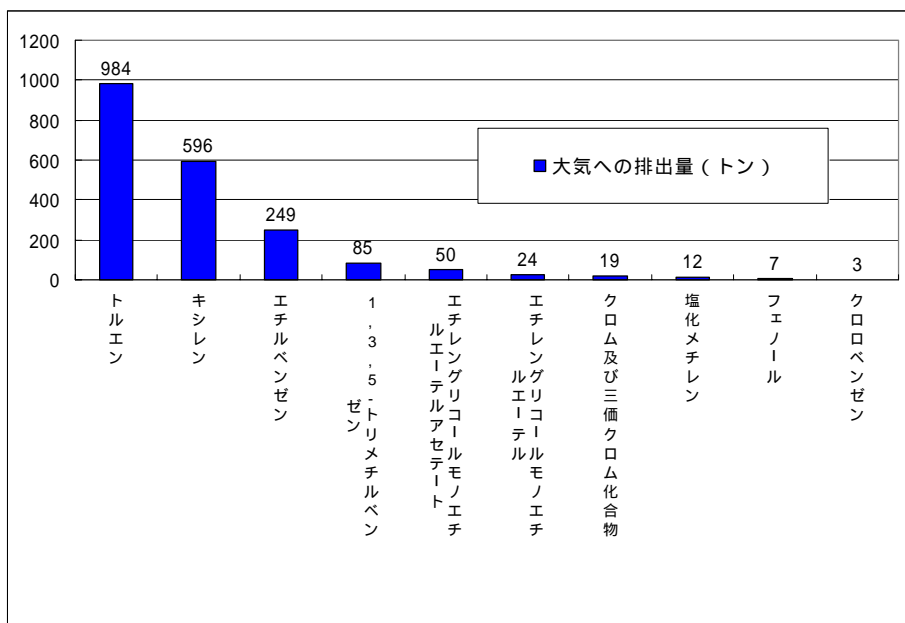
化学物質の排出先及び移動先とその量（平成 19 年度分）



大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。届出排出量の合計の多い順にトルエン 984t、キシレン 596t、エチルベンゼン 249t の順になっています。

大気への排出量の上位 10 物質とその排出量（平成 19 年度分）

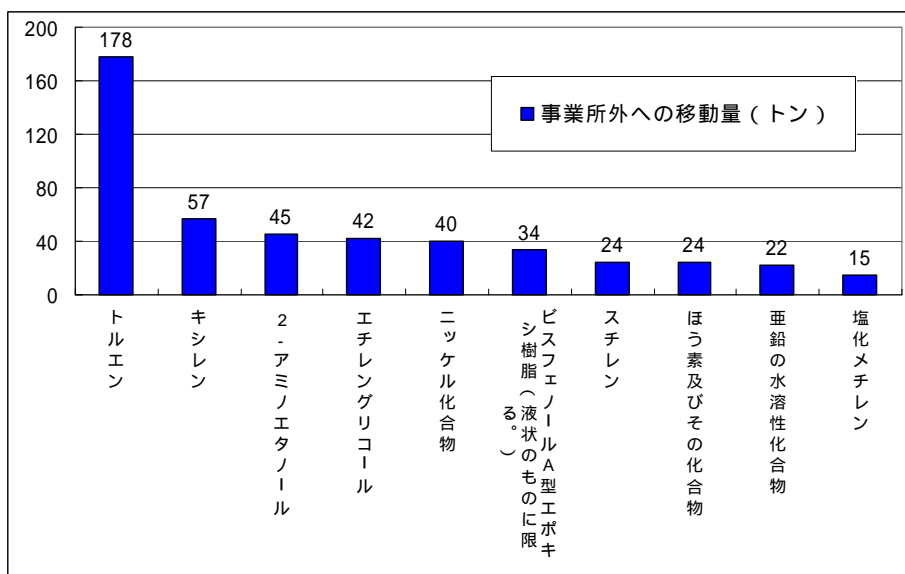


事業所外への移動量が多い物質

事業所外への移動量が多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 178t、キシレン 57t、2-アミノエタノール 45t の順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量（平成 19 年度分）



2 PCB 廃棄物処理の推進

(1) 豊田 PCB 廃棄物処理事業の安全監視

本市において、東海 4 県を処理対象とした豊田 PCB 廃棄物処理施設が日本環境安全事業(株)によって運転されています。平成 17 年 9 月に事業が開始されました。〔環境保全課〕

豊田事業概要

事業主体	日本環境安全事業株式会社(国 100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町 3 丁目 1 番地 1
処理対象	東海 4 県の PCB 廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ等)
処理方式・能力	1.6t/日(PCB 分解量)
事業の期間	平成 17 年 9 月から平成 28 年 3 月
処理の方法	脱塩素化分解法

豊田市 PCB 処理安全監視委員会

PCB 廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を平成 15 年 10 月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、公募市民、学識経験者等 15 名が参加しています。委員会の開催状況は下表のとおりです。

PCB 処理安全監視委員会開催状況

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
3 回	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回

日本環境安全事業(株)との協定

市と日本環境安全事業(株)との間で、平成 16 年 4 月に「豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順が定められています。

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

- ・処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ地下に浸透させないこと。
- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合、日本環境安全事業(株)は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告すること。

収集運搬事業者との協定

PCB 廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を促進することにより、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保することを目的として、収集運搬事業者 19 者(平成 21 年 3 月現在)と

協定を締結しました。また、日本環境安全事業（株）は収集運搬事業者の認定要件に本市と協定を締結することとしています。

収集運搬事業者との協定の概要

- ・市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止。
- ・安全管理体制の構築のため、作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備すること。
- ・豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。
- ・事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
- ・安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

(2) PCB 環境調査

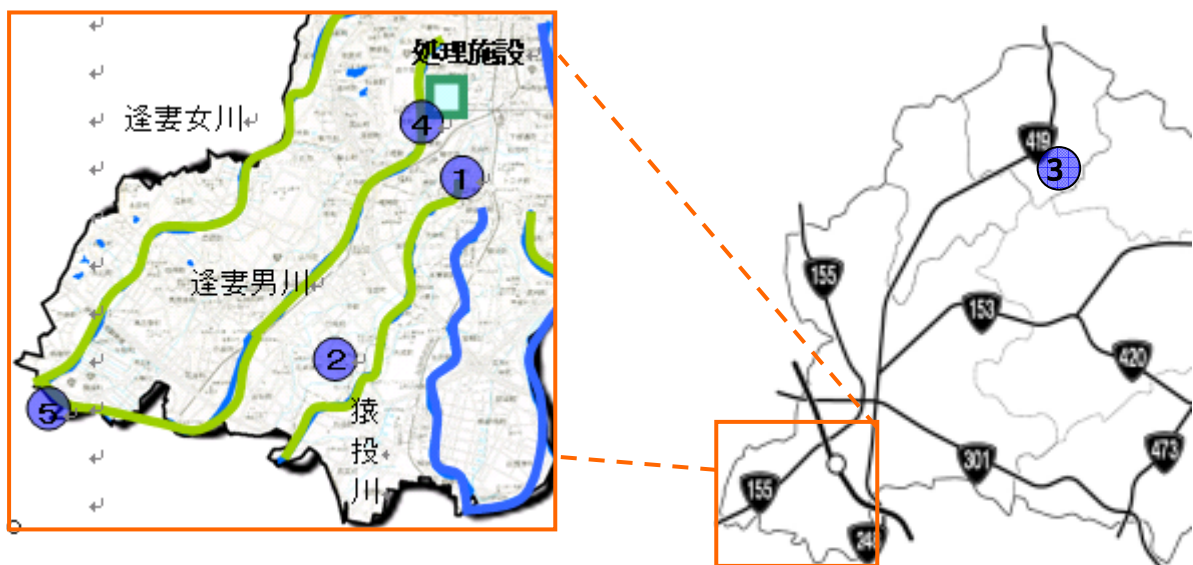
豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設立地に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質、平成 16 年度から土壌を追加して PCB 環境調査を実施しています。

平成 20 年度の調査では、すべての調査地点で PCB が検出されているものの、濃度は全国調査結果（環境省）の範囲内であり、全国的にみても一般的なレベルです。〔環境保全課〕

PCB 環境調査地点一覧

媒体	調査地点名	所在地
大気	山之手小学校	山之手 6 丁目
	南部大気測定局	竹元町南細畔
	小原支所	小原町上平
水質	逢妻男川（処理施設直近）	元町
	逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
底質	逢妻男川（処理施設直近）	元町
	逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
土壌	山之手小学校	山之手 6 丁目

PCB 環境調査地点



3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 20 年度の調査結果は、次のとおりです。〔環境保全課〕

大気環境について

平成 20 年度は、南部大気測定局（竹元町）及び藤岡支所（藤岡飯野町）の 2 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は 0.026～0.028 pg-TEQ/m³ でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m³ 以下）を下回りました。

なお、「平成 19 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」の全国平均値と比較しても、低い値でした。

水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、年平均値は 0.11～0.58 pg-TEQ/l の範囲であり、水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

河川底質は、河川水質と同地点で冬期に調査したところ、調査結果は 0.21～1.2 pg-TEQ/g の範囲であり、底質環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回りました。

地下水質は、朝日ヶ丘、御内町、小原町及び大野瀬町地内の 4 地点で年 1 回調査したところ、調査結果は 0.060～0.066 pg-TEQ/l の範囲でした。これらすべての地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

なお、「平成 19 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較すると、河川水質と地下水質については同程度であり、河川底質については下回りました。

土壌環境について

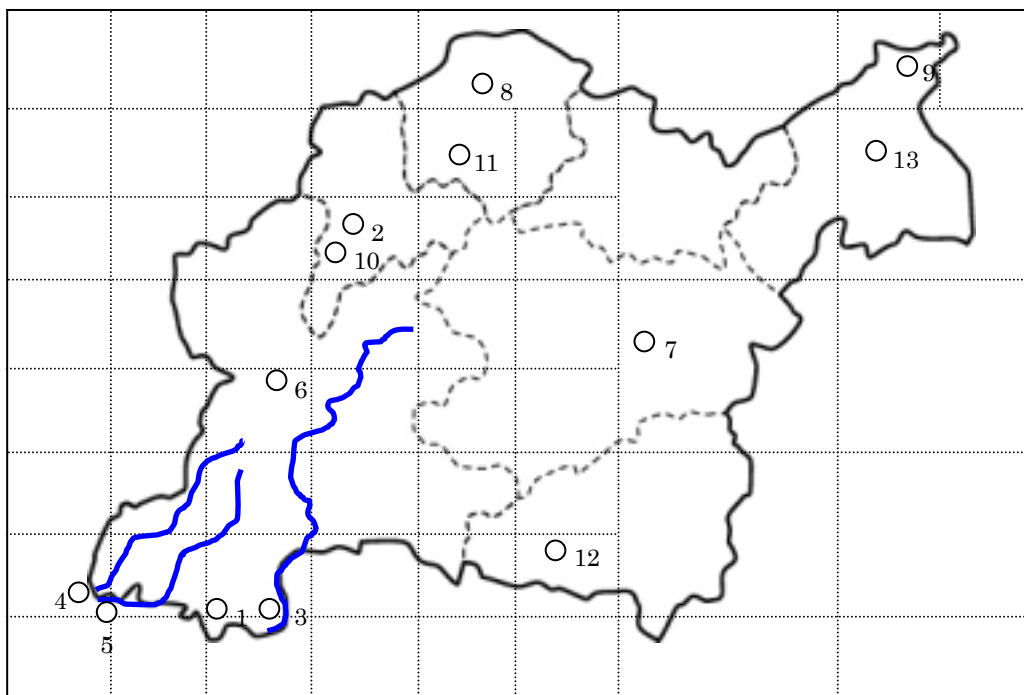
土壌環境は、深見常楽中公園（深見町）、下山運動広場（下山町）、四季桜公園（小原町）及び夏焼グランド（夏焼町）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、0.0028～0.26 pg-TEQ/g であり、土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）及び調査指標値（250 pg-TEQ/g）を下回りました。「平成 19 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。

ダイオキシン類調査結果の概要

調査区分	地点数	濃度範囲	全国平均 (平成 19 年度)	環境基準
大気環境 (pg-TEQ/m ³)	2	0.026 ~ 0.028	0.041	0.6 以下
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.11 ~ 0.58	1 以下
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.21 ~ 1.2	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.060 ~ 0.066	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)	4	0.0028 ~ 0.26	3.1	1,000 以下

TEQ: 毒性等量。ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さが異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として換算し、足し合わせた値。

ダイオキシン類調査地点



記号	調査区分	地点名	記号	調査区分	地点名
	大気	豊田市南部大気測定局		水 (地下水質)	朝日ヶ丘
		藤岡支所			御内町
	水 (河川水質 ・底質)	矢作川(天神橋)			小原町
		逢妻女川(駒新橋)		大野瀬町	
		逢妻男川(雲目橋)		深見常楽中公園	
				土壌	四季桜公園
					下山運動広場
					夏焼グランド

(2) 工場・事業場に対するダイオキシン類の規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排出水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成20年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等46施設の排出ガスについて市に報告があり、測定結果はすべて排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、15施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、廃棄物焼却炉3施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果は、すべて排出基準に適合していました。

平成20年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設53施設、水質基準対象施設51施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成20年度末時点では18施設が設置されています。〔環境保全課〕

特定施設設置数の推移

大気基準適用施設						
特定施設種類	施設数					
	H15	H16	H17	H18	H19	H20
アルミニウム合金製造施設	35	34	35	35	36	35
廃棄物焼却炉	27	26	27	26	20	18
計	62	60	62	61	56	53

水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数					
	H15	H16	H17	H18	H19	H20
アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	0	0	1	1	1	1
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	9	8	9	9	10	10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	0	40	40	40	40	40
計	9	48	50	50	51	51

(3) 市ごみ処理施設におけるダイオキシン類削減対策

渡刈クリーンセンターにおけるダイオキシン類削減対策

平成19年4月に稼動した渡刈クリーンセンターは、ダイオキシン類の削減対策として、ろ過式集じん機など最新鋭の設備を導入し、法規制値の10分の1以下に除去しています。渡刈クリーンセンターの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。〔清掃施設課〕

渡刈クリーンセンター排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H21.2.10	0.002 未満	0.006 未満	18	17	0.000040 ¹
2号炉	H21.3.9	0.002 未満	0.004 未満	23	7.1	0.00015 ²
3号炉	H21.2.10	0.002 未満	0.006 未満	11	17	0.000040 ³
規制基準		0.04	9.0	250	700	0.1

1 ダイオキシン類のみH21.1.22測定

2 ダイオキシン類のみH21.3.6測定

3 ダイオキシン類のみH20.11.27測定

藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

平成6年11月に稼動した藤岡プラント3号炉は、ダイオキシン類の削減対策としてろ過式集じん機などの設備を導入し、法規制以下に除去しています。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。 [清掃施設課]

藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
3号炉	H20.11.5	0.003未満	0.076	140	39	0.014
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

ダイオキシン類のみH21.3.5測定

第7節 快適な生活環境の確保

施策の基本的方向

地域の歴史・文化に対して誇りと愛着を持ち、魅力が感じられる良好な景観を形成するとともに、地域生活のマナーやルールを守ることにより、快適な生活環境を確保します。

1 良好な生活環境の形成

(1) ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を定め、市民への啓発に努めています。

平成 20 年度は、街頭啓発活動、犬のフン防止看板の配布、ポケット灰皿の配布をしました。

〔清掃業務課〕

(2) 空き地環境保全

空き地の管理を適正に行わないで放置しておく、雑草などが生い茂り、害虫の発生や火災、若しくはごみの不法投棄等の犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」において、空き地の所有者又は管理者が、空き地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、空き地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や助言を行い、空き地の環境保全に努めています。

平成 20 年度は、21 件の指導助言を行いました。

〔清掃業務課〕

2 魅力ある景観の保全・創出

(1) 花のあるまちづくり推進事業

フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出として潤いと安らぎを感じることができるようフラワーロード（4 路線 30.5km）を平成 16 年度に選定しました。

平成 20 年度は、地元住民等の協力を得て、4 路線で、28 か所の花壇と約 1,653 基のプランターによる花飾りを実施しました。

国道 153 号の本新町地内にある中央分離帯に、草花などの植栽を行っています。平成 20 年度は、春にハナナ、夏～秋にカンナ、マリーゴールドなどを植栽し、通行する人が四季の花を楽しみました。

〔公園課〕

花飾りモデル地区

稲武地区の中心市街地を花飾りモデル地区として平成 20 年度に地元住民等の協力を得て花壇 8 か所、大型プランター 10 基、小型プランター 183 基の花飾りを実施しました。〔公園課〕

(財)豊田市公園緑地協会

[公園課]

ア 西山公園(都市緑化植物園:緑の相談所)

西山公園(西山町、6.4ha)は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供するため、緑化相談や講習会を開催しています。

イ 豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。

平成20年度末現在、基金の合計は、526,440,352円です。この果実(利子)を緑化推進事業に役立てています。(財)市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

ウ 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成20年度は、募金総額23,873,268円で、(社)愛知県緑化推進委員会から20,292,277円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実(利子)とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。

豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業

‘08とよた緑花まつり 市民に植木などを提供、緑化の普及を行う 開催日:平成20年4月24日~4月26日 場 所:豊田スタジアム 参加者:約5万5千人	花いっぱい運動 市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす ・花のあるまちづくりコンテスト 市民花壇の部49団体が参加し、27団体を表彰する ・花のあるまちづくりの部 個人17名、団体145団体、企業2社、学校1校が参加し、11名(団体)を表彰する ・草花の種子の配布 年3回、21品種48,569袋を配布する ・花いっぱい助成 花のあるまちづくりの推進を図るため、花壇、プランターの設置及び花苗等の購入を行った167団体に対し助成する
各種園芸講座の開催 市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る 開催:38回 参加者:1,057人	
花のボランティア育成 講座の講師等ができる地域のリーダーとなる人材を育成する リーダー養成数:30人	
緑化相談 木や花に関する相談や指導を行う 内容:庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等 相談件数:819件	
樹木植栽への助成 地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成する 内容:19自治区、2,192本	

(2) 高質環境道路整備事業

都市計画道路竹生線及び市道旧城線、久保川田線の無電柱化やバリアフリー化等を行い、安全・安心な生活環境の構築を図りました。排水性舗装や保水性舗装、LED照明の採用により環境に配慮した整備を実施しました。〔都市整備課〕



都市計画道路 竹生線



市道 旧城線

(3) 足助地区まちづくり事業

全国屈指の紅葉の名所である香嵐渓に隣接し、江戸から昭和までの歴史的風土が残る足助の町並みにおいて、自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間を創造するため、地域資源の保存・活用、快適に暮らすための環境の整備、観光や商業と連携した活力ある共働まちづくりの推進など、歴史を活かした総合的なまちづくり事業を展開します。

平成20年度は、まちづくり整備に向けた電線類地中化等の予備設計を実施しました。

〔都市整備課〕



足助の歴史的な町並み



紅葉時の香嵐渓

(4) 市民・事業者・行政に対する景観配慮の誘導事業

本市では、景観形成の主役である市民・事業者の皆さんとともに、豊田市らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、平成20年3月に、良好な景観形成のための目標や方針、行為の制限などを示す「豊田市景観計画」(以下、景観計画という。)を定めました。

それに伴い、「景観法に基づく景観届出制度」を創設し、まちの景観を構成する重要な要素と

なっている建築物や工作物のうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めています。

建築物の新築等で届出の対象となる行為は、あらかじめ、市の景観形成基準に適合するように配慮したうえで、届出をすることになります。

また、計画の初期の段階で、専門知識及び経験を有する学識経験者からなる景観アドバイザーとの面談により、適切なアドバイスを受け、設計等に活かすことで、より良好な景観形成の実現をめざすべく、景観アドバイザー相談の制度も設けています。

景観計画の中で景観重点地区の候補になっている地区には、その地区独自の景観形成基準を作成するための準備を進めています。

簡易除却が可能な違反広告物に対しては、市民ボランティア（違反広告物追放活動団体）、職員（違反広告物パトロール、屋外広告物適正化推進協議会等）、業者（市委託除却業者）で除却にあたり、近年は違反広告物も減少傾向が見られ一定の成果をあげています。

〔都市計画課〕

平成 20 年度実績

・景観届出数	182 件
・アドバイザー相談件数	251 件
・違反広告物簡易除却総数	2,425 件

3 地域の歴史・文化の保存と活用

(1) 郷土芸能活動推進事業

市内に伝わる棒の手や祭囃子(まつりばやし)など伝統芸能を後世に守り伝えていくために、保存団体の活動や楽器等の修理、更新に対して補助し保存維持を図っています。また、発表の場を提供し広く市民に紹介するために民俗芸能大会を実施しています。

平成 20 年度は、75 団体に対し補助し、民俗芸能大会には 5 団体が出演しました。〔文化財課〕

(2) 民芸の森・民芸の溪（勘八峡）整備事業

勘八峡の豊かな自然と特徴ある民芸の資源などを活かし、民芸や自然に触れ生きがいや潤いを実感し、心豊かな生活を実現する場として勘八峡の再整備を図るため、市役所内の検討委員会を組織し、民芸の溪（勘八峡）整備基本計画（素案）を作成しました。

先行的に整備している民芸の森は、用地取得(1,779.35 m²)、測量設計委託等を実施しました。

〔文化財課民芸館〕

(3) (仮) 豊田市ふるさと歴史館整備事業

市の歴史や文化を発信し、ふるさとへの愛着と誇りを育み、市民がふるさとを見つめ未来を考える場となるよう検討委員会を実施し、(仮) 豊田市ふるさと歴史館基本構想（素案）を策定しました。

〔文化財課〕

第 3 部

平成 21 年度以降に予定する
環境の保全に関する施策

計画事業等一覧

基本方針	基本施策	単位施策	No	事業名	平成21年度計画	所属	
市民の環境行動力の向上と共働の推進	環境学習・環境教育の推進	総合的な環境学習の推進	1	環境学習施設eco-T(エコット)	継続	環境政策課	
			2	自然観察の森	継続	環境政策課	
			3	旭高原元気村再生事業	継続	旭支所	
			家庭、地域、職場等における環境学習の充実	4	燃料電池自動車普及啓発事業	継続	産業労政課
				5	ライトダウンキャンペーン	継続	環境政策課
				6	スターウォッチング	継続	環境政策課
				7	環境学習指導者育成事業	継続	環境政策課
				8	環境学習教材の貸出・提供	継続	環境政策課
				9	環境学習ネットワーク(とよたeco-NET)の構築	継続	環境政策課
		学校教育における環境教育の充実	10	都市と山間の教育交流事業	継続	学校教育課	
			11	清掃工場、不燃物処理場等の見学・学習(小学校4年生対象)	継続	学校教育課	
			12	地域の人的資源を活用した総合的な学習の推進	継続	学校教育課	
			13	緑のカーテン	継続	教育行政課	
			14	中庭の芝生化	継続	教育行政課	
			15	環境配慮型公共施設の改修(エコスクール整備促進(土橋小学校))	継続	教育行政課	
			16	水生生物調査	継続	環境政策課	
			17	こどもエコクラブ	継続	環境政策課	
			18	小学生向け環境補助教材	継続	環境政策課	
	環境行動を促す支援や仕組みづくり	環境行動を促す支援	19	魅力と誇りある地域づくり推進事業-“わくわく事業”	継続	自治振興課	
			20	自治区活動(まちと川を美しくする会)への支援	継続	自治振興課	
			21	市民活動促進事業	継続	共働推進課	
			22	省エネ家電買換え運動(キャンペーン)の展開	H22以降実施予定	環境政策課	
		環境行動を促す仕組みづくり	23	とよたエコポイントを活用した行動転換の促進	継続	環境政策課	
			24	とよたエコライフ倶楽部	見直し・改善	環境政策課	
			25	レジ袋無料配付中止	継続	環境政策課	
			26	(仮)環境先進都市を実現する市民の会の設立	新規	環境モデル都市推進課	
			27	(仮)環境先進都市とよた推進機構の設立	新規	環境モデル都市推進課	
		市民に役立つ環境情報の収集と提供	28	(仮)CO ₂ 削減基金の創設	新規	環境モデル都市推進課	
			29	年次報告書の発行	継続	環境政策課他	
			30	啓発用パンフレット、計画冊子等印刷製本	新規	環境政策課他	
			31	環境モデル都市シンポジウム(環境配慮型のライフスタイル、ビジネススタイルの提案)	新規	環境モデル都市推進課	
		環境行動を支援するための情報の収集と提供 環境マネジメントシステムによる継続的改善 日常業務における環境負荷の低減	32	低炭素社会モデル地区の整備	新規	環境モデル都市推進課	
			33	環境マネジメントシステムによる継続的改善	継続	環境政策課	
			34	とよたエコアクションプランの実践・管理	継続	環境政策課	
			35	公共工事における環境配慮指針	継続	技術管理課	
	豊田市から取り組む地球温暖化の防止		環境にやさしい暮らしや事業活動の推進	エコライフの推進	36	エコファミリー推進事業	新規
		37			Web版環境家計簿の推進等によるエコファミリーの育成	見直し・改善	環境政策課
		38			省エネナビの活用による省エネの促進	見直し・改善	環境政策課
		39			グリーン購入の実践	継続	環境政策課
		40			見える化機器・システム普及	H22以降実施予定	環境政策課
		41			エコツアーにおけるカーボンオフセット	継続	環境政策課
		42			イベントにおけるカーボンオフセット	新規	環境政策課
		住宅等の省エネルギー化の促進			43	LED防犯灯補助(自治区向け)	新規
			44	省エネ家電買換え運動(キャンペーン)の展開	H22以降実施予定	環境政策課	
			45	屋上緑化や壁面緑化等の促進	H22以降実施予定	環境政策課	
			46	業務用省エネ設備・機器の導入促進	H22以降実施予定	環境政策課	
			47	省エネラベリング制度の普及啓発	H22以降実施予定	環境政策課	
		48	省エネ照明器具の普及促進	H22以降実施予定	環境政策課		

計画事業等一覧

基本方針	基本施策	単位施策	No	事業名	平成21年度計画	所属		
		新エネルギーの導入促進	49	家庭用燃料電池導入支援	H22以降実施予定	環境政策課		
			50	住宅用高効率給湯器の普及促進	継続	環境政策課		
			51	公共建築物の延命化	継続	建築住宅課		
			52	環境を考慮した学校施設づくり推進事業	継続	教育行政課		
			53	環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））[再掲]	継続	教育行政課		
			54	風力発電施設の導入	継続	稲武支所		
			55	公共施設への新エネルギーの率先導入	H22以降実施予定	環境政策課他		
			56	太陽光発電システムの導入支援（住宅用）	見直し・改善	環境政策課		
			57	太陽光発電システムの導入支援拡大（事業者用）	H22以降実施予定	環境政策課		
			58	廃食用油バイオディーゼル燃料化事業	見直し・改善	ごみ減量推進課		
			59	（仮）新・福祉センター（新エネルギー導入）	H22以降実施予定	（福）総務課		
			60	pHVの普及啓発事業（充電施設整備）	新規	交通政策課		
		61	pHVの普及啓発事業（事業所へのpHV導入）	新規	交通政策課			
		62	武道館・サブホール（新エネルギー導入）	継続	スポーツ課			
		交通システムの総合的な改善	公共交通の整備と利用促進	63	鉄道高架化事業の推進（三河八橋付近高架化）	継続	街路課	
				64	鉄道高架化事業の推進（若林地区）	継続	都市計画課	
				65	鉄道複線化事業の推進（名鉄三河線）	継続	都市計画課	
				66	乗合バス路線維持対策費補助事業	継続	交通政策課	
				67	基幹バス推進事業	継続	交通政策課	
				68	基幹バス推進事業（企業通勤バスと基幹バスの連携/人の動きに応じたバスネットワークの構築）	見直し・改善	交通政策課	
				69	基幹バス推進事業（バス優先レーンの試行導入）	継続	交通政策課	
				70	地域バス運行支援事業	継続	交通政策課	
				71	交通結節点整備事業・公共交通利用促進事業	継続	交通政策課	
				環境に配慮した自動車使用の促進	72	エコカーの購入支援制度（個人向け）	見直し・改善	環境政策課
					73	エコカーの購入支援制度を拡充（事業者向け）	新規	商業観光課
					74	公用車への低公害車等の導入	継続	（総）庶務課
		75	エコドライブ推進事業（エコドライブロードの設置整備）		新規	交通政策課		
		76	エコドライブ推進事業（エコドライブ車載器の貸与）		新規	交通政策課		
		77	エコドライブ推進事業（1万人モニターによる取組促進）		継続	交通政策課		
		78	モビリティマネジメント（エコ通勤等）の実施		継続	交通政策課		
		79	人が主体の都心づくり社会実験（トランジットモデル化）		新規	交通政策課		
		80	人が主体の都心づくり社会実験（駐車デポジットシステム）		H22以降実施予定	交通政策課		
		81	人が主体の都心づくり社会実験（パーソナルモビリティの運用実証）		新規	交通政策課		
		82	pHVの普及啓発事業（pHV共同利用システムの導入PR）		新規	交通政策課		
		体系的な道路ネットワークの整備	83		主要幹線道路（内外環状線・放射道路）の整備	継続	調査課	
			84	スマートICの活用	継続	幹線道路推進課		
			85	ITS推進事業（インフラ協調型安全運転支援の実証実験）	継続	交通政策課		
			86	ITS推進事業（ETCを活用した高速料金割引）	H22以降実施予定	交通政策課		
			87	ITS維持管理(道路交通情報システム管理事業)	継続	交通政策課		
			88	ITS維持管理(駐車場案内システム管理事業)	継続	交通政策課		
			89	ITS維持管理（ITS情報センター管理事業）	継続	交通政策課		
		交通手段の転換	90	P&R駐車場の整備（愛知環状鉄道 末野原駅）	継続	土木課		
			91	P&R駐車場の整備（その他）	見直し・改善	交通政策課		
			92	P&R駐車場の整備（P&BR駐車場の確保）	見直し・改善	交通政策課		
			93	歩行・自転車道環境整備の推進と自転車利用への転換	継続	調査課 土木課		
			94	人が主体の都心づくり社会実験（レンタサイクルの拡充）	H22以降実施予定	交通政策課		
		環境負荷の少ないまちづくりの推進	95	ゾーン規制の導入実験	H22以降実施予定	交通政策課		
			96	浄水特定土地地区画整理事業	継続	都市整備課		
97	土橋土地地区画整理事業		継続	土橋地区画整理事務所				
98	（仮）豊田花園土地地区画整理事業		継続	都市整備課				

計画事業等一覧

基本方針	基本施策	単位施策	No	事業名	平成21年度計画	所属		
			99	平戸橋地区都市基盤整備事業	継続	都市整備課		
			100	若林駅周辺新市街地整備事業	継続	都市計画課		
			101	四郷駅周辺新市街地整備事業	継続	都市計画課		
			102	(仮称) 豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業	継続	都市再開発課		
	事業者の取組の促進	自主的な取組の着実な実施	中小企業等への支援	103	環境の保全を推進する協定	継続	環境保全課	
				104	事業者への資金融資制度	継続	環境保全課	
		105		中小企業が一体となったCO ₂ 削減活動の推進	新規	産業労政課		
		106		豊田市環境経営ネットワークの構築(CO ₂ 目標管理システム構築)	新規	産業労政課		
		107		包括的支援の推進	新規	産業労政課		
		地産地食の推進(フードマイレージの低減)		108	地産地食推進事業	継続	農政課	
				109	学校給食地産地食推進事業	継続	農政課	
	森の保全・整備		森づくり事業の推進	110	間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開	継続	森林課	
		111		森林マネジメント組織の設立	新規	森林課		
		112		林道整備、高性能林道機械導入による低コスト化の取組	継続	森林課		
		113		森づくりの担い手育成事業	継続	森林課		
		114		「とよた森林学校」「とよた森林学校出前講座」の継続的实施	継続	森林課		
		115		木材認証制度の促進	継続	森林課		
		116		住宅等への利用促進の支援	H22以降実施予定	森林課		
		117		公共事業における地域材の利用	継続	森林課		
		118		多様な素材の流通システムの構築	H22以降実施予定	森林課		
119		地域材の加工・流通体制の整備に対する支援		H22以降実施予定	森林課			
120		地域材の加工プラントの整備及び有効利用の取組		新規	森林課			
豊かな自然環境との共生		自然と調和できる仕組みの構築		保全すべき自然の明確化 自然環境調査等の充実	121	生物多様性を保全するための仕組みの検討	H22以降実施予定	環境政策課
	122		自然環境フィールド調査の実施		継続	環境政策課		
	123		専門家による自然環境モニタリング調査の実施		H22以降実施予定	環境政策課		
	124		市民参加生き物調査の実施		見直し・改善	環境政策課		
	125		ピオトープマップの作成		継続	環境政策課		
	多様な生態系の保全	エコトーン及び表土の保全と再生	126	湿地の保護	見直し・改善	環境政策課		
			127	ため池整備事業	継続	農地整備課		
			128	自然公園の保護	継続	開発審査課		
			129	開発事業等事前協議会	継続	開発審査課		
			130	民間開発に関する指導及び立入調査	継続	開発審査課		
			生態系の構築に向けた環境の再生	131	多自然川づくり事業(広沢川・大見川)	継続	河川課	
				132	農地・水・環境保全向上対策事業	継続	農地整備課	
				133	中山間地域等直接支払交付金事業	継続	農政課	
				134	環境保全型産地形成対策費補助金事業	継続	農政課	
			自然のネットワークの形成	水系の保全とネットワーク	生物の保護・育成	135	外来生物対策事業	見直し・改善
	136	水道水源保全事業(水道水源かん養林)				見直し・改善	水道総務課	
	137	公共下水道事業				継続	下水道建設課	
	138	下水道の適正管理				継続	下水道維持課	
	139	下水道への接続促進				継続	下水道総務課	
	140	安永川流域水辺環境整備事業				継続	河川課	
	141	市民にわかりやすい水環境指標推進事業				継続	環境保全課	
	142	豊田市矢作川研究所				継続	河川課	
	143	公共下水道事業(豊田地区、藤岡地区市街化区域)				継続	下水道建設課	
	緑の創出とネットワーク	144				鞍ヶ池公園第二期整備事業	継続	公園課
		145				地区公園整備事業	継続	公園課
146		近隣公園整備事業	継続	公園課				
147		街区公園整備事業	継続	公園課				
148		緑地整備事業	継続	公園課				
149		緑道整備事業	継続	公園課				
150		緑化推進事業	継続	公園課				

計画事業等一覧

基本方針	基本施策	単位施策	No	事業名	平成21年度計画	所属	
			151	中央公園整備事業	継続	公園課	
			152	毘森公園整備事業	継続	公園課	
			153	屋上・壁面緑化支援事業	継続	都市計画課	
			154	民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設	継続	都市計画課	
			155	農業経営体活性化促進事業	継続	農政課	
			156	里山環境保全	継続	都市計画課	
	健全な水循環系の構築と森づくりの推進	水源かん養域としての森林・農地の保全	157	(財) 矢作川水源基金への負担金支出	継続	企画課	
			雨水の地下浸透の促進による地下水かん養及び水資源の有効活用	158	雨水流出抑整備補助事業	継続	河川課 下水道総務課
				159	武道館・サブホール(水の有効活用)	継続	スポーツ課
	自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進	自然とのふれあい空間の形成	160	自然観察の森及び周辺地域整備	継続		
			161	市民農園整備促進事業	継続	農政課	
			162	とよたクリーン活動	継続	河川課	
		自然環境保全活動の推進	163	名木の保護	継続	環境政策課	
			164	生きものと共生する地域づくり支援	継続	環境政策課	
			165	みどりの少年団活動支援事業	継続	森林課	
			166	矢作川「川会議」	継続	河川課	
			167	水辺愛護会活動	継続	河川課	
		自然環境に関わる人づくり	168	とよたエコツーリズム事業	見直し・改善	環境政策課	
			169	自然シリーズの刊行	見直し・改善	環境政策課	
170			農ライフ創生センター事業費	継続	農ライフ創生センター		
171			都市農山村交流コーディネート組織育成事業	継続	農政課		
172			矢作川学校	継続	河川課		
173			自然体験学習事業(中学校2年生対象)	継続	学校教育課		
174	自然体験学習事業(小学校5年生・中学校1年生対象)		継続	学校教育課			
循環型のライフスタイル・産業活動への転換	廃棄物の発生抑制(リデュース)の促進	家庭系廃棄物の減量	175	資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進(レジ袋の削減)	継続	環境政策課	
			176	生ごみのひとしぼり運動の周知啓発の実施	継続	ごみ減量推進課	
			177	生ごみ処理機器購入補助事業	継続	ごみ減量推進課	
			178	地域生ごみ減量化支援事業	継続	ごみ減量推進課	
			179	ごみ処理料金体制の見直し	継続	ごみ減量推進課	
	事業系廃棄物の減量	180	事業所及び多量排出事業者における事業系一般廃棄物の排出抑制の推進	継続	ごみ減量推進課		
		181	給食残飯の堆肥化等	継続	保健給食課		
		廃棄物の再使用(リユース)の促進	再生利用(リサイクル)の促進	182	不用品紹介制度	継続	消費生活センター
				183	家庭ごみ(可燃)の減量に向けた資源化の推進	継続	ごみ減量推進課
				184	緑のリサイクル施設の建設	継続	ごみ減量推進課
185	溶融スラグの資源化の促進			継続	清掃施設課		
186	不燃ごみ破砕分別処理施設の整備			見直し・改善	清掃業務課		
廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物の適正な処理	187	リサイクルステーション整備事業	継続	ごみ減量推進課		
		188	除籍済図書資料の再生利用	見直し・改善	図書館		
		189	産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況	継続	廃棄物対策課		
			190	(財) 豊田加茂環境整備公社	継続	廃棄物対策課	
			191	「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出	継続	廃棄物対策課	
			192	PCB廃棄物の適正保管に関する調査・公表	継続	廃棄物対策課	
			193	自動車リサイクル法	継続	廃棄物対策課	
			194	廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化	継続	廃棄物対策課	
			195	適正処理指導及び不適正処理の防止	継続	廃棄物対策課	
			196	不法投棄等の通報体制づくり	継続	廃棄物対策課	
			197	苦情相談への対応	継続	廃棄物対策課	
			198	不適正処理に対する行政処分	継続	廃棄物対策課	
			199	航空写真を解析した不法投棄等監視システム事業	継続	廃棄物対策課	

計画事業等一覧

基本方針	基本施策	単位施策	No	事業名	平成21年度計画	所属	
安全・安心で快適な生活環境の保全	大気汚染の防止	共通	200	企業との公害防止協定及び環境の保全を推進する協定	継続	環境保全課	
			201	大気環境調査	継続	環境保全課	
			202	有害大気汚染物質モニタリング調査	継続	環境保全課	
		工場や事業場の 大気汚染防止対策の推進	203	工場・事業場に対する大気汚染防止対策の規制・指導	継続	環境保全課	
			204	民間建築物の吹付けアスベスト分析・除去費補助事業	見直し・改善	建築相談課	
		自動車排出ガス対策の 推進	205	自動車排出ガス調査	継続	環境保全課	
			206	鉄道高架化事業の推進（三河八橋付近高架化）[再掲]	継続	街路課	
			207	鉄道高架化事業の推進（若林地区）[再掲]	継続	都市計画課	
			208	鉄道複線化事業の推進（名鉄三河線）[再掲]	継続	都市計画課	
			209	乗合バス路線維持対策費補助事業[再掲]	継続	交通政策課	
			210	基幹バス推進事業[再掲]	継続	交通政策課	
			211	基幹バス推進事業（企業通勤バスと基幹バスの連携/人の動きに応じたバスネットワークの構築）[再掲]	見直し・改善	交通政策課	
			212	基幹バス推進事業（バス優先レーンの試行導入）	継続	交通政策課	
			213	地域バス運行支援事業[再掲]	継続	交通政策課	
			214	交通結節点整備事業・公共交通利用促進事業[再掲]	継続	交通政策課	
			215	P&R駐車場の整備（愛知環状鉄道 未野原駅）[再掲]	継続	土木課	
			216	P&R駐車場の整備（その他）[再掲]	見直し・改善	交通政策課	
			217	P&R駐車場の整備（P&BR駐車場の確保）[再掲]	見直し・改善	交通政策課	
			218	歩行・自転車道環境整の推進と自転車利用への転換[再掲]	継続	調査課 土木課	
			水質汚濁の 防止	河川水質の監視・調査 の実施	219	河川水質調査	継続
		220			水環境指標の導入、河川の共働調査	継続	環境保全課
		工場や事業場の排水対策 の推進		221	工場・事業場に対する排水対策の規制・指導	継続	環境保全課
				222	ゴルフ場に関する環境保全協定	継続	環境保全課
		生活排水対策の推進		223	公共下水道事業[再掲]	継続	下水道建設課
224	下水道への接続促進[再掲]			継続	下水道総務課		
225	合併処理浄化槽設置整備・維持管理促進事業		継続	下水道総務課			
土壌・地下水汚染の 防止	土壌・地下水質の監視・調査と 浄化対策の推進	226	地下水質調査	継続	環境保全課		
		227	地下水質監視調査	継続	環境保全課		
	土壌・地下水汚染の未然 防止	228	地盤沈下対策	継続	環境保全課		
騒音・振動、悪臭の 防止	騒音・振動の防止	229	工場・事業場に対する騒音、振動、悪臭対策の規制・指導	継続	環境保全課		
		230	交通環境調査	継続	環境保全課		
	悪臭の防止	231	悪臭対策	継続	環境保全課		
有害化学物質による環境 リスクの低減	化学物質の適正管理の 促進	232	PRTR制度	継続	環境保全課		
		233	リスクコミュニケーションの場づくり	H22以降実施予定	環境保全課		
	PCB廃棄物処理の推進	234	PCB環境調査	継続	環境保全課		
		235	豊田PCB廃棄物処理事業の安全監視	継続	環境保全課		
	ダイオキシン類対策の 推進	236	ダイオキシン類調査	継続	環境保全課		
		237	工場・事業場に対するダイオキシン類対策の規制・指導	継続	環境保全課		
快適な生活環境の 確保	良好な生活環境の形成 魅力ある景観の保全・創出	238	不法投棄パトロール隊・まちの美化活動団体の支援	継続	清掃業務課		
		239	花のあるまちづくり推進事業	見直し・改善	公園課		
		240	足助地区まちづくり事業	継続	都市整備課		
		241	市民・事業者・行政に対する景観配慮の誘導事業	継続	都市計画課		
		242	（仮称）豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業[再掲]	継続	都市再開発課		
	地域の歴史・文化の 保存と活用	243	郷土芸能活動推進事業	継続	文化財課		
		244	（仮）豊田市ふるさと歴史館整備事業	継続	文化財課		

資料編

別表1 環境マネジメントシステム - 環境目標達成状況 (平成 20 年度)

プロジェクト 1 (廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すことにより、廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用されるまちをめざします。	資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進 (年間目標:レジ袋辞退率 70%)	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部を通して普及啓発を推進 (大型食料品店買物袋持参率:88.0%)	○
2		豊田市共通シール事業 (年間目標:発行枚数 2,500 万枚)		共通シール発行枚数:2,954 万枚	○

プロジェクト 2 (廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	廃棄物に対する指導管理体制を強化するとともに、安全性、信頼性の高い処理施設整備を進め、廃棄物が適正に処理されるまちをめざします。	PCB 廃棄物の処理対策の推進 (年間目標:PCB 無害化処理の推進)	環境部 環境保全課	豊田市 PCB 処理安全監視委員会開催(3 回) 大気 3、水質 2、土壌 1、底質 2 の各地点のモニタリング調査実施 1 社と収集運搬協定を締結	○
2		廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化 (年間目標:処理施設の適正場所への設置推進)	環境部 廃棄物対策課	産業廃棄物適正処理促進条例に基づく地元説明会実施 (3 施設)	○
3		廃棄物の適正処理(1) (年間目標:分別指導の実施)	環境部 清掃業務課 (グリーン・クリーンふじの丘)	特に分別されていない搬入者に対して指導を実施	○
4		廃棄物の適正処理(2) (年間目標:搬入物の実態調査の実施)		ガイドブック未記載のゴミが搬入されることが判明	○
5		埋立施設的环境管理 (年間目標:ごみの飛散防止対策の実施)		ごみの飛散状況に合わせた飛散対策を実施	○

プロジェクト3(二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	環境にやさしいライフスタイルが当たり前となるようなまちをめざします。また、エネルギー利用効率の向上、自然エネルギーの活用など地球環境に配慮した事業活動を推進します。	新エネルギー普及促進事業 (年間目標：住宅用太陽光発電システム設置費補助件数 450 基)	環境部 環境政策課	613 件補助 (総補助件数：2,843 件)	○
2		低公害車等普及促進事業 (年間目標：低公害車購入費補助件数 450 台)		489 件補助 (総補助件数：3,513 件)	○
3		地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業 (年間目標：エコライフ倶楽部の活動の充実、エコシール発行メニューの拡大)		とよたエコライフ倶楽部の各部会の活動を充実。エコマネーセンターでの発行体制、交換商品を拡大	○
4		住宅用高効率給湯器普及促進事業 (年間目標：住宅用高効率給湯器設置費補助件数 1,600 台)		2,561 件補助 (総補助件数：4,513 件)	○
5		環境学習推進事業 (年間目標：人材育成、環境学習支援体制の充実)		エコライフを伝える人材育成のため、展示解説ボランティア 9 名、地域インタープリター 18 名を養成 養成した人材が活動できる場づくりとプログラムづくりを実施	○
6		省 CO ₂ に取り組む人づくり事業 (年間目標：公共施設における CO ₂ の「見える化」を実施)		本庁舎や交流館、学校等に、ポスターやラベルを掲示。本庁舎へ横断幕、立て看板を設置。 CATV、コミュニティ FM で PR	○
7		省 CO ₂ に取り組む人づくり事業 (年間目標：省エネナビモニター制度の実施)		モニター参加世帯：74 世帯、参加世帯に調査結果を送付	○
8		省 CO ₂ に取り組む人づくり事業 (年間目標：我が家の環境大臣登録促進事業の実施)		調査参加世帯：65 世帯、結果を参加世帯に発送 (調査結果の取りまとめに時間がかかったため。また、公表時期を環境月間にあわせるよう変更したため)	×
9		環境を考慮した学校施設(エコスクール)づくり推進事業 (年間目標：木材利用の推進、環境等に配慮した教室の暑さ対策効果の検証)	教育委員会 教育行政課	屋上断熱化：6 校 庇設置：5 校 緑のカーテンを 9 校でモデル的に実施し、効果を検証。 (施設の保全改修及びナイトパーキングが実施できなかった)	×
10		環境にやさしい企業活動モデル事業 (年間目標：市内製造業に対する CO ₂ 排出量の削減手法の効果確認、導入のための有効施策の検討)	産業部 産業労政課	PIUS チェック、ESCO 事業を各 2 社に対してモデル事業を実施し、事業効果を確認。 市内事業所を対象として「ものづくり環境セミナー」を開催し、成果発表を実施	○
11		燃料電池自動車普及啓発事業 (年間目標：燃料電池自動車の利便性の周知、学校向けの教材としての利用)		燃料電池自動車授業を全小・中学校で実施(小/76 校、約 4,800 人・中/26 校、約 4,600 人) 産業フェスタへの出展(燃料電池自動車試乗会/約 1,000 人参加)により、市民への PR 活動を実施	○
12		排気ガスの抑制 (年間目標：重油使用量の把握)	環境部 清掃業務課 (グリーン・クリーンふじの丘)	塩水処理量に対する重油使用量：126 kℓ	○

プロジェクト4 (自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	恵まれた自然環境を維持するため、それらの現状把握と適正な保全対策を図るとともに、身近に自然とふれあえる空間や体験の場を創造します。	自然観察の森再整備事業 (年間目標：事業効果の向上、新ネイチャーセンターの建設)	環境部 環境政策課	指定管理者の管理運営(継続)、次期指定管理者(財)日本野鳥の会の選定。 新ネイチャーセンターの建築着工、映像教材の完成、里山等環境管理の実施	○
2		親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進 (年間目標：基本計画の地元調整)	建設部 河川課	基本計画の地元調整	○
3		多自然型河川の整備の推進 (年間目標：広沢川河川改良工事を60m実施)		広沢川河川改良工事を60m整備	○

プロジェクト5 (農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	水源涵養、生物の生息空間の確保等多様な環境保全機能を持つ農地や森林を保全するために、環境保全型農林業の展開、推進を図るとともに、農林業の活性化を図ります。	農業振興地域における農用地面積の確保 (年間目標：農用地面積 6,000ha)	産業部 農政課	農地パトロールを実施し、農用地面積 6,053ha を確保	○
2		農ライフ創生センター事業 (年間目標：研修修了者へのあつ旋農地面積 36,000 m ²)		農地面積 62,400 m ² をあつ旋	○
3		地産地食推進事業 (年間目標：農産物直売施設等出荷者数 2,370 人)		農産物直売施設等出荷者数：2,272 人 (出荷者の高齢化が原因と推測。今後、農産物直売施設等から情報収集し、目標設定する)	×
4		中山間農地活用保全事業 (年間目標：協定面積 976ha)		協定面積：980ha	○
5		農地・水・環境保全向上対策事業 (年間目標：共同活動参加人数 49,000 人)	産業部 農地整備課	共同活動参加人数：52,000 人	○

プロジェクト6 (交通環境を整備し、環境への負荷を低減します)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの削減を図り、環境への負荷を低減し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境が整備されたまちをめざします。	豊田都市圏新渋滞対策事業 (年間目標：TDM への参加者の拡大)	都市整備部 交通政策課	事業所を集め、エコ通勤をすすめる会を商工会議所とともに組織化(20 事業所が参加)	○
2		パーク・アンド・ライド駐車場整備事業 (年間目標：駐車場運営組織の仕組みの検討)		エコ通勤をすすめる会の分科会として事業所と利用の可否についての検討を開始、具体的な活動に対する課題の提起を検討	○
3		歩行者移動支援情報提供事業 (年間目標：歩行者移動支援情報提供事業の検討)		おいでんバスのバス停 373 か所、中心市街地の公共サインなど 50 か所に二次元バーコードを設置し、携帯電話で情報を入手できる仕組みを導入	○
4		歩行者・自転車道環境整備事業 (年間目標：自転車通行帯・自転車道整備延長 800m)	建設部 土木課	自転車通行帯・自転車道整備延長：800m	○

プロジェクト7 (化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	有害化学物質に関する実態把握、市民への適切な情報提供及びリスクコミュニケーションが図られるまちをめざします。また、有害化学物質等の排出量を削減し、環境リスクを軽減します。	事業者への化学物質適正管理の指導促進 (年間目標：化学物質の使用量、排出量の把握、化学物質削減の指導)	環境部 環境保全課	PRTR 法に基づく届出の周知 有害物質使用工場 46 事業場に対する立入 PRTR 届出事業所数：171 事業所	○
2		リスクコミュニケーションの場づくりの推進 (年間目標：リスクコミュニケーションの場の推進、既存制度の継続運用)		豊田市 PCB 処理安全監視委員会の設置(3 回開催) 地域協議会の活用(3 企業 9 回出席)	○
3		放流水質の維持管理 (年間目標：地域協定値の順守)	環境部 清掃業務課 (グリーン・クリーンふじの丘)	放流水質を維持管理保障値内に収め、放流を実施	○

プロジェクト8 (河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします)

	環境目的	環境目標	実行部門 ・課等名	実施内容	評価
1	「水循環」の視点で治水、利水が進められ、健全な水循環が向上されるまちをめざします。また、水環境を改善するとともに、水資源の確保と水の有効利用を促進します。	雨水流出抑制施設整備の推進 (年間目標：40 基補助)	上下水道局 下水道総務課	雨水貯留施設設置件数：45 基	○
2		雨水流出抑制施設整備の推進 (年間目標：60 基補助)	建設部 河川課	雨水貯留施設設置件数：60 基	○
3		高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 (年間目標：250 基補助)	上下水道局 下水道総務課	高度処理型合併処理浄化槽設置実績：276 基	○
4		水道水源保全事業：水道水源涵養林 (年間目標：水道水源保全林整備面積 35ha)	上下水道局 水道総務課	水源の森用地 22ha 取得済 (登記簿面積は 35ha)	○
5		市民にわかりやすい河川の水環境指標の推進 (年間目標：モデル河川での共働調査の実施)	環境部 環境保全課	下水道建設課と連携し、モデル河川を選定し共働調査を実施 (4 河川) 調査結果を評価し、ホームページに掲載	○

プロジェクト9 (緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	環境に配慮した住環境、道路環境などの都市基盤の整備を進めるとともに、緑豊かなやすらぎを感じることができ、安全に生活できるまちづくりを進めます。	豊田市駅前通り地区市街地再開発事業 (年間目標：再開発ビルの竣工、駅前通り北地区市街地整備計画の立案)	都市整備部 都市再開発課	南地区再開発事業：5月末にビルを竣工、12月に事業完了 北地区市街地整備：北街区まちづくり協議会で、屋上緑化、壁面緑化等の施設導入を含めた計画立案が必要であることを共通認識した。	○
2		緑豊かな都市計画道路、市道の整備 (年間目標：事業の推進)	建設部 街路課	排水性舗装・透水性舗装・植栽等の実施 (都)浄水駅中央通り線、(都)豊田則定線、(都)西岡吉原線、(市)大釜鳥坂根線外1、(市)深田2号線、(都)平戸橋土橋線	○
3		総合公園整備事業 (年間目標：扶桑公園の整備、中央公園、毘森公園の基本計画の策定)	建設部 公園課	扶桑公園施設整備(A=1.1ha) 植栽工、園路広場工、建築施設組立設置工、他 中央公園・毘森公園：基本計画策定中(翌年度へ繰越) (中央公園基本計画：委員会での意見調整やパブリックコメントに時間を要するため。 毘森公園基本計画：生涯スポーツプランの見直しと整合を図る必要があることと、中央公園の基本計画と同時にパブリックコメントを実施する事としたため。 中央公園基本計画：平成22年3月26日まで契約延長 毘森公園基本計画：平成22年3月26日まで契約延長)	×

プロジェクト10 (環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
1	学校、学習施設、地域など様々な「場」での総合的な環境教育・環境学習が推進され、市民、事業者、行政が協働できるまちをめざします。	環境学習拠点整備事業 (年間目標：市民主体の市民活動団体準備会の設置)	環境部 環境政策課	市民団体設立準備会を設置するとともに呼びかけ人会を発足させ、呼びかけ人会のメンバーを中心に基本構想づくりなど5回の会議及び世話人会を開催。市民団体設立総会(12/7)を開催し賛同者を募り、NPO法人として登記(3/19)	○
2		(仮称)環境保全協定の締結事業 (年間目標：協定の締結拡大、協定協議会設立準備)	環境部 環境保全課	11社と締結 (仮)協定協議会設立に向けた先進地等の資料収集を実施	○

別表2 とよたエコアクションプラン - 環境率先行動リスト

省資源・省エネルギーの推進	始業前、終業時は、照明を消す	
	昼休み、残業時、空室等不要な照明を消す	
	OA 機器等の不使用时は電源を切る	
	階段を積極的に利用する	
	未使用時には給湯器の「種火」を消す	
	節水（トイレ、水道蛇口、給湯器等）の励行	
	両面コピー（裏面利用含）、両面印刷の励行	
	会議資料は、できる限り簡素化する	
環境に配慮した製品の活用	グリーン調達方針による購入に努める	
	適正量の物品の購入に努める	
廃棄物の減量とリサイクルの推進	使用済封筒を内部交換文書等に活用する	
	古紙の分別を徹底する	
	ごみ（可燃・資源・不燃）の分別を徹底する	
	各種事務用品等を再利用する	
	トナーカートリッジ等の処分を適切に行う	
	買物の際、レジ袋を受取らない	
	行事（会議含）開催時に環境に配慮する	
自動車の適正使用及びエコドライブ	発進時	ブレーキからアクセルへ一呼吸おく感じで足を移す（AT 車）
		アクセルに足を載せる感じでふんわり踏み込む
		最初の 5 秒で時速 20km を目安に加速する
	停止時	荷物の積み下ろしや駅などでの待ち合わせでは、アイドリングストップする
		待ち時間の長い信号や踏切では、アイドリングストップする
	カーエアコンの使い方	できるだけ OFF にする（特に春、秋）
		気象条件に応じて、こまめに温度調節する
		ON のときは内気循環、OFF のときは外気導入にする
		風量調節は AUTO にする。
	その他	交通状況に応じた安全な定速走行に努め、加減速の少ない運転をする
		速時は、早めにアクセルから足を離し、エンジnbrakeを積極的に使う
		不要な暖機運転はせず、エンジンをかけたらずぐ出発する
		出発前に走行ルートや渋滞などの道路交通情報をチェックする
		タイヤの空気圧をこまめにチェックする
不要な荷物は積まない		
緑地等の保護のため前向き駐車に努める		

別表3 グリーン調達率（平成20年度）

表中備考欄「 」印は、紙類偽装問題のため方針を凍結した品目。

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率	備考
コピー用紙	-	-	-	-	
フォーム用紙	-	-	-	-	
インクジェットカラープリンタ - 用塗工紙	-	-	-	-	
ジアゾ感光紙（青焼き用紙）	-	-	-	-	
印刷用紙（カラー用紙を除く）	-	-	-	-	
印刷用紙（カラー用紙）	-	-	-	-	
トイレトペーパー	-	-	-	-	
ティッシュペーパー	-	-	-	-	
シャープペンシル	2068		2068	100.00%	
シャープペンシル替芯	1237	1	1238	99.92%	
ボールペン	18267	11	18278	99.94%	
マーキングペン	17153		17153	100.00%	
鉛筆	970		970	100.00%	
スタンプ台	276		276	100.00%	
朱肉	304		304	100.00%	
印章セット	2		2	100.00%	
印箱	5		5	100.00%	
公印				-	
ゴム印	805	14	819	98.29%	
回転ゴム印	36	3	39	92.31%	
定規	64	1	65	98.46%	
トレー	20		20	100.00%	
消しゴム	2893	44	2937	98.50%	
ステーブラー（ホッチキス）	284		284	100.00%	
ステーブラー針リムーバー（ホッチキスの針抜き）	29		29	100.00%	
連射式クリップ（本体）	12		12	100.00%	
事務用修正具（テープ）	2540		2540	100.00%	
事務用修正具（液状）	1044		1044	100.00%	
クラフトテープ	-	-	-	-	
粘着テープ（布粘着）	-	-	-	-	
両面粘着紙テープ	-	-	-	-	
製本テープ	-	-	-	-	
ブックスタンド	56	10	66	84.85%	
ペンスタンド	2		2	100.00%	
クリップケース	11		11	100.00%	
はさみ	75	1	76	98.68%	
マグネット（玉）	243		243	100.00%	
マグネット（バー）	203	9	212	95.75%	
テープカッター	391		391	100.00%	
パンチ（手動）	23		23	100.00%	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	10		10	100.00%	
紙めくりクリーム	13		13	100.00%	
鉛筆削（手動）	3		3	100.00%	

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率	備考
OA クリーナー (ウエットタイプ)	315		315	100.00%	
OA クリーナー (液タイプ)	3		3	100.00%	
ダストブロアー	70		70	100.00%	
レターケース	19	1	20	95.00%	
メディアケース (F・D・C・D・MO用)	302	1	303	99.67%	
マウスパッド	85	1	86	98.84%	
一次電池又は小形充電式電池				-	
丸刃式紙裁断機	2		2	100.00%	
カッターナイフ	150	1	151	99.34%	
カッティングマット	6		6	100.00%	
デスクマット	4		4	100.00%	
OHP フィルム				-	
絵筆				-	
絵の具	3		3	100.00%	
墨汁	3		3	100.00%	
のり (液状) (補充用を含む。)	1650		1650	100.00%	
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)	23		23	100.00%	
のり (固形)	4599		4599	100.00%	
のり (テープ)	1424	5	1429	99.65%	
ファイル	-	-	-	-	
バインダー	-	-	-	-	
ファイリング用品	-	-	-	-	
アルバム	5		5	100.00%	
つづりひも	-	-	-	-	
カードケース	431	350	781	55.19%	
事務用封筒 (紙製)	-	-	-	-	
窓付き封筒 (紙製)	-	-	-	-	
けい紙	-	-	-	-	
起案用紙	-	-	-	-	
ノート	-	-	-	-	
パンチラベル	-	-	-	-	
タックラベル	-	-	-	-	
インデックス	-	-	-	-	
付箋紙	-	-	-	-	
付箋フィルム	32		32	100.00%	
黒板拭き	335		335	100.00%	
ホワイトボード用イレーザー	256		256	100.00%	
額縁	148		148	100.00%	
ごみ箱	8		8	100.00%	
リサイクルボックス	2		2	100.00%	
缶・ボトルつぶし機 (手動)				-	
名札 (机上用)	71		71	100.00%	
名札 (衣服取付型・首下げ型)	691		691	100.00%	
鍵かけ (フックを含む。)	3	1	4	75.00%	
いす	203		203	100.00%	
机	125		125	100.00%	
棚	28		28	100.00%	
収納用什器 (棚以外)	13	1	14	92.86%	

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率	備考
ローパーティション	16		16	100.00%	
コートハンガー				-	
傘立て	2		2	100.00%	
掲示板	1		1	100.00%	
黒板				-	
ホワイトボード	64		64	100.00%	
コピー機（リース、レンタルを含む。）	1		1	100.00%	
複合機（リース、レンタルを含む。）	2		2	100.00%	
拡張性のあるデジタルコピー機（リース、レンタルを含む。）				-	
電子計算機（リース、レンタルを含む。）	6	1	7	85.71%	
プリンタ（リース、レンタルを含む。）	38		38	100.00%	
プリンタ/ファクシミリ兼用機（リース、レンタルを含む。）				-	
ファクシミリ（リース、レンタルを含む。）	1		1	100.00%	
スキャナ（リース、レンタルを含む。）	3		3	100.00%	
磁気ディスク装置（リース、レンタルを含む。）	2		2	100.00%	
ディスプレイ（リース、レンタルを含む。）				-	
シュレッダー（リース、レンタルを含む。）	3		3	100.00%	
デジタル印刷機（リース、レンタルを含む。）				-	
記録用メディア	2498	3	2501	99.88%	
一次電池又は小形充電式電池	1065	4	1069	99.63%	
電子式卓上計算機	42	1	43	97.67%	
トナーカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	424	4	428	99.07%	
インクカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	929	134	1063	87.39%	
電気冷蔵庫	1		1	100.00%	
電気冷凍庫		1	1	0.00%	
電気冷凍冷蔵庫	11		11	100.00%	
電気便座	4		4	100.00%	
エアコン	11		11	100.00%	
ガスヒートポンプ式冷暖房機				-	
ストーブ				-	
電気給湯器				-	
ガス温水機器	1		1	100.00%	
石油温水機器				-	
ガス調理機器				-	
蛍光灯照明器具	11		11	100.00%	
蛍光灯ランプ（直管型：大きさの区分 40 型蛍光灯ランプ）	943		943	100.00%	
電球形状のランプ	109		109	100.00%	
自動車	21		21	100.00%	
E T C 対応車載器	2		2	100.00%	
カーナビゲーションシステム	2		2	100.00%	
一般公用車用タイヤ	48	4	52	92.31%	
2 サイクルエンジン油	1		1	100.00%	

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率	備考
消火器	119		119	100.00%	
制服	2	38	40	5.00%	
作業服	3972	21	3993	99.47%	
カーテン	12		12	100.00%	
布製ブラインド				-	
タフテッドカーペット				-	
タイルカーペット				-	
織じゅうたん				-	
ニードルパンチカーペット				-	
毛布				-	
ふとん	1		1	100.00%	
ベッドフレーム				-	
マットレス				-	
作業手袋	1306	2	1308	99.85%	
集会用テント	121		121	100.00%	
ブルーシート	20	2	22	90.91%	
防球ネット	2		2	100.00%	
太陽光発電システム				-	
太陽熱利用システム				-	
燃料電池				-	
生ゴミ処理機				-	
節水機器				-	
テレビジョン受信機				-	
	74577	670	75247		

参考資料

1 環境行政年表（直近5年）

年	市	国・県
16年度	<p>4月 豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定を締結 豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会が「とよたエコライフ倶楽部」に名称変更 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 豊田市環境学習施設基本計画に関するパブリックコメントの実施 豊田市自然観察の森周辺地域基本構想に関するパブリックコメントの実施 10月 窒素酸化物及び粒子状物質低減装置導入費補助制度スタート 12月 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定</p>	<p>4月 独立行政法人環境再生保全機構設立 日本環境安全事業（株）設立 5月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正（PCB 廃棄物処理基準の創設等）（17年4月施行） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定 6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布（17年4月施行） 不法投棄撲滅アクションプラン公表 産業廃棄物不法投棄ホットライン設置 景観法制定（12月施行） 7月 全国地球温暖化防止活動推進センター「ストップおんだん館」開館 10月 「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」の開催</p>
	<p>2月 「第4回とよたエコライフ賞」表彰</p>	<p>1月 使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）の施行 2月 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更を閣議決定 （愛知県）愛知県環境学習基本方針の策定 （愛知県）あいち地球温暖化防止戦略の策定 京都議定書の発効 3月 「愛・地球博」開幕（～17年9月まで）</p>
17年度	<p>4月 近隣6町村と合併（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町） 5月 地球温暖化対策推進国民運動「チーム・マイナス6%」に参加 7月 「こども環境サミット2005」の開催 10月 第1回環境審議会の開催（諮問） 豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例の施行 11月 第1回豊田市自然観察の森周辺地域 施設計画検討会の開催 「第5回とよたエコライフ賞」表彰 12月 第2回環境審議会の開催</p>	<p>4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行 京都議定書目標達成計画の閣議決定 6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行 7月 環境省設置法の一部を改正する法律等の施行 第1回自然環境資源の利活用に関する検討会議の開催（愛知県） 8月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 沖縄県伊江村におけるサトウキビ由来バイオマスエタノールの製造・利用に関する実証事業の開始 9月 エコ・パートナーシップフォーラムの開催（愛知県） 10月 「沖縄こども環境大臣」サミットの開催 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行</p>
	<p>1月 第3回環境審議会の開催 エコシールセンター開設 2月 環境審議会の答申 3月 「未来へつなげよう 愛・地球博 10か国フレンドシップフェスティバル&地球市民村 in あすて」の開催 勘八不燃物処分場閉鎖 豊田市の環境を守り育てる条例公布（豊田市公害防止条例、豊田市あき地環境保全条例、豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例廃止） 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例公布 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正（平成18年10月施行）</p>	<p>1月 「ライフスタイルフォーラム2005」の開催 2月 「あいち地球温暖化防止戦略・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」の開催 排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する省令の施行 3月 バイオマス・ニッポン総合戦略の閣議決定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正</p>

年	市	国・県
18年度	4月 グリーン・クリーンふじの丘供用開始 12月 2か所目のエコシールセンターオープン	6月 容器包装リサイクル法改正 10月 第1回3R推進全国大会開催 12月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令施行
	2月 「第6回とよたエコライフ賞」表彰 3月 豊田市公共交通基本計画策定 渡刈クリーンセンター及び環境学習施設「eco-T」竣工 豊田市森づくり条例公布	2月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令公布 「あいち環境学習プラザ」オープン 3月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案閣議決定 愛知地域公害防止計画策定 愛知県廃棄物処理計画策定
19年度	4月 渡刈クリーンセンター供用開始 プラスチック製容器包装資源化施設稼働開始 6月 環境学習施設「eco-T」オープン エコマネーセンター開設 7月 第16回湿地サミットを豊田市で開催 9月 3か所目のエコシールセンターオープン 11月 市内19ゴルフ場と「ゴルフ場に関する環境保全協定書」締結	5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正（局地汚染対策及び流入車対策追加） 6月 食品循環資源の再利用等の推進に関する法律の一部改正 9月 愛知県分別収集促進計画（第5期）策定 11月 第三次生物多様性国家戦略の策定
	2月 「レジ袋削減に関する協定」締結式 「第7回とよたエコライフ賞」表彰 3月 豊田市地球温暖化防止行動計画策定 豊田市一般廃棄物処理基本計画策定	3月 愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の改正 第3次愛知県環境基本計画策定
20年度	4月 レジ袋無料配布中止の本格実施 10月 第20回星空の街・あおぞらの街全国大会を豊田市で開催 「環境の保全を推進する協定」1社目の締結 12月 第3次豊田市環境基本計画策定	4月 エコツーリズム推進法施行 5月 新・ゴミゼロ国際化行動計画策定 6月 生物多様性基本法施行 内閣総理大臣スピーチ「『低炭素社会・日本』をめざして」 12月 愛知県立自然公園条例の改正施行
	1月 国により環境モデル都市として選定 3月 豊田市産業廃棄物基本計画 豊田市環境モデル都市アクションプラン（ハイブリッド・シティとよたプラン）策定	3月 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画策定

2 環境部の業務内容(平成 21 年度)

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	環境政策課	環境に係る政策立案に関すること 環境に係る調査及び調整に関すること 環境基本計画に関すること 環境マネジメントシステムに関すること 職員の環境率先行動の管理に関すること 自然保護に関すること 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること グリーン購入の普及促進に関すること 環境学習及び環境啓発に関すること
	環境保全課	公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること 環境の常時監視及びその他環境調査に関すること 大気測定局の管理に関すること 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組みに関すること 環境影響評価に関すること 化学物質等の環境リスクに係る取組みに関すること 環境保全に係る取組み及び調査研究に関すること 環境の状況等の周知に関すること 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関すること
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること 産業廃棄物の適正処理指導に関すること 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関すること 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可及び指導に関すること
	ごみ減量推進課 (前清掃管理課)	清掃事業の総合調整に関すること 一般廃棄物の処理計画に関すること 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること 旭不燃物最終処分場の管理の総合調整に関すること 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関すること ごみの資源化及びリサイクルの普及促進並びに支援活動に関すること 環境委員活動の支援に関すること ごみの統計資料等の作成に関すること 清掃事務所及び資源化施設の管理に関すること 公衆便所の整備及び維持管理に関すること

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	清掃業務課	清掃職員の安全衛生及び研修に関すること ごみの分別収集に関すること ごみ袋の販売あっ旋に関すること ごみ収集の指揮監督に関すること 粗大ごみに関すること ごみの不法投棄に関すること し尿の収集に関すること し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関すること 一般廃棄物処理手数料(し尿及び粗大ごみに限る。)の徴収に関すること 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること
	清掃施設課	清掃施設の整備に係る総合調整に関すること 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの運転計画の総合調整に関すること 一般廃棄物の処理施設の整備に関すること
	渡刈クリーンセンター 及び 藤岡プラント	焼却施設の維持管理及び補修に関すること 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること 一般廃棄物処理手数料(し尿及び粗大ごみを除く。)の徴収に関すること 焼却施設の運転管理に関すること 一般廃棄物の焼却業務並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること

3 開発に関する法規制等(平成21年3月31日現在)

(1) 土地に関する規制

規制に関わる項目		所管(市ではない場合)	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地		農政課	農振除外(農用地以外の目的)
	一般農地		農業委員会	農地転用許可、届出(農地以外に転用)
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	無し	指定の解除、行為許可等
	地域森林		森林課	伐採の届出(立木の伐採)
		豊田加茂農林水産事務所	無し	林地開発許可(1ha超の開発)
林道	林業目的以外で通行する場合等		森林課	使用許可等
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	占用許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第32条協議(従前の道水路を含む場合)
国定公園	特別地域		開発審査課	特別地域内行為許可(禁止行為あり)
	普通地域		開発審査課	普通地域内行為届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
宅地造成区域			開発審査課	宅地造成規制に関する許可申請
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地の形状変更
指定緑地			公園課	指定緑地内についての行為

(2) 行為に関する規制

規制項目	規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所(豊田庁舎)
建築物等	建築物・工作物の構造	建築確認	建築相談課
	建築リサイクル法に基づく建設工事	届出	建築相談課
工場立地	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積が 3,000 m ² 以上の工場	届出	西三河県民事務所(豊田庁舎)
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所

(3) 行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容			市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000 m ³ 以上の開発	矢水協 との協議
		公共事業	矢水協 との協議
		污水に関すること	環境保全課
	境川流域	造成	洪水調整機能の充実
河川課			
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理するも者	使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課

矢水協：矢作川沿岸水質保全対策協議会。矢作川沿岸及び水域の水質保全に必要な調査、対策及び運動を行うことを目的とした組織で、県企業庁、矢作川流域市町村、漁業協同組合、土地改良区などの関係団体を会員として構成されている。特に、大規模な開発などについて、行政と連携し、事前協議、監視、指導を行い、その水環境管理方式は「矢作川方式」として全国的にも有名。

4 環境関連例規

(1) 条例 (平成21年3月31日現在)

【環境保全】

- 豊田市環境基本条例 (H8.9.30 全部改正 / H17.7.13 改正 / 環境政策課)
「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。
- 豊田市の環境を守り育てる条例 (H18.3.30 制定 / 環境政策課)
市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

【環境衛生】

- 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (H5.3.31 全部改正 / H.18.3.30 改正 / ごみ減量推進課)
資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。
- 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例 (H18.3.30 制定 / 廃棄物対策課)
産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。
- 豊田市一般廃棄物処理施設条例 (S37.3.27 制定 / H19.12.26 改正 / 清掃業務課・清掃施設課)
豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。
- 豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例 (H17.9.30 制定 / H18.3.30 改正 / 廃棄物対策課)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。
- 豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (H11.3.29 制定 / 清掃施設課)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続きと、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。
- 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例 (H9.12.24 制定 / H17.9.30 改正 / 下水道総務課)
浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

【都市計画】

- 豊田市屋外広告物条例 (H9.12.24 制定 / H20.3.28 改正 / 都市計画課)
屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。
- 豊田市景観条例 (H20.3.28 制定 / 都市計画課)
景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。
- 豊田市市街地における緑の保全条例 (H元.3.27 制定 / H4.7.1 改正 / 公園課)
市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。
- 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例 (H5.3.31 制定 / H20.3.28 改正 / 建築相談課)
建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

【下水道】

- 豊田市公共下水道条例 (S61.9.20 制定 / H14.3.26 改正 / 下水道総務課)

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

- 豊田市自然観察の森条例（H2.3.28 制定 / H17.9.30 改正 / 環境政策課）
豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

（ 2 ） 告示（平成21年3月31日現在）

区域指定等

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示 / H17.3.29 改正 / 環境保全課）
- 振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示 / H17.3.29 改正 / 環境保全課）
- 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
（H17.3.29 告示 / 環境保全課）
- 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定（H10.3.31 告示 / H17.2.17 改正 / 都市計画課）
- 良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定
（H13.9.18 告示 / H17.2.17 改正 / 都市計画課）

5 環境関連資料

平成20年度発行情物

名 称	担当課	発行年月	サイズ	内 容
豊田市環境基本計画	環境政策課	H20.12	A4/148 頁	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの（計画期間:平成 20～29 年度）
平成 20 年版 環境報告書	環境政策課	H20.10	A4/122 頁	平成 19 年度の市の環境の状況、環境施策の概要のまとめ
平成 20 年版 環境調査報告書	環境保全課	H20.10	A4/388 頁	平成 19 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
平成 20 年版 清掃事業の概要	ごみ減量推進課	H20.12	A4/118 頁	平成 19 年度の清掃事業の概要
平成 20 年 豊田市下水道年報	下水道総務課 下水道維持課 下水道建設課	H20.9	A4/78 頁	平成 19 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 （2009 年度版ごみカレンダー）	ごみ減量推進課	H21.3	A4/8 頁	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	ごみ減量推進課	H21.3	A4/14 頁	ごみの分別の方法や資源リサイクル等をわかりやすく解説

自然シリーズ

題 名	発行年月	題 名	発行年月
豊田の昆虫（猿投山の昆虫 1）	H 1. 3	豊田の魚（池沼編）	H 8.12
豊田の昆虫（猿投山の昆虫 2）	H 2. 3	豊田のクモ	S62. 3
豊田の昆虫（チョウとガ）	H12. 3	豊田の野鳥	H 7. 3
豊田の植物（帰化植物）	S56. 3	豊田の名木	H 5. 3
豊田の植物（野草の花）	H 6. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の植物（樹木の花）	H10. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	H13. 3	自然観察の森ガイドブック	H 2. 4
豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	H14. 3		

環 境 方 針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、私たちの生活が豊かになる一方で、様々な形で環境への負荷をもたらし、地球環境を大きく変化させようとしています。そうした中、市民の環境に配慮したライフスタイルへの関心が高まりを見せていますが、廃棄物の増加や身近な自然の減少などの地域環境問題をはじめ、化石燃料の使用増加による地球温暖化問題など、私たちを取り巻く環境は一層悪化しています。そのような状況を改善し、次世代によりよい地球を残していくことは、私たちの大きな使命です。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、地域の特性や風土を活かした市の施策、事務事業を進めます。また、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

基本方針

- 1 基本理念を踏まえ、本市がめざす「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会像を実現するため、様々な環境関連施策を推進していきます。そして、この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
- 2 環境に関する法令等を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 3 全職員等が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。
- 4 市民等からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成 20 年 10 月 23 日

ご意見、ご感想をお聞かせください。

「平成 21 年版 環境報告書」をお手にとっていただきありがとうございました。作成にあたってはできるだけわかりやすい表現を心がけておりますが、まだまだ不十分な点もあると思います。皆様からおよせいただいたご意見を今後の報告書づくりにいかしていきたいと考えていますので、お手数ですが、ご意見やご感想、お気づきの点などを以下の欄にご記入いただき、FAX 又は郵送、電子メールでお送りいただければ幸いです。

宛先 豊田市環境部環境政策課
〒471-8501 豊田市西町 3-60
FAX 0565-34-6650
電子メール kansei@city.toyota.aichi.jp

「平成 21 年版環境報告書」のご意見・ご感想

環境報告書について	わかりやすい	普通	わかりにくい
わかりにくいとお答えの方に伺います。その箇所や理由は何ですか。以下に記入してください。			

今後環境報告書で取り上げて欲しいテーマ、充実させた方がよいと思われる内容がありますか。あれば、以下に記入してください。

--

そのほか、ご意見、ご感想がございましたらお聞かせください。

--

差し支えない範囲でご記入ください。

職業 _____ 性別 男・女

年齢 10 歳代・20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代以上

住所 _____ 町 ご協力ありがとうございました

この報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 20 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

本書の内容は、豊田市のホームページに
掲載しています。

平成 21 年版 環境報告書

平成 21 年 1 2 月

発行 **豊 田 市**
編集 環境部 環境政策課

〒471-8501 豊田市西町 3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail: kansei@city.toyota.aichi.jp

人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた

豊田市